

はじめに

不登校児童生徒の支援については、学校をはじめ支援に関わる方々が、児童生徒のよりよい成長を願いながら日々対応されているところですが、本県の不登校児童生徒数は小・中学校の義務教育段階では増加傾向にあり、大きな課題であるととらえています。また、悩みを抱え学校に通うことができない児童生徒の一人ひとりの状況に寄り添った適切な支援が求められています。

平成29年に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が施行され、文部科学省は令和元年の「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」で、フリースクール等の民間も含めた様々な機関との連携強化等の新たな視点を示し、支援体制の充実を促しました。

山形県では「不登校児童生徒の自立支援ネットワーク構築検討会議」を令和2年8月に立ち上げ、児童生徒の将来の社会的な自立をめざし、学校とフリースクール等の民間支援団体や教育支援センター等との連携した支援について意見交換を行いました。令和3年3月には、不登校児童生徒とその家族を支えるため「不登校児童生徒の相談支援ガイド」（リーフレット）を発行し、教育支援センターやフリースクール等民間支援団体、親の会等の情報を周知したところです。

そして、このたび不登校児童生徒への支援を網羅的にまとめた「不登校児童生徒の支援ハンドブック」を作成しました。不登校の未然防止、学校での組織対応、関係機関やフリースクール等民間支援団体との連携支援について記載しています。また、不登校の原因が複雑化・多様化している状況で、より具体的に理解できるよう小・中・高等学校における支援事例も掲載し、現場の先生方や支援に携わる関係者の皆様が参考となるように努めたところです。

本ハンドブックと先に発行したリーフレットを併せて活用することで、それぞれが「点」で行っていた支援がつながり、それぞれが協働する「面」による支援が促されることを期待しています。教育相談体制の一層の充実が図られ、児童生徒の将来の社会的な自立に向けた健やかな成長に寄与することを心より願っています。

最後になりますが、不登校児童生徒の自立支援ネットワーク構築検討会議委員の皆様をはじめ、本ハンドブックの作成にお力添えいただきました皆様に、深く感謝申し上げます。

令和4年3月

山形県教育委員会教育長 菅間 裕晃

目 次

はじめに	1
本ハンドブックについて	4
1 不登校児童生徒の支援の動向	5
(1) 義務教育の段階における普通教育の機会の確保法とその関連通知について	
(2) 山形県の不登校児童生徒の状況	
(3) 山形県の不登校対策について	
① 魅力ある学校づくり「居場所づくり・絆づくり・のりしろづくり」による未然防止	
② 学校及び教育委員会の教育相談・指導体制の強化	
③ 関係機関や民間支援団体との連携	
コラム① 不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)	10
2 不登校への対応及び未然防止に向けた取組み	11
(1) 学校における生徒指導の充実	
① 自尊感情を高める指導・支援	
② 児童生徒一人ひとりを大切にし、社会性を育む集団づくり	
③ 教師の指導力の向上	
(2) 児童生徒の自己実現につながる学校生活の充実	
(3) 教育相談体制の強化	
コラム② 不登校の未然防止～特別支援教育の視点から～	18
コラム③ ゲーム・ネット依存と不登校	19
コラム④ 家庭教育支援 ～児童生徒の心身の調和のとれた成長のために～ －「やまがた子育て5か条」の活用－	20
3 学校における不登校児童生徒の支援	21
(1) 初期の対応	
(2) 組織的対応	
① 組織的な対応の考え方	
② ケース会議	
(3) 校内組織における役割と対応	
① 担任・学年団による対応	
② 養護教諭による対応	
③ コーディネーターによる対応	
④ SCによる対応	
⑤ SSWによる対応	
⑥ 別室登校支援による対応	
4 校種間の連携について	39
(1) 小学校・中学校との連携について	
(2) 中学校・高等学校との連携について	

5	教育支援センターやフリースクール等民間支援団体を活用した連携支援	43
(1)	教育支援センター（適応指導教室）での支援	
	① 相談形態及び指導内容	
	② 支援の実際	
	③ 学校との連携の実際	
	④ 支援者が留意していること	
(2)	フリースクール等民間支援団体での支援	
	① フリースクールの運営、フリースペースの提供による居場所支援や学習支援	
	② 家庭へ出向いての訪問支援	
	③ 電話や来所相談への対応や親の会・家族会等の開催による保護者支援	
	コラム⑤ 不登校児童生徒の相談支援ガイド（リーフレット）の活用について	46
6	医療機関や福祉・子育て支援行政部局との連携支援	47
(1)	医療機関との連携	
	① 受診を勧めるにあたって留意すること	
	② 効果的な連携のために	
(2)	福祉・子育て支援行政部局との連携	
	① 児童虐待が疑われる場合	
	② 貧困等家庭環境が要因と疑われる場合	
	③ 学校卒業後に社会とのつながりが途切れる可能性がある場合	
	コラム⑥ 不登校児童生徒と医療機関との連携	53
	コラム⑦ 児童虐待の理解と発見時の対応について	54
7	支援実践事例集	55
(1)	SCと連携した例①	56
(2)	SCと連携した例②	58
(3)	SSWにより福祉機関と連携した例	60
	コラム⑧ SCから先生方へ	62
	コラム⑨ SSWから先生方へ	63
(4)	医療機関と連携した例	64
(5)	養護教諭が窓口となって支援した例	66
(6)	別室登校支援の例	68
(7)	教育支援センター（適応指導教室）と連携した支援の例	70
	コラム⑩ 教育支援センター（適応指導教室）の取組み	72
(8)	フリースクール等と連携した通所支援の例	74
(9)	フリースクール等と連携した訪問支援の例	76
	コラム⑪ フリースクール等民間支援団体の取組み	78
(10)	高等学校進学にあたりフリースクール等と連携した支援の例	80
(11)	高等学校での進級に向けた支援の例	82
(12)	高等学校での卒業に向けた支援の例	84
(13)	高等学校卒業後の就職先と関係機関へと支援をつないだ例	86
8	県内不登校児童生徒の支援組織・連絡先等	88
	参考資料…児童生徒理解・支援シートの作成と活用について	94
	児童生徒理解・支援シート（参考様式）	101

本ハンドブックについて

本ハンドブックは、
この冊子「詳細版」と、
詳細版をダイジェスト化したカラー8ページの
「概要版」(右図)があります。

「概要版」に緑字で記載の

参照：ハンドブック

と記載しているページがこの「詳細版」のページと
対応しています。

概要版

不登校児童生徒の支援ハンドブック

山形県教育委員会

作成のねらい

山形県では不登校児童生徒とその家族を支えるため、令和3年に「不登校児童生徒の相談支援ガイド」(リーフレット)を発行し、不登校児童生徒を支援する教育支援センターやフリースクール等の民間支援団体、親の会等の情報をお知らせしました。(8ページ参照)

このハンドブックは、学校の先生方とまわりで支援する方が手を携え、本人とその家族を支え合う関係づくりを進めること、そして不登校対応の基本を理解することをめざしています。学校における組織的対応、まわりで支援する方々の連携した支援事例等をまとめたもので、ぜひご活用ください。

児童生徒の将来の社会的な自立を促すため、さらなる支援の充実と改善にリーフレットとハンドブックを設立してまいります。

山形県の不登校の状況

小中学生は県内の児童生徒数が減少している中、増加傾向!

図1 小中学校の不登校児童生徒数の推移 図2 小中学校の不登校児童生徒数の割合

(注) 1・2と6に 令和2年度不登校児童生徒の実態調査、不登校児童生徒支援上の課題(調査)より引用

主たる要因

- ◆小学校 ①無気力・不安 ②親子の関わり方 ③生活リズムの乱れ、あそび、非行
- ◆中学校 ①無気力・不安 ②いじめを働く友人関係 ③生活リズムの乱れ、あそび、非行
- ◆高等学校 ①無気力・不安 ②生活リズムの乱れ、あそび、非行 ③いじめを働く友人関係

文科科学省「令和2年度不登校児童生徒の実態調査」(対象：不登校だった児童生徒と保護者)

- ①最初に行きづらいと感じ始めたきっかけ
 - 小学校「先生のこと」「身体の不調」「生活リズムの乱れ」
 - 中学校「身体の不調」「勉強が分からない」「先生のこと」
- ②最初のきっかけとは別の、学校に行きづらくなる理由
 - 小学校「生活リズムの乱れ」
 - 中学校「勉強が分からない」

おまけ

本ハンドブックの詳細版を山形県HPに掲載しています。 [参照：ハンドブック](#) と記した部分は、ぜひ参照ください。

目次

- 1 不登校児童生徒の支援の動向
- 2 不登校への対応及び未然防止に向けた取組み
- 3 学校における不登校児童生徒の支援
- 4 支援者の連携について
- 5 教育支援センターやフリースクール等民間支援団体を活用した連携支援
- 6 民間機関や福祉・子育て支援行政機関との連携支援
- 7 支援事例(事例1)
- 8 県内不登校児童生徒の支援組織・連絡先等

IC-55W: 佐藤 義典、編集: 藤原 誠、教育支援センター/フリースクール等民間支援団体との連携した支援の実践について

ダウンロードはこちら

「概要版」目次

1 ページ	○作成のねらい ○山形県の不登校の状況
2 ページ	○不登校の未然防止 ・居場所づくり ・絆づくり
3 ページ	○不登校の早期発見 ○初期の欠席対応
4・5 ページ	○中～長期の対応(1週間以上の欠席) ○ケース会議 ○回復期支援の留意点
6・7 ページ	○チーム学校による組織的対応
8 ページ	○教育支援センターやフリースクール等民間支援団体を 活用した連携支援

1 不登校児童生徒の支援の動向

不登校児童生徒は、近年増加傾向にあります。児童生徒が主体的に「社会的自立」を目指せるように、適切な支援や働き掛けを行う必要があります。そのためにも学校や教育委員会、外部専門家や関係機関等が連携し、「未然防止」「初期対応」「自立支援」の側面から支援する体制の整備が大切になります。

(1) 義務教育の段階における普通教育の機会の確保法とその関連通知について

全国的に見ても、不登校児童生徒数は高水準で推移しており、生徒指導上の喫緊の課題となっています。こうした中、平成28年12月に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（以下「法」という。）が公布・施行され、さらに、国の「基本指針」が策定され、不登校児童生徒への支援の在り方について通知が出されています。

これらの法や基本指針の趣旨、これまでの不登校施策に関する通知を整理すると以下のような内容（概要）になります。

- ① 不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方
 - ・不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること
 - ・不登校児童生徒が主体的に社会的自立や学校復帰に向かうよう、不登校のきっかけや継続理由に応じて、適切な支援や働き掛けを行う必要があること
- ② 学校等の取組みの充実
 - ・不登校児童生徒が生じないような魅力あるよりよい学校づくりを目指すほか、児童生徒の学習状況等に応じた指導・配慮を実施すること
 - ・校長のリーダーシップの下、教員だけでなくスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとも連携協力し、組織的な支援体制を整えること
 - ・個々の状況に応じて、教育支援センター、不登校特例校、フリースクール等の民間施設、ICTを活用した学習支援等多様な教育機会を確保すること
- ③ 教育委員会の取組みの充実
 - ・研修等の体系化とプログラムの一層の充実を図り、不登校に関する知識や理解等を身に付けさせ、教員の資質向上を図ること
 - ・教育支援センターの整備充実を進めるとともに、教育支援センターを中核とした不登校児童生徒やその保護者を支援するネットワークを整備すること
 - ・訪問型支援等保護者への支援の充実を図るほか、日頃から民間施設とも積極的に情報交換や連携に努めること

さらに、平成29年3月改訂の小・中学校学習指導要領及び平成30年3月改訂の高等学校学習指導要領においても、初めて不登校児童生徒への配慮について記載されました。小学校学習指導要領の「第1章 総則 第4 2 (3) 不登校児童への配慮」では、

ア 不登校児童については、保護者や関係機関と連携を図り、心理や福祉の専門家の助言又は援助を得ながら、社会的自立を目指す観点から、個々の児童の実態に応じた情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

と記載されており、法や基本指針と同様、「社会的自立」を目指し、必要な支援等を行うことになっています。

(2) 山形県の不登校児童生徒の状況

全国的に不登校が増加している中、山形県においても同様に増加傾向にあり、令和2年度においては、小学校では344人（前年度比66人増）、中学校では882人（前年度比7人増）、高等学校では373人（前年度比72人減）となっています。

1,000人当たりでは、全国よりも少ない状況にありますが、増加傾向にあることを課題と受け止め、未然防止及び児童生徒のケアに努めていく必要があります。

不登校の要因の主たるものは、山形県も全国と同様の傾向にあり、小学校では「無気力・不安」「親子の関わり方」「生活リズムの乱れ、あそび、非行」、中学校では「無気力・不安」「いじめを除く人間関係」「生活リズムの乱れ、あそび、非行」、高等学校では「無気力・不安」「生活リズムの乱れ、あそび、非行」「いじめを除く人間関係」となっています。

表1-1 不登校児童生徒数の推移（国公立小中）

（単位：人）

年度		H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	増減
山形	児童生徒数	954	1,020	1,110	1,153	1,226	73
	1000人当たり	11.1	12.1	13.5	14.3	15.6	1.3
全国	児童生徒数	133,683	144,031	164,528	181,272	196,127	14,855
	1000人当たり	13.5	14.7	16.9	18.8	20.5	1.7

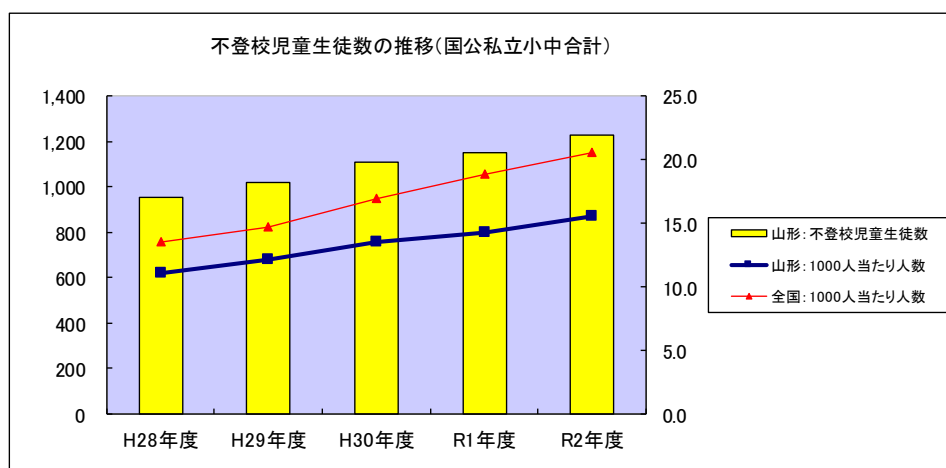


図1-1 不登校児童生徒数の推移（国公立小中）

（「令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」より引用）

表1-2 小中学校種別の不登校児童生徒数の推移（国公立小中）

(単位：人)

年度		H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	増減	
小学校	山形	児童数	202	219	249	278	344	66
		1000人当たり	3.6	4.0	4.7	5.3	6.7	1.4
	全国	児童数	30,448	35,032	44,841	53,350	63,350	10,000
		1000人当たり	4.7	5.4	7.0	8.3	10.0	1.7
中学校	山形	生徒数	752	801	861	875	882	7
		1000人当たり	24.5	26.9	30.1	31.2	31.9	0.7
	全国	生徒数	103,235	108,999	119,687	127,922	132,777	4,855
		1000人当たり	30.1	32.5	36.5	39.4	40.9	1.5

表1-3 高等学校の不登校生徒数の推移（国公立高校）※通信制高校は含まない

年度		H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	増減
山形	生徒数	361	454	427	445	373	△ 72
	1000人当たり	11.7	14.9	14.2	15.3	13.2	△ 2.1
全国	生徒数	48,565	49,643	52,723	50,100	43,051	△ 7,049
	1000人当たり	14.6	15.1	16.3	15.8	13.9	△ 1.9

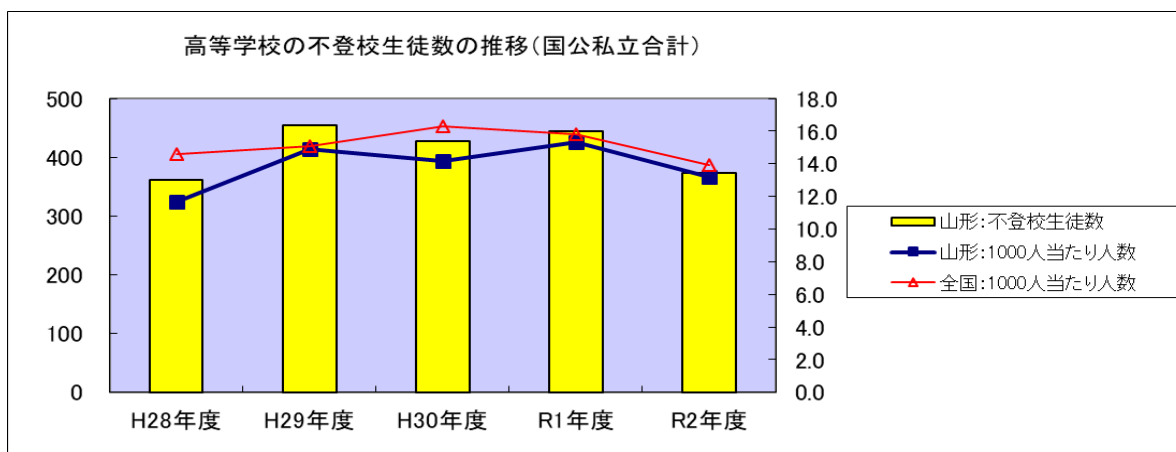


図1-2 高等学校の不登校生徒数の推移（国公立高校）※通信制高校は含まない
 (「令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」より引用)

※「不登校」児童生徒の定義…30日以上欠席した児童生徒数。「不登校状態」とは、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しない、あるいはしたくともできない状況をいう（ただし、「病気」や「経済的理由」によるものを除く）。

山形県の高等学校の中途退学者は、令和2年度においては320人となっており、中退率は全国平均をやや下回っています。中途退学の理由としては、「進路変更」と「学校生活・学業不適應」で約80%を占めています。スムーズな中高接続のためには、進路選択時に高校の魅力・特色をよく理解することや、進学先の高校と中学校・関係機関との間で、個々の生徒の情報共有に努めていくこと等が必要です。

表1-4 高等学校における中途退学者数の推移（国公立合計）

年度		H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	増減
山形	中途退学者数（人）	335	345	414	356	320	△ 36
	中退率（％）	1.0	1.1	1.3	1.2	1.1	△ 0.1
全国	中途退学者数（人）	47,249	46,802	48,594	42,882	34,965	△ 7,917
	中退率（％）	1.4	1.3	1.4	1.3	1.1	△ 0.2

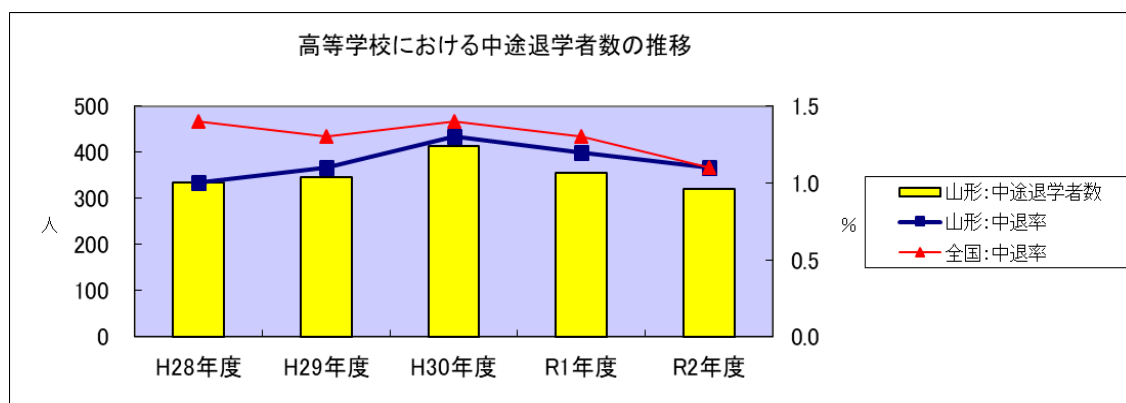


図1-3 高等学校における中途退学者の推移

（「令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」より引用）

また、文部科学省では「令和2年度不登校児童生徒の実態調査」において、実際に不登校だった児童生徒とその保護者を対象とした調査を実施しています。

その全国結果において、「最初に学校に行きづらいつ感じ始めたきっかけ（複数回答）」で、小学校では「先生のこと（30%）」「身体の不調（27%）」「生活リズムの乱れ（26%）」となっており、中学校では「身体の不調（33%）」「勉強が分からない（28%）」「先生のこと（28%）」となっている。また、小中学校ともに「きっかけが何か自分でもよくわからない」と回答している児童生徒が2割を超えており、この他にもきっかけは多岐に渡っている状況にあります。

さらに、「最初のきっかけとは別の学校に行きづらくなる理由（複数回答）」では、「ある」と回答があった児童生徒のうち、「勉強が分からない（小学生31%、中学生42%）」との回答が最も高い割合で、「学校に戻りやすいと思う対応（複数回答）」では、「個別に勉強を教えてもらえること（小学生11%、中学生13%）」が一定の割合を占め、学習支援の重要性が示唆されています。

（3）山形県の不登校対策について

このような状況を踏まえ、山形県では不登校について「未然防止」「初期対応」「自立支援」の側面から、下記のような対策を行っています。

①魅力ある学校づくり「居場所づくり・絆づくり・のりしろづくり」による未然防止

平成29年度から国立教育政策研究所「魅力ある学校づくり調査研究事業」の委託を

受け、最上地区を推進地域として、不登校等の未然防止のための「居場所づくり」「絆づくり」を推進しました。また、平成30年度から令和元年度までの2か年は、最上以外の3地区においても推進地域（大石田町、飯豊町、遊佐町）を設け、学校の特色や課題に応じた実践を重ねました。最上地区の成果を受け、令和3年度からは庄内地区を推進地域として、その取組みをさらに補充・深化しています。

②学校及び教育委員会の教育相談・指導体制の強化（15ページ 図2-2参照）

中学校にはスクールカウンセラー（SC）や教育相談員、小学校には子どもふれあいサポーターを配置し教育相談体制の充実を図っています。また、市町村教育委員会にはスクールソーシャルワーク・コーディネーター（SSWC）、さらに各教育事務所にはエリアスクールソーシャルワーカーを配置し、要請のあった学校や関係機関への派遣を行っています。さらに市町村教育委員会で、スクールソーシャルワーカー（SSW）を独自採用する等、不登校を含む多様な課題に対するきめ細かな教育相談体制の充実が図られています。

これらに加え、児童生徒支援加配措置や別室学習指導教員の配置を行い、別室における学習等の支援等、校内の指導体制整備・充実を図っています。

※山形県で任用しているSSWには、「子どもふれあいサポーター」「スクールソーシャルワーク・コーディネーター」「エリアスクールソーシャルワーカー」の3職種があります。

③関係機関や民間支援団体との連携

令和2年度に立ち上げた「自立支援ネットワーク構築検討会議」において、教育支援センターや民間支援団体等と連携しながら、不登校児童生徒の支援の在り方について研究しています。令和2年度は県内の関係機関の一覧等を掲載したリーフレットを作成しました。本リーフレットを学校や関係機関等が活用することで、フリースクール等の民間支援団体等との連携を図り、児童生徒やその家族への支援を行っています。

フリースクールについて

一般に、不登校の子供に対し、学習活動、教育相談、体験活動等の活動を行っている民間の施設を言います。その規模や活動内容は多種多様であり、民間の自主性・主体性の下に設置・運営されています。平成27年度に文部科学省が実施した調査では、全国で474の団体・施設が確認されました（文部科学省HP「フリースクール・不登校に対する取り組み」より引用）。

上記調査「小・中学校に通っていない義務教育段階の子供が通う民間の団体・施設に関する調査について」（H27）によると、山形県内からは5団体が回答しています。

県内にあるフリースクールをはじめとした民間支援団体は、小中学生、高校生、青年と幅広い年代を対象としているところが多くあります。支援内容は団体により異なります。（44-46、90ページ参照）

不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）

5ページでも述べましたが、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（教育機会確保法）の施行を受けて、文部科学省は令和元年10月25日にこれまでの不登校施策に関する通知の整理をまとめたものとして、この通知を发出了しました。その通知の概要についてわかりやすくまとめ、周知をすすめています。

元文科初第 698 号
令和元年10月25日

不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）

【背景】 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の施行状況の検討等に際し、過去の不登校施策に関する通知における不登校児童生徒の指導要録上の出席扱いに係る記述について、法や基本指針の趣旨との関係性について誤解を生じるおそれがあるとの指摘があったことから、当該記述を含めこれまでの不登校施策に関する通知について改めて整理し、まとめた。

【概要】


- 1 不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方**
 - ・不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標とするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること
 - ・不登校児童生徒が主体的に社会的自立や学校復帰に向かうよう、不登校のきっかけや継続理由に応じて、適切な支援や働き掛けを行う必要があること
- 2 学校等の取組の充実**
 - ・不登校児童生徒が生じないような魅力あるよりよい学校づくりを目指すほか、児童生徒の学習状況等に応じた指導・配慮を実施すること
 - ・校長のリーダーシップの下、教員だけでなくスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとも連携協力し、組織的な支援体制を整えること
 - ・個々の状況に応じて、教育支援センター、不登校特例校、フリースクールなどの民間施設、ICTを活用した学習支援など多様な教育機会を確保すること
- 3 教育委員会の取組の充実**
 - ・研修などの体系化とプログラムの一層の充実を図り、不登校に関する知識や理解などを身に付けさせ、教員の資質向上を図ること
 - ・教育支援センターの整備充実を進めるとともに、教育支援センターを中核とした不登校児童生徒やその保護者を支援するネットワークを整備すること
 - ・訪問型支援など保護者への支援の充実を図るほか、**日頃から民間施設とも積極的に情報交換や連携に努めること**

学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて

学校外の施設における相談・指導が不登校児童生徒の**社会的な自立を目指すもの**であり、かつ、**不登校児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、不登校児童生徒が自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるような個別指導等の適切な支援を実施している**と評価できる場合、下記の要件を満たせば、校長は指導要録上出席扱いとすることができる。

【要件等】

- ★保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること
- ★民間施設における相談・指導が適切であるかどうかは、「民間施設についてのガイドライン」を参考に、校長が教育委員会と連携して判断すること
- ★当該施設に通所又は入所して相談・指導を受けること
- ★学習成果を評価に反映する場合には、当該施設における学習内容等が学校の教育課程に照らし適切であると判断できること



自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱いについて

義務教育段階の不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を行うとき、その学習活動が、当該児童生徒が**現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるような学習活動であり、かつ、児童生徒の自立を助けるうえで有効・適切である**と判断する場合、下記の要件を満たせば、校長は指導要録上出席扱いとすることができる。

【要件等】

- ★保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること
- ★ICTや郵送、FAXなどを利用して提供される学習活動であること
- ★訪問等による対面指導が適切に行われること
- ★当該児童生徒の学習の理解の程度を踏まえた計画的なプログラムであること
- ★校長は、対面指導や学習活動の状況等を十分把握すること
- ★学習成果を評価に反映する場合には、学習内容等がその学校の教育課程に照らし適切であると判断できること




図1-4 不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）
（R2. 2. 4「規制改革推進会議」資料1 より引用）

自宅においてICT等を活用した学習活動について

文部科学省はICT機器や通信ネットワークの整備・普及に伴い、不登校児童生徒の自宅における学習活動の一例を図1-4のとおり示しています。

令和3年1月26日の中央教育審議会答申『「令和の日本型教育」の構築を目指して』では、6(3)②学校で学びたくても学べない児童生徒への遠隔・オンライン教育の活用として、オンライン教育を活用した学習について出席扱いとする制度や、学習の成果を評価に反映することのできる制度の活用促進に向けて、適切な方策を検討するべきであると示しています。

不登校児童生徒の自宅における学習活動支援はこれまでも行われており、「ホームエデュケーション」と呼ばれるケースもあります。児童生徒の学習活動については実践による成果や課題を踏まえ、発達段階に応じICT等を効果的に活用するとともに、適切に評価していくことが求められます。

2 不登校への対応及び未然防止に向けた取組み

不登校はどの児童生徒にも、どの学校でも起こりうるものであるという教職員の共通認識のもと、それらの未然防止、早期発見・早期対応が大切です。そのためにも教員の指導力向上及び教育相談等の支援体制の整備が重要になります。

(1) 学校における生徒指導の充実

生徒指導とは、一人ひとりの児童生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めることを目指して行われる教育活動のことです。つまり、生徒指導は、すべての児童生徒のそれぞれの人格のよりよい発達を目指すとともに、学校生活がすべての児童生徒にとって有意義で興味深く、充実したものになることを目指しています。そのために、これまで学校においては、「生徒指導の三機能」を大切にされた教育活動を展開してきました。

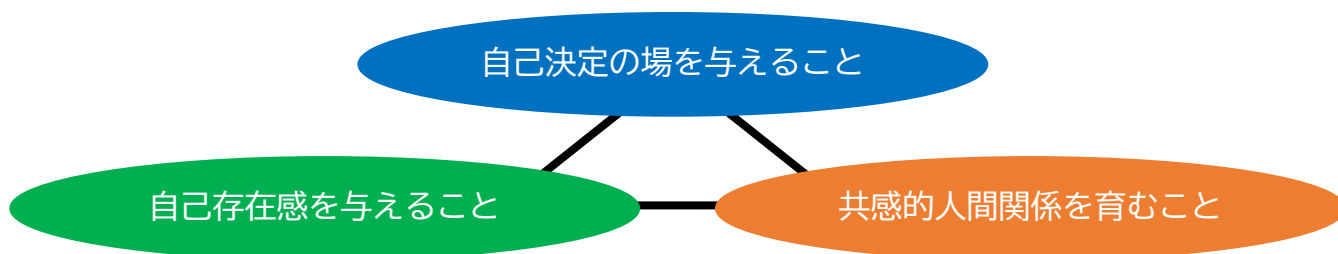


図2-1 生徒指導の三機能

本県では学校における生徒指導の充実に向けて、下記の点を大切に取組みの推進を図っています。

- ・学校における生徒指導体制（組織）を確立し、教師の指導力（担任力）を高める。
- ・「魅力ある学校づくり」（「居場所づくり」「絆づくり」「のりしろづくり」）をめざして、学校経営の改善を図る。
- ・児童生徒への相談機能を充実し、不登校等の未然防止を図る。
- ・家庭・地域、関係機関と連携して、児童生徒の自立を促す、自主的・創造的な活動を活発にする。

①自尊感情を高める指導・支援

授業をはじめ様々な活動において、自己選択や自己決定の機会を積極的に取り入れ、適切な指導や援助のもと、児童生徒が成就感・達成感を得られるようにすることを大切にします。また、児童生徒同士が理解を深め、認め合える集団づくりを行い、存在感・所属感を高められるような指導・支援を行います。

②児童生徒一人ひとりを大切に、社会性を育む集団づくり

常に児童生徒一人ひとりに寄り添うことを大切にしながら、児童生徒が協力の重要性

や達成の喜びを実感できる活動を通して、自発的・自治的な態度を養えるようにします。また、話し合い活動の充実を図り、互いの違いを認め合えるような集団の力を高め、不登校等の未然防止を図ります。

③教師の指導力の向上

このような児童生徒の「居場所づくり」「絆づくり」の推進に向け、下記の研修等により、教員の指導力を高めることを促進します。

ア いじめ・不登校防止連絡協議会

いじめ・不登校の未然防止について、授業や学級経営改善の面から、若手・中堅教員の日常的指導力の向上を図る。(教育事務所単位で年2回実施)

イ 県教育センターの研修講座の活用

- ・教育相談講座（生徒理解の基礎と教育相談の実践の在り方）
- ・いじめ防止対策支援プログラム 等

ウ 特別支援教育の視点による生徒理解の推進と生徒指導体制の充実

特別支援教育の理解を深めるとともに、一人ひとりを大切にされた学級経営と授業の充実を図る。また、情報の共有化と関係機関との積極的な連携に努め、機能する生徒指導体制を確立し、不登校等の未然防止を図る。

(2) 児童生徒の自己実現につながる学校生活の充実

最上地区では、平成29年度から国立教育政策研究所の委嘱（H29・30）及び委託（H31・R2）を受け、不登校の未然防止の取組みを実践・検証、改善していくPDCAサイクルを学校全体で進め、不登校児童生徒の新規数抑制を目指してきました。取組みのキーワードは「居場所づくり」と「絆づくり」です。

「居場所づくり」

すべての児童生徒の
「心の居場所」となる学校
↓ **教職員が主導**
教職員の役割は【安全安心な学校づくり】
教職員が、児童生徒にとって安心できる場所、自己存在感や充実感を感じられる場所を提供する。

「絆づくり」

すべての児童生徒の
「絆づくりの場」となる学校
↓ **児童生徒が主体**
教職員の役割は【場と機会の設定】
児童生徒が、主体的・協働的に取り組む活動を通し、自らが「絆」を感じ取り、紡いでいく機会を設ける。

【舟形町立舟形中学校の実践】

学び合いでつくる
「魅力ある学校」 ～生徒と共に～

事後研修会に数名の生徒を参加させ、生徒から見た「授業の学び」を生徒自身が語る場所を設けることで授業改善に役立て、「魅力ある授業」や「魅力ある学校」づくりを目指す。

【舟形町立舟形小学校の実践】

ONEチーム大作戦
～言われてうれしかった言葉や
友だちのいいところ紹介～

お互いの良さを認め合う機会等を増やすことで児童の絆を深め、学級・学校生活が自分たちの取り組みをもとにより良くなることを目指す。

未然防止に向けた小中の連携

【「のりしろ」の取組み】

児童の環境が激変する中学校進学に向けて、小中間で継続する力を補強することで、中学校1年時の新規不登校の出現の抑制を目指すこと。

- 「中学校0年生」の取組み（12～3月）
 - ・中学校での生活の変化（教科担任制・部活動等）を予告する。
 - ・進学後への期待を高める。
- 「小学校7年生」の取組み（4～7月）
 - ・小学校生活の取組み等を延長して実施し、進学後の不安を弱める。
 - ・小学校時代に多くの児童が自信を持って取り組んだ内容を生かす。

中学校0年生の取組＝前倒し的な取組
＝中学校から小学校に伸びるのりしろ



小学校7年生の取組＝後ろ倒し的な取組
＝小学校から中学校に伸びるのりしろ

【小中連携の取組み】

（例）舟形中学校区で行った「魅力創生サミット」

- 小中連携を通して、児童生徒が自分たちで「魅力的な学校をつくる」という意識を持ち、具体的な取組みを考え、その後の各学校の実践につなげていくこと。
- 小・中学校の各代表が意見交換等を行うことにより、児童が安心して中学校へ進学できるようにすること。

〈令和2年度の次第（主な内容）〉

- ・小学校及び中学校の取組みの紹介
- ・意見交換
- ・ワークショップ
（メディア利用について）

【成果】

- ◎「未然防止」「居場所づくり」「絆づくり」に係る意識の高まりや「チーム学校」として同僚性の築きが不登校児童生徒の新規数の抑制につながった。

表2-1 最上地区の不登校児童生徒割合の推移

単位：%			H29	H30	H31-R1
中学校	不登校生徒の割合	最上	100	85.6	104.9
		国	100	112.3	121.2
	不登校生徒全体に占める新規の割合	最上	100	88.1	97.2
		国	100	109.9	109.1
小学校	不登校児童の割合	最上	100	93.8	96.9
		国	100	129.6	153.7
	不登校児童全体に占める新規の割合	最上	100	73.3	73.3
		国	100	112.1	110.9

※H29を100%として計算

(「魅力ある学校づくり調査研究事業パンフレット」(R2 最上教育事務所)より引用)

参考資料：山形県HP



最上教育事務所「魅力ある学校づくり調査研究事業パンフレット」
(令和2年 山形県教育庁最上教育事務所)

<https://www.pref.yamagata.jp/documents/8074/miryokupan2020.pdf>

(3) 教育相談体制の強化

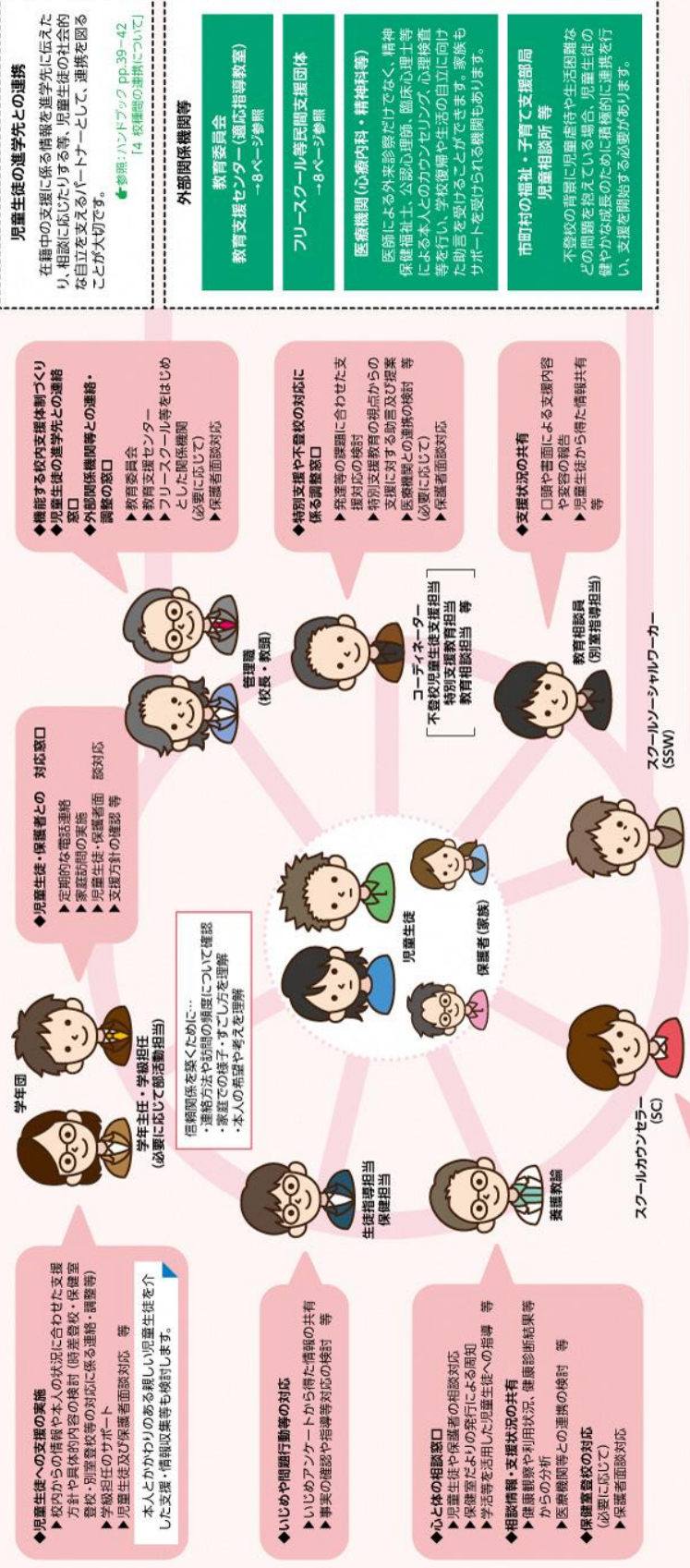
スクールカウンセラー(S C)等の外部専門家を活用した教育相談体制や別室登校生徒等への支援体制の充実を図るとともに、市町村に社会福祉等の専門的な知識・技術を有するスクールソーシャルワーカー(S S W)の配置を行い、児童生徒を取り巻く状況改善に向けての支援を行っています。

また、不登校への対応及び未然防止等に向け、状況により市町村の福祉部局等との連携を強化し、迅速な相談や対応を行い、一人ひとりに応じた指導・支援による児童生徒の育成を推進しています。

「チーム学校」による組織的対応 「チーム学校」としてしなやかに対応できる力を高め、すべての児童生徒の将来の社会的自立を促し、成長を支えていきます。

※校種や学校の規模によって異なる場合があります。

- 1 すべての教職員が「不登校になっている児童生徒の状況」を理解する
 - 2 組織的支援の「ポイント・現在地」を共有する
 - 3 児童生徒の「社会的な自立」を支えるための長期的な視野を持つ
- そのために



それぞれの立場で児童生徒を支えるために「今できること」「これからできること」をさがし、「みんなでやる」組織を作ることが大切です。

具体的に…

- 日常的に情報交換ができる
- 困っているときに声を発することができる
- 「孤立」と「抱え込み」を防ぐ、通かみのある職場づくり！

児童生徒の進学先との連携

在籍中の支援に係る情報を進学先に伝えたり、相談に応じたりする等、児童生徒の社会的自立を支えるパートナーとして、連携を図ることが大切です。

▶参考：ハンドブック pp.39-42
[4 校種別の連携について]

外部関係機関等

- 教育委員会
教育支援センター(通称指導教室) →8ページ参照
- フリースクール等民間支援団体 →8ページ参照
- 医療機関(心療内科・精神科等)
医師による外注診療だけでなく、精神保健福祉士、公認心理師、臨床心理士等による本人とカウンセリング、心理検査等を行い、学校復帰や生活の自立に向けサポートを受けることができます。家族もサポートを受けられる機関もあります。
- 市町村の福祉・子育て支援部署
児童相談所等
不登校の背景に児童虐待や生活困難などの問題を抱えている場合、児童生徒の健やかな成長のために積極的に連携を行い、支援を開始する必要があります。

カウンセリング 児童生徒・保護者、それぞれを対象としたカウンセリング
個別ケースについて臨床心理的観点からアセスメント、今後の取り組み方等について助言
コンサルテーションへの参加 解決に向けた対応の方向性を話し合う協議に参加、心理専門的助言
カンファレンスへの参加 解決に向けた対応の方向性を話し合う協議に参加、心理専門的助言
アセスメント 子どものアセスメント、関わり方の工夫について協議
研修や講話 児童生徒、保護者、教職員等に向けた研修や講話、講演
緊急対応 災害や事件、事故等による心理的危機的状況が発生した場合の心のケア

初期対応から児童生徒の悩みをじっくり聴いて気持ちを回復させる必要がある場合、スクールカウンセラーとの面談が有効です。また、保護者自身が子どもとどのように関わることができるか等について相談したい場合にも、SCに相談することが効果的な場合もあります。

問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ
関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整
学校内におけるチーム体制の構築、支援
保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供
教職員等への研修活動等
不登校の要因として、家庭での虐待、ヤングケアラー、保護者の発達障害がい、家族のひきこもり、精神障がい等、児童生徒の置かれた環境に課題がある場合に、児童生徒にどのような支援が必要になるのか、スクールソーシャルワーカー(SSW)等の専門家の協力が不可欠です。
児童生徒の家庭を含めて支援が必要な場合、関係機関等(児童相談所、市町村子育て、福祉担当部署等)との連携が重要となり、その連携の構築しをできる専門家がSSWです。

他にも、特別支援教育の視点からの支援として、「特別支援巡回相談事業」を実施しています。特別支援教育に精通した専門の巡回相談員（特別支援学校の教員、小・中学校の教員）が幼稚園・保育所・小・中学校（通常の学級、特別支援学級）、高等学校の依頼に応じて派遣されます。

具体的には、

- ・ 児童生徒の実態把握や支援方法についての相談
- ・ 特別支援学級の学級経営や教育課程編成についての相談
- ・ 個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成についての助言
- ・ 幼稚園・保育所等、学校の特別支援教育体制づくりについての助言
- ・ 市町村教育研究会や学校・幼稚園・保育所等で、特別支援教育の研修会を行う際の講師依頼
- ・ 発達障がいのある生徒の就労支援についての相談

について活用することができます。申請・派遣の手続きは図2-4のとおりです。

【申請・派遣の手続き】

巡回相談の担当	依頼者	担当する巡回相談員
	幼稚園・保育所等、 小・中学校の特別支援学級・通級指導教室	特別支援学校
	小・中学校の通常の学級	小・中学校、特別支援学校
	高等学校	特別支援学校(連携校・別紙参照)

*基本の担当としますが、相談内容に応じて柔軟に対応します。

1 巡回相談の依頼	<p>○ 事前に電話で打診し、相談内容、期日を確認する。</p> <p>【依頼者が幼稚園・保育所等、小・中学校の特別支援学級・通級指導教室、高等学校の場合】 依頼者は、学校へ直接連絡をします。</p> <div style="text-align: center;"> <p>依頼者 → 特別支援学校</p> </div>
	<p>【依頼者が小・中学校の通常の学級の場合】 依頼者は、各教育事務所を経由し依頼します。相談内容に応じて、各教育事務所が小・中学校、特別支援学校の巡回相談員の依頼を調整します。</p> <div style="text-align: center;"> <p>依頼者 ↔ 各教育事務所 → 小・中学校、特別支援学校</p> </div>
2 派遣申請書の提出	○ 日時が確定したら、依頼者は派遣申請書を送付します。
3 巡回相談員の派遣	○ 相談内容に応じて巡回相談員を派遣します。
4 報告書の提出	○ 事業終了後、依頼者は報告書を提出します。(裏面記載様式参照)
	<p>【依頼者が幼稚園・保育所等、高等学校の場合】 直接、教育庁特別支援教育課へ提出ください。</p> <p>【依頼者が公立幼稚園、小中学校の場合】 管轄の教育事務所を経由し、教育庁特別支援教育課へ提出ください。</p>

図2-4 特別支援巡回相談事業の申請・派遣の手続きについて

参考資料：山形県HP

教育庁特別支援教育課「巡回相談事業リーフレット」

<https://www.pref.yamagata.jp/700027/bunkyo/kyoiku/gakkoukyouiku/tokubetsu/r2tokushi-junkaisoudan.html>



不登校の未然防止 ～特別支援教育の視点から～

FR 教育臨床研究所 花輪 敏男

1 不登校発生のメカニズム

不登校は、教育ストレス(学校で起きるすべてのストレス)とその子の心理的な成長・発達の状態とが絡み合って発生すると考えられます。その子に発達障がいがある場合、発達障がいがない子よりもはるかにストレスを感じる学校生活を送っていると考えられますので、不登校になる可能性は高くなると考えられます。

2 発達障がいの二次障がいとしての不登校

不登校の中に、発達障がいのある子が 30%~60%存在しているという調査・研究があります。数字の幅が大きいですが、これは調査対象の機関によって違いが出ていると考えられます。相談が初期の段階なのか長期にわたっている・こじれている段階なのかでも違いが出るでしょうし、担当者が発達障がいのことをよく知っているか否かでも大きく違いが出ることでしょう。

いずれにしても、不登校の中には、これまで考えられてきた以上に発達障がいの子が多いということに留意しなければならないと思っています。

3 自閉症スペクトラム (ASD) の不登校

社会性の障がい・コミュニケーションの障がい・こだわりの強さ、さらに過敏性が主たる特性であるASDは、そもそも集団の中で生活することに困難さがあります。さらに「学校に行かない」ことにこだわってしまうと頑なに登校を拒んでしまうことになってしまいます。

ASDの不登校の特徴として、次のようなことが挙げられます。

- ・屁理屈で自分の行動を正当化する
- ・カウンセリングの効果がない
- ・場面によって極端に状態が違ふ(同級生が怖いと言いながら地域では会える、時に登校することもあるが一貫性がない、平然としている等)

4 予 防 (発生予防、早期発見・早期対応、再発予防)

発達障がいは脳の機能障がいです。それ故、それぞれの特性をよく理解し、脳の働きに合うような対応をしなければなりません。

発達障がいのある子もストレスを感じない学校生活を送ることができれば、不登校にならずに済むと言えるのではないのでしょうか。

特別支援教育の充実こそが不登校発生の予防に直結しているのです。つまり、日常生活(学校生活・家庭生活)の中で「特別な配慮(合理的配慮)」が保証されていなければならないということにほかなりません。

ゲーム・ネット依存と不登校

FR 教育臨床研究所

花輪 敏男

1 ゲーム・ネットにはまっている不登校の子

不登校になるきっかけはいろいろであると思われ~~ますが~~、毎日の生活がゲームやネットで占められているという不登校の子が圧倒的に多いという現状があります。

韓国では、「不登校」と「ネット依存」がほぼ同義語として使われています。日本でもそれに近い現状にあることを認識しなければならないのではないのでしょうか。もっと危機感を持つべきではないかと強く思うものです。



2 ネット依存の状態（チェックリストから抜粋）

- ・家族や友達といるよりネットをしている方が楽しい
 - ・気がつくと何時間もネットをしている
 - ・ネットをやめるように言われると腹が立つ
 - ・ネットをしている時、自分が変わったように感じる 他
- なお依存症については、かなり重程度でも本人は認めないものです。

3 対応

A県が「小学生は1日60分、中学生は1日90分を目安に」という趣旨の条例を定めようとしたことがありました。早速、識者と言われる方々が「条例で定める性質のものではない。それぞれの家庭で決めていくものだ。」と反対の声を上げていました。

確かに本来は家庭で決めていくものであるでしょう。しかし、現実には保護者だけではコントロールできない状況にあるとみるべきではないのでしょうか。

早い段階のうちに（小学校低学年までに）家庭で話し合い、ルールを定めることが重要でしょう。その場合、保護者と子どもがwin-winの結果になるように、話し合いの仕方を学校側がアドバイスできればいいのではないかと考えています。

依存症あるいはそれに近い状態のときは、時間を決めてルーターを外し、親が管理する、ゲーム代金が自動的に払われているシステムを変える等の物理的な介入が必要になってくるでしょう。また、医療が必要なレベルの子も相当数存在すると思われます。

「不登校」というよりも「ゲーム・ネット依存」にどう対応するかという視点に変えていかねばならないケースがあることに、もっと注意を向けなければならないのではないのでしょうか。

家庭教育支援 ～児童生徒の心身の調和のとれた成長のために～

－「やまがた子育て5か条」の活用－

山形県教育委員会

1 「やまがた子育て5か条」とは

山形県教育委員会では、児童生徒の自立心を育成し心身の調和のとれた成長を図るため、平成30年3月に「子どもの生活習慣に関する指針」を策定し、児童生徒の生活習慣づくりを進めています。

その中で、家庭での具体的な取組みにつながるよう、めざす姿を示したものが「やまがた子育て5か条」です。さらに、保護者用学習資料（「やまがた子育て5か条」リーフレット）を作成するとともに、これを県ホームページに掲載し、普及・啓発しています。

これらを活用し保護者等の学習機会の提供・充実を図る等、家庭教育を支えることが求められています。

2 具体的な活用

(1) 新入生保護者説明会

入学を控えた保護者が、児童生徒が元気な学校生活を送るための生活習慣づくりを学ぶ場として、講話や講演等の機会を活用いただけます。

(2) PTA 研修会

児童生徒の生活習慣に不安を抱える保護者の割合は高い傾向にあります。PTA研修会で「山形県家庭教育アドバイザー」※を講師として、リーフレットを活用した児童生徒の生活習慣に関する講演会を行うことができます。

※家庭教育講座の講師を務めていただける方々を県教育委員会が委嘱しています。

(3) 学級懇談会

学級懇談会の資料としてリーフレットを使用し児童生徒の生活習慣について話題とする等、保護者に考えていただくきっかけづくりとして活用いただけます。

「やまがた子育て5か条」リーフレットは、お近くの教育事務所社会教育課にご連絡いただければ、必要部数をお送りできます。



リーフレットはこちらから
ダウンロードできます



3 学校における不登校児童生徒の支援

“不登校児童生徒の支援は「チーム学校」で”

近年の学校は学級担任、養護教諭、生徒指導担当教員、管理職等に加え、SC、SSW等の心理・社会福祉等の専門家や学習支援員等、様々な職種や立場の教職員による組織によって運営されています。(16 ページ 図2-3を参照)

この「チーム学校」の多くの目と手により、日頃から多角的・重層的に児童生徒の様子を観察し、児童生徒が発する小さな兆候(サイン)を捉え、校内での連携を深めるだけでなく、関係機関との連携も取り入れながら、様々な教育課題を解決しています。

この章では、特に学級担任や学年団が直面する「不登校の初期状態」における対応や、組織対応の基本的な考え方、児童生徒の欠席が長期化した際に実際にどのような動きをしていくのかを確認していきます。

(1) 初期の対応

児童生徒は、年間を通して日々の学校生活への適応を図っていく中で、何らかの不適応感を感じたり、意欲が低下したり、場合によっては登校しぶりのような状態や、理由が明確でない欠席が連続したりすることがあります。不登校予防・初期対応の考え方で大切なのは、これら「不登校の兆候(サイン)」といえる大人からは非常に見えにくい様子の変化が見られた際に、学校・保護者としてどのような考え方でどのような働きかけをしていくか、です。

学校では、日頃の授業や学校生活の多くの場面で児童生徒への全体指導を行うことが多いわけですが、この「全体への指導(一次的支援)」をする際に、必ずそこに適応するのが難しい児童生徒が一定数生じ、その児童生徒に「補足的に指導を加える(二次的支援)」必要があるという前提で、柔軟に幅広い視野で児童生徒と関わっていくことが教員に求められています。教員・保護者等ほとんどの大人は「学校に登校することは当たり前のことだ」という一般的な感覚を持っています。しかし、児童生徒の中には、その当たり前を日々繰り返すことに、想像以上のエネルギーや困難を伴っている場合があります。まず、すべての大人が「児童生徒が“登校できていること”は決して当たり前のことではない」という考え方のもと、日々の学校生活に適応しようとしていることに目を向け、児童生徒が「今日も学校に来て(行って)よかった」と思えるような日々の積み重ねを支えていく必要があるのです。

そのためにも、学校はどの児童生徒にとっても適応しやすい環境を常に可能な限り整えておくこと、親として様々な困難を乗り越えながら日々生活している我が子の姿や思いを肯定的に認め支えていくことが不登校予防の前提になります。その上で、学校として前述のような「兆候(サイン)」が見られた場合、または児童生徒本人や保護者から「学校に行くのがつらい・行けない」という相談やアンケート回答が寄せられた場合の準備をしておく必要があるのです。



山形県では、令和3年3月に発行した「不登校児童生徒の相談支援ガイド」の中で「子どものサインに気づいたら、話しやすい先生に相談してみましよう！」と呼び掛けています。これは、一人ひとりの教員が「話しやすい先生であること」が、不登校早期発見のために最も重要であることの現れです。児童生徒がいくら先生に話しかけたくとも、身近に「話しやすい先生」がいなければ、不登校をはじめとする様々な課題はそれだけ発見が遅れ、事態が深刻化してしまうかもしれない、ということになります。これは、不登校早期発見・早期対応の観点から大きな分岐点であると言えます。また、これは担任にとっても同じです。この後いくつかの項目で確認をしますが、不登校児童生徒の支援は他の教育課題の解決と同様、学校全体、「チーム学校」での支援が不可欠になります。担任にとって、周りに話しやすい同僚・上司がいるかいないか、という点も、不登校児童生徒の支援には大きく影響しています。不登校早期発見・早期対応、そして長期化した場合の支援の基本は、大人の必須スキルである「話を聴く」の一点に集約することができます。

【不登校の初期対応の考え方】

①不登校は怠けやサボリではない。

本人が行きたくとも行けない「すくみ」状態の一種であることを大人が理解し、本人にも伝える。

②児童生徒の心をほぐすことから始める。

心身の不調が関係することもあるが、そこに「心の固さ・敏感さ」「心のエネルギー不足」「どうしたらいいかわからない（モデル欠如）」が加わって固まっていることが多い。心的エネルギーは日常の小さなことから自信を回復させて補充する。

③まずは安心して話せる落ち着いた環境で、本人の不安やつらさを大人がじっくり聴く。

思いを言葉にできたことや、それを真剣に聴いてもらえたことで、心が落ち着き回復できる児童生徒も多い。逆に、大人の価値観や考え方を押し付ける態度に、児童生徒は「分かってもらえない」と感じ、失望を深める。

④保護者は当初、自分達の子育てが間違っていたと必要以上に自分（または配偶者）を責め、相当の混乱状態になる。

保護者の心理状態を安定させることが最初の支援。保護者の混乱が収まることによって事態が改善することもある。

⑤「学校でのトラブルやネット依存・ゲーム依存等が原因だ」と断定したい保護者の悲痛的な心情を理解し、説明的、責任論的な関わりをしない。

常に共感的、受容的な支援を貫いて信頼関係を築く。まずは自分の願いや「～すべきだ」を一旦脇に置いて、児童生徒の気持ちを聴くことに徹するように助言する。

⑥担任自身も自分を責めている（または逆に何かのせいになっている）ことが多い。

抱え込みや孤立状態を防ぐ手立てが必要。人員の割り当てだけでなく、チームとしての機能や役割分担、具体的な手立てまで共通理解する。当事者みんなが「誰も悪くはないのだ」と思えることが大事。

⑦常に本人の意思を確認・尊重しながら支援する。

大人の考えだけを押し付けて動かすのは、かえって大人不信、社会への不信や、さらに深い無気力状態、依存状態へとつながる。小さな失敗を乗り越える経験と柔軟な考え方が身に付くよう手助けする。

⑧児童生徒の不安やつらさを十分聴いた大人は、複数で支援する。

児童生徒の不安やつらさを周りが理解し、同僚、家族や夫婦間等複数で支援するために、さらに「話す・聴く」ことで、「誰かの孤立状態」を回避し、事態を前進させることにつながる。

(2) 組織的対応

①組織的な対応の考え方

県教育センターにおける不登校対策調査研究（令和2年度より3か年計画）の中で、学校や教職員が行う不登校未然防止・初期対応・組織的支援の考え方をもとに、次のように整理しました。

「不登校予防・早期対応のために、これからの学校づくりに欠かせない視点」

- ア すべての教職員が「不登校になっている児童生徒の状態」を理解できているか
- イ 組織的な不登校児童生徒の支援の「ポイント・現在地」を共有できているか
- ウ 児童生徒の「社会的な自立」を支えるための「長期的な視野」を持っているか

ア すべての教職員が「不登校になっている児童生徒の状態」を理解できているか

学校では、日常的に児童生徒一人ひとりの登校意欲を多角的に把握しています。その低下や不安定さから早期に登校しぶりを察知し、確実な予防と初期対応につなげることを可能にしているかを点検し、不足分を補いながら不登校対策の備えをしておくことが必要です。

そのために、教職員間の日常的な情報交換や校内研修等の機会を通じ、教育相談や特別支援教育の視点に基づいた児童生徒の理解、教師自身の自己理解を深めておくことが必要になります。予想外の事態に柔軟に対応するためには「うちのクラス・学年・学校からは不登校が出ていないから、そのことについての準備や共通理解は必要はない」という考えからの脱却が必要です。

イ 組織的な支援の「ポイント・現在地」を共有できているか

教師のチームづくりと機能の向上を日常的に図っているか、特定の教職員だけが不登校状態（別室登校・保健室登校状態等も含む）の児童生徒の対応を抱え込んでいないか、といった視点から、学校が長期的・組織的に不登校児童生徒の支援の体制整備についての自己点検をすることが必要です。

ここで大切なのは、不登校児童生徒の支援について校内組織としての共通理解を図ることです。「どの段階で」「誰が」「何をするのか」を事前に把握し、不登校の長期化を防ぐための情報共有と協働の仕組みづくりをしておくことが求められます。常日頃から生徒指導・学習指導における意識の共有を図り、お互いに困っているときに声を発しやすい温かみのある職場づくりを進めておくことで、問題の早期解決にもつながります。

ウ 児童生徒の「社会的な自立」を支えるための「長期的な視野」を持っているか

児童生徒の将来の社会的な自立を支えるには、学年・校種間の連携・引継ぎが土台になることから、教室復帰・再登校のみで不登校児童生徒の支援を安易に完結させないための持続可能で柔軟な仕組みづくりが確立できているかを点検する必要があります。

不登校児童生徒の支援を当該年度、当該学校のみで区切らずに、学校が社会の一部と

して不登校状態にあった児童生徒・保護者との関わりをいかに維持し、次の支援へとつないでいくのか、という長期的な視野をもつことが大切です。また、不登校状態からの回復期について、配慮すべき事項を詳細に理解し、拙速な回復支援によって状況が悪化してしまうことを避ける必要があります。そのためにも、学校だけで抱え込まず、適切に関係機関や支援団体等との連携を図ることが求められています。

これら3点に共通するキーワードは、

「みんなでやる」

「今・これからできることをさがす」

です。不登校児童生徒・保護者の組織的支援において、もっとも事態を悪化させる要因は、学級担任等による事態の抱え込みと職員室内における孤立状態です。それを生み出す教職員間の意識のずれを少しでも解消させ、問題が大きくなった際もしなやかに対応できる教職員集団のチーム力を日頃から育てていることが必須になります。

②ケース会議

【ケース会議とは】

事例を個別に深く検討することで、その状況の理解を深め対応策を考える会議。対象となる児童生徒の環境を含めたアセスメント（見立て）やプランニング（手立て、目標と計画）が行われる。

＜おもな出席者の例＞ ※学校種や規模によって異なります

担任、学年主任、養護教諭、生徒指導担当、コーディネーター（不登校児童生徒支援担当・特別支援教育担当・教育相談担当 等）、校長、教頭、SC、SSW

ここ数年、様々な研修会や書籍等において、「〇〇会議」「〇〇ミーティング」のようなケース会議の「型」や学校におけるファシリテーション会議等の実践例が広く紹介されるようになり、各学校では自校にあった取組みを模索しています。しかし、事態が常に変化し続けることの多い不登校児童生徒の支援においては、どんな「型」を取り入れるかは重要ではありません。困っている児童生徒・保護者、それを支える学級担任や学年団、支援チームにとって

「当事者の混乱を整理し、不安や焦りを和らげる」

「適切なタイミングで行う」

「共通理解・情報共有が必要なメンバーが集まる」

といった機能が求められます。そして何より、日常的に多忙な学校現場においては

「短時間で効率よく次のステップと見通しを確認できる」

という点に目を向け、支援を行う必要があります。

【当事者の混乱を整理し、不安や焦りを和らげる】

不登校・登校しぶりの状態にある児童生徒・保護者、それをもっとも近くで支援する学級担任の三者は、大きな混乱や焦り・不安の中にいます。学校におけるケース会

議でもっとも危惧すべきなのは、これらの当事者にとって、「～をすべき」「急がなければ」「～が原因」という考えを押し付けられ、混乱や焦り・不安が助長されてしまうことです。

これを学級担任の立場を中心にして考えてみましょう。何らかの打開策、次の一手となるサポート等を期待して行われたケース会議の中で、積極的な情報提供を行ったにもかかわらず、参加者から学級担任としての指導の足りなさを指摘され続け、不登校となった原因を探す話し合いだけに終始してしまふことがあります。次の一手が見えずに貴重な時間を浪費したばかりか、今後の児童生徒・保護者への支援の意欲が大きく損なわれてしまい、児童生徒・保護者との関わりが薄くなってしまふ、ということにもなりかねません。

実際によく見られるこのような事態を招かないためにも、ケース会議を行う際は、招集する立場の教員、参加者とも、まず当事者の混乱を落ち着かせ、焦りや不安を少しでも和らげることに注力し、当事者の言葉に冷静に耳を傾けながら心情を共有することから始める必要があります。

【適切なタイミングで行う】

児童生徒・保護者から「登校がづらい」という訴えがあり、実際に何らかの心身の不調が見られる場合（または、病気・けが等の原因が不明確なまま児童生徒本人が本来取り組めるはずの何かが少しでもできない意欲低下の状態になっている場合）は、表情や行動を観察しながらあたたかな声かけをしつつ、学校として直ちに具体的な支援の体制を整える（準備する）必要があります。欠席日数が2、3日目になったら実際に動く等の約束を決めている学校・校区も見られますが、児童生徒の事前情報（特に前学年までの欠席状況・理由）によっては、欠席した当日、さらには理由が明確でない遅刻・早退が見られた時点や保護者からの欠席の連絡が入った時点で、支援のための準備を整えておく必要があります。

【共通理解・情報共有が必要なメンバーが集まる】

日頃から児童生徒の様子を注視している学級担任等だけに負担が集中することがないよう、他の学級担任や副担任、学年主任、教科担任、中・高では部活動顧問等が、生徒の様子の変化について日常的な情報交換（“週1回60分の会議より、30秒～1分の会話をできるだけ多く積み重ねる”という考え方で）を積み重ね、学級担任の支援をサポートします。このような日頃の担任とそれ以外の教員による「1対1の情報交換」即ち「点から線」の情報交換による支援形態から、常に複数の教員による取り組みを前提にした「線から面、面から体」へと支援形態を変換・展開し、多角的で流動的な事態について対応できるようにするためにケース会議を行います。

この支援体制の切り替えのタイミングを図るのは、通常の校内組織では、担任と学年主任や生徒指導担当教員、不登校児童生徒の支援の中心となるコーディネーター（不登校児童生徒の支援担当等の仮称）等、事態の推移・全体像を把握できる立場の教員が行います。必要に応じて養護教諭やSC・SSWも含めて支援体制の切り替え

に関わるメンバーを、適切な時期を逃すことなく招集し、「どの段階で」「誰が」「何を
するのか」といった役割分担や情報共有、方針の確認、について共通理解を図ります。

何より学校組織において重要なのは、

- 立場や役割、経験等に関係なく、ケース会議が必要だと感じた教職員が、誰でも
開催を提案・要望できる職場の雰囲気づくり
- 日頃から、在籍するすべての児童生徒を、すべての教職員で支えるという意識を
持ち続けること
- 困っている児童生徒・教職員を、最優先でサポートすることが学校全体の成長や
活性化につながることを共通理解できていること

であることを数々の実践例が示しています。

【短時間で効率よく次のステップと見通しを確認する】

不登校児童生徒の支援体制の構築と、教員の日常的な業務の効率化の両立を図る上
で、効果的なケース会議、あるいはその目的と同等の成果が期待できる情報共有・意
見交換等の在り方を、自校にあった形で取り入れていきます。その中で、不登校児童
生徒・保護者の支援に直接関わることの多い学級担任や当該学年団のみに負担が集中
することがないように配慮することが求められます。例えば、管理職・校務運営委員等
（他の学年主任、校務部長等）における事前の業務分担と情報交換の手立てを日頃か
ら明確にしておくことや、養護教諭、SC、SSW（支援員、相談員等も含む）等、
実際に困っている児童生徒・保護者の直接的サポートをする立場にある教職員を「ど
の段階で」「誰が」ケース会議に招集するのも明確にしておく必要があります。

その際、常勤の教職員だけでなく、非常勤の職員の勤務時間等にも配慮しながら、
確実に情報共有と支援のための共通理解を図る手立てを取る必要があります。

実際の効率化の手立てとして、以下のような実践例が報告されています。

- ・校務支援システム（校内ネットワーク）を活用した情報共有
- ・ホワイトボード等の用具を活用した短時間会議
- ・週時程へのケース会議等の位置付け
- ・休み時間等に教室棟の空き教室を利用して短時間で学年全員がそろって会議の実施
- ・職員室内や隣室等への簡単な対話スペースの設置
- ・職員会議の内容を精選（決議事項以外の連絡等を省いて児童生徒理解のための時間
を増やして、各学年の検討会議を定期的に位置付ける、等）

これらの手立てを自校にあった形で取り入れながら、会議に参加できなかった教職員
にも、話し合われた内容について情報を可視化したり効率よくポイントを整理して周知
したりする等、組織として協力体制を構築する必要があります。

(3) 校内組織における役割と対応

①担任・学年団による対応

【欠席が長期化した際の担任・学年団による対応の留意点】

- ア 担任の抱え込みを防ぎ、常に複数で対応できるよう校内の役割を明確にする
- イ 家庭との連絡を絶やさず、学校として支援を続ける姿勢を伝える
- ウ 学校側が陥りやすい点に配慮しながら、専門家の視点も取り入れる

ア 担任の抱え込みを防ぎ、常に複数で対応できるよう校内の役割を明確にする

欠席が長期化すると、担任による抱え込み、または次の一手が見つからずに膠着状態に陥ることがあります。これは、児童生徒・保護者にとっても、学校との関わりが固定化・形骸化してしまい、場合によっては大きなマイナスになることもあります。こういった事態を予め防ぐために、

- すべての教職員が「不登校が発生するのは学級経営や学級指導の問題だから担任が責任を持って最後まで関わるべき」といった古い考えを捨て、「チーム支援の中で自らの立場でできることをする」という姿勢で教育活動にあたること
- 欠席が長期化する前の早期の段階から対応を複数（できる限り常時3名以上）で行えるように役割分担を明確にしておくこと

が求められます。児童生徒・保護者が安心できる形で、担任、または別の教員が「窓口」になり、学校として関わり続ける方針であることをきちんと伝えていきます。

不登校に限らず、いじめやその他の問題についても、必ず複数での対応が必要になることを想定し、予め全校の児童生徒一人ひとりについて「関わりをもちやすい教員の情報」を管理職・生徒指導担当教員等が整理しておくことや、困難な事態を想定した上で動き方や連携の確認をしておくことも有効です。

さらに、複数の視点で児童生徒・保護者への支援を考えていくことにより、担任だけでは見落としがちな「児童生徒・保護者が動くきっかけ」が見えてくることもあります。

イ 家庭との連絡を絶やさず、学校として支援を続ける姿勢を伝える

不登校の児童生徒・保護者に対して、学校の予定、連絡、配付物、進路情報等は、本人の見る・見ないにかかわらず確実に届けます（または保護者に直接手渡す）。ただし、児童生徒本人が学校の情報を忌避している段階では、保護者へ伝えることにとどめることもあります。特に期限のある回答が必要なもの、全校・学年で一斉に行う予定のもの（健康診断、校外学習、記念撮影等）は、本人・保護者の意向を丁寧に確かめて届けます。学校側が勝手に欠席するものと判断して本人・保護者に伝えていなかったということがないようにしなければなりません。いずれにせよ、学校として「何があっても関わり続ける」という姿勢を伝え続けていくことが重要です。

前述の通り、不登校の初期状態においては、児童生徒本人はもちろん、保護者の混乱も相当なものです。その焦りや不安の矛先が担任・学校に向けられることもあります。

その際、保護者が激しく攻撃的な言葉を発したとしても、その言葉に振り回されずに、その言葉を発する裏側にはどのような心情が隠されているのかを推察しながら、児童生徒・保護者の話をしっかり聴き続けることが大切です。欠席が長期化した場合でも同様です。

うちの子が登校できないのは、

「あのいじめがあったから」

「先生が分かってくれないから」

「ネット依存で昼夜逆転しているせいだ」

「医者が休ませて様子を見なさいと言ったから」

とあたかも決めつけるような言葉の奥底には、「自分の子育てや家庭環境のせいにされたくない」というような保護者の複雑な思いが潜んでいることがあります。学校はその思いを十分に理解した上で、時間をかけて関わり続ける必要があります。その関わりが、やがて信頼関係を生み出し、児童生徒本人・保護者の心の固さ・敏感さを和らげることに繋がります。このプロセスが、本人にとって心のエネルギーと行動する意欲を補充するきっかけになるのです。

一方で、家庭との関わりを続けていく中で、まれに今まで見えていなかった部分が見えてくる場合があります。

例えば、家庭訪問によって、家庭環境がすさんでいる様子

- ・家の中が清掃・整理整頓されていない
- ・家中が煙草の臭いで充満
- ・建具や家具の破損がそのまま
- ・動物のふん・臭い等飼いが乱れている

等の点が複数確認できる、

家族の関係や、生活に困難を抱えている

- ・祖父母と保護者が不仲
- ・家族の病気や要介護状態による負担増
- ・働いていないおじやおばがいて、ひきこもりであったり孤立状態にいたりする
- ・精神疾患の家族がおり、適切な支援が届いていない

等と思われる場合です。

このような場合は、経済的な支援や福祉の面から支援が必要なケース、またはネグレクト等の虐待やヤングケアラー（児童生徒が介護や子育てのために通常的生活・登校ができない状態）の疑いもあるので、学校としてSC、SSW等の専門家の意見を積極的に取り入れ、行政機関・相談機関等との連携を深めながら、長期的な視野で家庭全体の状況を改善していくことが必要になります。（49-52 ページ、6（2）を参照）

ウ 学校側が陥りやすい点に配慮しながら、専門家の視点も取り入れる

小学校

小学校では、不登校児童と学校・学級の関わりを維持する際、その児童と仲良しだった児童や友達と思われる特定の児童（本人が望んでいる場合も含め）を通じて連絡等のやりとりをすることが多く見受けられます。近年、学校の統廃合によって学区が広がっていることや少子化の影響、保護者の価値観の多様化もあり、支援する立場の児童の負担が知らずに大きくなっている場合があることに十分な注意が必要です。

また、児童の人間関係が流動的であることも視野に入れる必要があります。特に、欠席の長期化から回復期にかけて、不登校だった児童が「この子としか一緒に行動できない」と思い込んでいることが、新たなトラブルにつながっていると思われるケースも増えています。できれば支える役割の児童・保護者も十分納得した上で、誰にとっても負担が大きくなり過ぎないような配慮が必要です。

中学校

中学校では、不登校の段階的な回復状態、または一次的な避難措置として保健室や相談室等への別室登校や部活動のみの登校、または時間外登校を取り入れているケースが多く見られます。注意が必要なのは、

- この部分的な登校行動を、大人の期待や都合とは別のところで「生徒本人がどう感じているのか」が置き去りにならないようにすること
- この登校行動を「どのように日常の学校生活につなげていくか」を見失わないようにすること

という点です。

「本人がどう感じているのか」については、実際に不登校になっている中学生の中には、成長過程の中で、気にかけてくれる周囲の友達や大人がいるにもかかわらず、期待に応えられないでいるある種の「うしろめたさ」から余計身動きが取れなくなっていくケース、あるいは自分だけ部活動登校を許され、周囲と同じ苦勞をしていない「申し訳なき」を感じ意欲を失うケースがあります。この複雑な心情を汲み取らずに、担任や親が「周りがこんなにしてくれているのに、また行けなかった」といった落胆する姿を見せることで、事態を余計悪化させてしまうことがあります。

「どのように日常生活につなげるか」という視点については、例えばこだわりが強い性格の生徒には、本人の好きなことだけに偏ることのマイナス面を考慮しなければなりません。生徒本人の思いを確認しながら、できる範囲内で少しずつ日常生活・授業等の中に取り入れていくことも必要です。

また、教科担任制によって常日頃から多くの教員が関わっている反面、前年度からの学年主任や前担任にとっては他の教員よりその生徒と付き合いが長く、理解できているという思いが強くなりがちです。そのため「あの子はこうだから、心配ない」という楽観的な考えに陥りやすくなります。状況のとらえ方について現在の担任と、学年主任・その他司令塔や助言・サポートの役割をする教員との間でギャップが生じ始めると、実際に最前線で生徒に対応している現担任は、不満や徒勞感、焦りや失望感を抱くことに

もつながり、生徒本人や保護者との関わり方に影響を与えてしまう恐れもあります。

高校

高校では、不登校になりかけている生徒・保護者との関わりの中で、単位不認定、留年等の話題は避けて通れません。しかし、それらの「期限」と「どうすれば回避できるのか」について、どのような配慮と段取りで、生徒・保護者が正しく理解できるように伝えていくかが支援のポイントです。それによって生徒・保護者の受け止め方が大きく変わり、不登校状態の回復を早めるか、かえって悪化させてしまうかを左右する場合もあります。

学校は生徒・保護者に対して、リミット直前に「見捨てられた」と感じるような言い方で伝えるのではなく、生徒本人・保護者が進級や卒業に関する正確な情報をきちんとわかりやすく伝え続け、学校への不信感や諦めの思いを強めないような配慮が求められます。学校側の伝え方によって、生徒本人がさらに自分を責めることになったり、家族からの重圧がさらに増大したりする可能性がある点に十分留意しなければなりません。高校の教員も、小学校・中学校と同じように「どんな状態になっても一緒に考えてくれる存在だ」と生徒・保護者が思えるような関わりが求められます。

これらの児童生徒の在籍する校種や発達段階に応じたポイントに十分配慮し、動きをつくれそうなポイントを見極めながら児童生徒本人・保護者との関わりを続けていきます。何らかの変容が見えた場合、または逆に問題が大きくなりつつある場合は、SCやSSW等の専門家の意見を十分に取り入れながら、関わりの方を変換させていく必要があります。その中で、本人に回復の兆候（学校に興味を示し始める、手伝いや学習等自分から行動することが増える、心にゆとりが生まれる、等）が見られたら、再登校のための支援を段階的に整理していきます。

一方、一度回復の兆しを見せたのに、ある日突然「やっぱり無理」・「家（別室）に戻る」・「何もしたくない」・「先生や親が勝手に決めた」と態度が硬化する場合があります。気を付けたいのは、保護者を含めた周りの大人がそこで一喜一憂しないことです。慌てずに少しずつ動きをつくり、本人の気持ちを丁寧に確認しながら小さな失敗や成功の体験を積み重ねることで自信を回復させる必要があります。

不登校状態にある児童生徒に何らかの回復傾向が見られると、担任・保護者を始めとした多くの大人は「ここで何とか登校・教室復帰を軌道に乗せておきたい」と期待を込めて強く願うものです。そのため、生徒本人の心的エネルギーの状態、再登校の意欲と実際の見通し・スキルのバランスを考慮せずに、できるだけ長い時間学校に滞在させようとしてしまいがちです。さらに、学級や部活動の友達を総動員して一気に教室・部活動への復帰を試みたくくなります。まれにこれでうまくいく場合もあります。しかし、本人の心的エネルギーの補充（車で言えばガソリンのようなもの）が十分ではなかったり、万が一うまくいかないことや予期せぬトラブルが起きた時に自他の失敗を許したり、折り合いをつけるような心の柔軟性が足りなかったりする場合は、かえって自信や回復への意欲を失わせてしまうこともあります。こうした事態を防ぐためにも、一時的な回復

の兆候（急に登校について前向きな言動をする、等）だけで判断せずに、学校生活の見通しの中で小さな失敗を自ら乗り越えていくための柔軟性とスキル（ハイブリッド車が走行中に自ら発電・充電し、ガソリンによる動力と組み合わせながら走り続けるように）がどれくらい発揮できる状態なのかを冷静に見極めていく必要があります。これらの判断と学校・保護者の間の共通理解のもと、「学校への滞在時間・活動内容を制限」しながら、段階的に本格的な学校復帰・教室復帰へとつなげていく必要があります。周りの大人には、焦る気持ちを抑えながら常に感情を平穏に保ち

「誰のための学校復帰なのか」

「大人が安心感を得るための支援になってはいないか」

を忘れずに不登校状態にある児童生徒を支え続けていくことが求められています。

②養護教諭による対応

保健室は誰もが（児童生徒、保護者、教職員等）いつでも利用できる場です。養護教諭は、児童生徒の身体的不調の背景に、不登校等の問題が関わっていること等のサインにいち早く気づくことができる立場であることから、児童生徒の健康相談において重要な役割を担っています。さらに、教諭とは異なる専門性に基づき、心身の健康に課題のある児童生徒に対して指導を行っており、従来から健康面の指導だけでなく、生徒指導面でも大きな役割を担う立場です。また、関係機関との連携のための窓口としてコーディネーター的役割を果たすことも求められています。

【保健室で得られる情報】

- ・ 健康観察
- ・ 保健室利用状況
- ・ 健康相談結果
- ・ 心身の健康に関する調査結果（児童生徒の生活時間や食事状況等） 等

保健室で得られる情報から、日頃の状況を把握するとともに、児童生徒の変化に気づいたら、管理職や学級担任等と情報を共有するだけでなく、他の教職員や児童生徒、保護者、学校医等からの情報も収集することが求められます。収集・整理した情報をもとに専門性を生かしながら、課題の背景について分析を行い、校内委員会等で報告します。校内委員会等においては、健康面における具体的な支援について助言するとともに、必要に応じて教職員や保護者に、日常の健康観察のポイント等を周知します。特に保護者に対しては、保健室はいつでもだれでも相談できること、相談できる関係機関の情報等を、保健日より学級・学年懇談会、学校保健委員会等を活用して常に発信します。

児童生徒に対しては、健康相談や保健指導の機会に、自分の体の状態を伝えられるように指導するとともに、自分について見つめたり、気持ちのコントロール方法やストレスへの対処方法等を学んだりする機会を提供していきます。児童生徒が困ったときには、いつでも相談できるような雰囲気をつくり、寄り添った支援ができることを限られた機会に伝えていくことが大切です。

支援前と支援後の心身の状態の変化等について把握し、特に支援後、状況に変化がな

い、悪化している場合は、児童生徒の課題把握が正確であったか、その他の要因は考えられないか、新たな要因が生じていないか等、改めて情報収集及び分析を行う必要があります。支援方針や支援方法を再検討・実施するにあたっては、専門性を生かして助言を心がけます。

<支援のポイント>

- 児童生徒は、自分の気持ちを言葉ではなく、頭痛や腹痛等の身体症状や行動で表すことが少なくない。
- 児童生徒の訴え（腹痛や頭痛等）に対しては、病気や障がいの有無を確かめることが大切である。最初から心の問題と決めつけることがないようにする。
- 児童生徒の状況や支援の内容等については必ず記録に残すようにする。

③コーディネーター（不登校児童生徒支援担当・特別支援教育担当・教育相談担当 等）による対応

令和元年10月25日 文部科学省初等中等教育局長通知「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」2 学校等の取り組みの充実（3）不登校児童生徒に対する効果的支援の充実 の項目の中に、

1 不登校に対する学校の基本姿勢

校長のリーダーシップの下、教員だけでなく、様々な専門スタッフと連携協力し、組織的な支援体制を整えることが必要であること。また、不登校児童生徒に対する適切な対応のために、各学校において中心かつコーディネーター的な役割を果たす教員を明確に位置づけることが必要であること。

と明記されています。

この役割に求められる機能として、

- ・ 不登校児童生徒の状況の詳細な把握
 - ・ 学年組織や校内体制等を動かすことによる担任の孤立状態防止
- 等が挙げられます。

また、学校によっては、コーディネーターを中心にした校内委員会等を設置し、児童生徒のメンタルヘルス向上に関わる業務や不登校の早期発見等の活動を行う等の運用が見られます。

④SCによる対応

【心理に関する専門的な知識を持ったスクールカウンセラー（SC）の役割】

ア 児童生徒へのカウンセリング

担任が関わる初期対応から、児童生徒の悩みをじっくり聴いて気持ちを回復させる必要がある場合、または初期の段階から専門家への相談を児童生徒本人・保護者が希望する場合等は、学校に配属されているスクールカウンセラー（SC）との面談による相談が有効です。一度、不登校やいじめ、家庭内不和、教師の不適切な指導等の影響で深

く傷ついた経験のある児童生徒については、その後も卒業まで継続して定期的に相談する機会を持ち続けていくことで、二次的なトラブルを未然に防ぐことにつながるとも考えられます。

イ 保護者へのカウンセリング

担任・学年団（特に学年主任等）・生徒指導担当教員・管理職による保護者との相談に加え、保護者自身がこれからわが子とどのように関わっていけばよいのか等について相談したい場合にも、SCとの相談を活用することができます。不登校児童生徒の支援のように長期化、事態の流動化が懸念される場合は、児童生徒本人・保護者にとって一人でも多くの「話せる先生」が学校にいてくれることが、何よりの安心感につながります。保護者と一緒になって、これから何ができるのかについて専門家のスキルを駆使しながらじっくり話を聴いていく中で、今まで見えていなかった子育ての課題や保護者自身の課題等が明らかになる場合があります、その改善が児童生徒の生活意欲の改善につながることも多く見られます。校区等で面談日を調整している場合もありますので、コーディネーター役の教員や教頭等がその役割を十分理解した上で、保護者が積極的にSCを活用できるよう環境を整える必要があります。

ウ 教職員に対する支援・相談 等

コーディネーター役の教員が各学年担任団とSCとの情報共有の橋渡しを日常的に行うことで、SCの校内における守備範囲は大きく広がります。SCが、面談が入っていない勤務日や時間等に、校舎内を回って多くの児童生徒に声をかけ様子を見ることで、より幅広く児童生徒との信頼関係を生み出すことができ、そのことが有効な担任・学年団のバックアップ・助言につながります。不登校児童生徒の支援において、より多くの事例を扱ってきた専門家としての意見を聴くことは、教員にとって児童生徒本人・保護者への関わり方の視野を広げていくことにつながります。日頃の情報交換をベースに、いじめや不登校の対応においては、適切に担任・学年団との役割分担をしながら、スムーズな連絡体制を構築していくことが求められます。

一方で、ケース会議への参加等は、SCの勤務時間等によっては調整が必要なことが多く、管理職・担当教員間でより学校のニーズに合った活用の方法を考えていくことが必要です。

以下は、様々な会議や研修会等の場面で、実際にSC、その他の支援員等から聞かれることが多い意見です。これらを解消していくことも学校の責務です。

実際に勤務するSCの声より

- ・ ケース会議に入れない（依頼がない、日程が合わない等）
- ・ 情報が共有できていないものがある（学級・部活で起こっていることが分からない、Q-U実施結果を見たことがない等）
- ・ 担任と話し合う時間がとれない（連絡ファイルのやり取りのみになりがち等）
- ・ 役割分担が明確になっておらず、学校によって業務内容が異なる

- ・相談員、支援員等別室登校や訪問担当の職員と仕事のすみ分けができていない
- ・教職員向けの研修会を依頼されても何をしたらいいかわからない

⑤ S S Wによる対応

【社会福祉に関する専門的な知識を持ったスクールソーシャルワーカー（S S W）の役割】

ア 児童生徒の置かれた環境への働きかけ

不登校が長期化している児童生徒の中には、児童生徒自身や保護者自身の努力だけでは改善の見通しが立ちにくいケースが多く見られるようになってきました。虐待、ヤングケアラー（児童生徒による家族の介護・子育てによる学習機会の喪失状態）、大人の発達障がい、家族のひきこもり・精神障がい等、どんな支援が必要になるのか、スクールソーシャルワーカー（S S W）等の専門家の見立てが必要な場合があります。その中で、学校として児童生徒に直接どう働きかけることができるのかを考えていく必要があります。

イ 関係機関とのネットワークの構築・連携

前述のように、児童生徒本人、保護者自身の努力だけでは改善が見込めないケースについては、関係機関（児童相談所、県・市町村教委・子育て支援担当部局・社会福祉担当部局、保健所、医療機関、警察等）や支援団体等（民生児童委員、民間支援団体等）と一緒に児童生徒の家庭全体を支援していく必要があります。自ら相談することができない状況であれば、支援する側からアプローチ（働きかけ）する『アウトリーチ』の考え方も取り入れる必要があります。S S Wは、これらのすべての関係機関との連携の橋渡しができる専門家であり、従来の学校組織の機能に足りない部分を補う役割を持っています。日常的に校内での情報交換を積極的に行い、お互いの仕事の範囲や得意分野について理解を深めておくことで、不登校児童生徒の支援等の場面においても積極的に活用することができます。

ウ 保護者や教職員に対する支援・相談 等

学校が、児童生徒本人や保護者を様々な方面から支援していくことには自ずと限界があります。学校が、家庭状況を正しく理解しないまま児童生徒への指導や家庭への連絡を続けていくと、担任・学校と保護者の関係は悪化してしまいます。このような事態を防ぐために、関係機関の支援が必要であると管理職が判断した早期の段階から、S S Wへの情報提供、具体的な支援への助言、児童生徒本人・保護者との信頼関係づくりを進めていく必要があります。

また、校内で常にS S Wの活用を念頭に入れた情報交換等をしていくことで、教職員による事態の抱え込みを早い段階から防ぐこともできます。

さらに、未然防止の観点から校内の教職員を対象とした研修会や児童生徒への講話等でS S Wを活用することも、教育相談体制の整備・強化に大変効果的と言えます。

実際に勤務するSSWの声より

- ・学校現場特有の個人情報保護優先の姿勢が、情報共有を阻んでいる
- ・家庭にどこまで入っていくべきか、情報がもらえないことがある
- ・SSWの活用方法を把握しておらず、SCと同じような役割になっている
- ・市町村によって仕事の範囲が大きく異なる
(市内全域か勤務校のみか、要保護児童対策地域協議会への参加可否、担任団のサポート等)
- ・行政、医療機関、民間団体等との連携が難しい

⑥別室登校支援による対応

学校における不登校児童生徒の支援の一環として、不登校傾向のある児童生徒を、教室での集団生活から一時的に分離し、心身の状態が回復するまで保健室や相談室等を活用する、いわゆる「別室登校」の手立てを取る場合があります。校舎内の環境や、教職員の人的配置等によって運用方法は様々考えられますが、多くの学校では特定の教室等に支援員等を配置して不登校傾向のある児童生徒の受け入れ体制を整えています。

さらに、長期の欠席から回復傾向が見られる児童生徒が段階的に教室復帰を目指すためのステップとして、あるいは通常日課での活動が難しい児童生徒を時間を区切って受け入れる等の運用も見られます。また、別室登校支援は不登校児童生徒の支援としてだけでなく、いじめに関わった児童生徒の一時的な学習場所として活用することもあります。

ア 具体的に行われる支援について

別室登校を採用している学校の多くでは、教室で学習できない児童生徒の学習機会を保障するための支援をはじめ、体力の補充、生活習慣の見直し、ソーシャルスキルトレーニング（SST）、集団生活復帰のための機会づくり、級友との交流による人的関係不安の緩和等、児童生徒の実態や保護者のニーズ、担当する教職員の教科・領域・得意分野に応じて、通常の教育課程に準じた様々なプログラムを設定しています。当該学校での教室復帰だけでなく、将来の社会的自立につながるような支援は、不登校からの回復だけでなく、学校の中に一時的な避難場所がある安心感、さらに再発予防につながるものと考えられています。

児童生徒の利用にあたっては、本人や保護者の希望を尊重した上で行います。具体的な支援の例を図3-1に示しました。

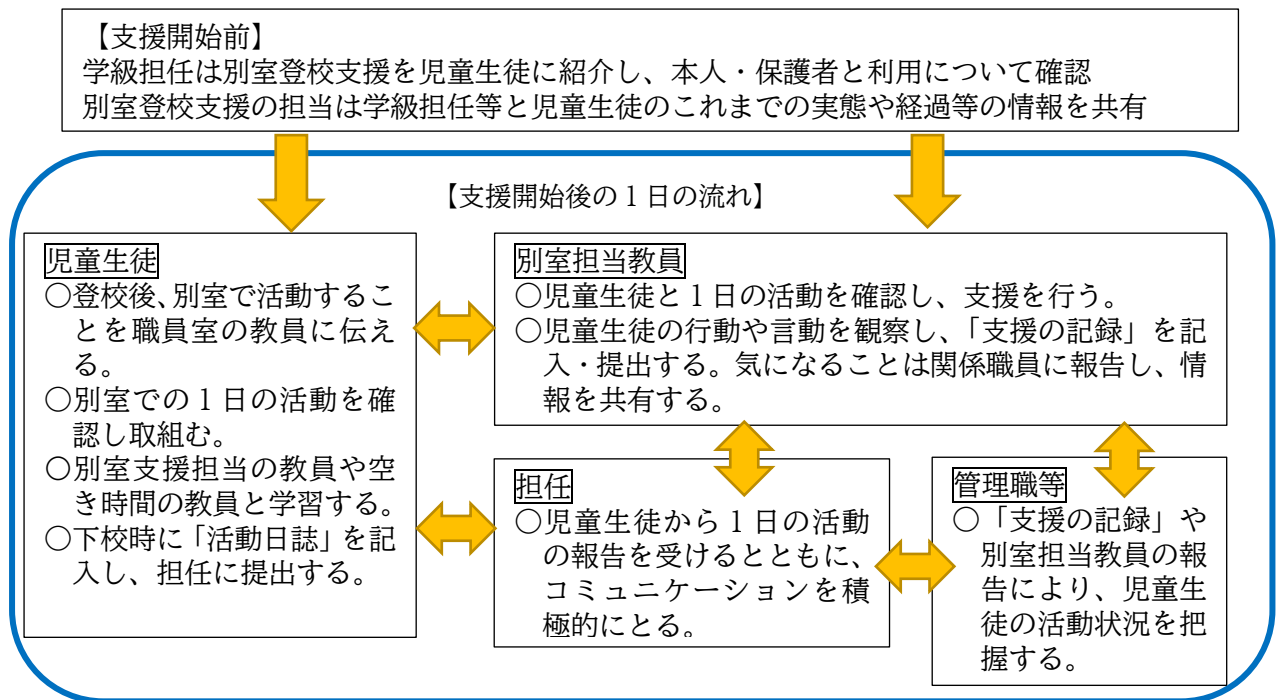


図3-1 別室登校支援の具体例

学校の規模によっては、複数の見童生徒が別室登校支援を利用する場合があります。見童生徒の発達に応じた別室利用の適切なルールを決める等、利用するすべての見童生徒にとって居心地のよい活動場所となるよう、環境を整えることも大切です。

イ 別室登校支援における課題

このように、別室登校支援には、「不登校傾向を一時的に緩和する」「不登校からの回復のためのステップ」として効果的な活用が進んでいる一方で、他に解決すべき様々な課題があります。例えば、「人的な配置をどうするか」といった面では、ある学校では当該生徒の学年団が授業のない事務作業時間を「別室担当」として週時程に週1～2回程度位置付けながら学習支援等を行っていますが、これが教員の負担増につながる場合があります。

また、他のケースでは、不登校からの回復を目指す方針だったものの、教室復帰につながらずにそこでの生活が固定化してしまい、担任や級友との関係が希薄になってしまうケース等も見られます。さらに難しいのは、年度を通して別室を利用する見童生徒の出入りがある場合は、常時対応できる職員の数が固定できず、一時的に数名の見童生徒を一人の別室担当教員が支援し続けることになったり、使用できる教室数や見童生徒個々の特性等によって教室を確保しなければならない関係で、やむなく複数の学年の見童生徒と一緒に学習することになったりすることにより、新たな問題（生活上の影響、人間関係トラブル、保護者の不満が増大する、等）が発生する場合があります。いずれにせよ、別室登校による支援を行う場合は、全教職員の共通理解のもと、持続可能で見童生徒の状況に応じた柔軟で無理のない支援ができる手立てを各学校の実情に合わせて構築していく必要があります。

前述のような課題に対応するため、管理職は担任や別室担当教員（保健室登校の場合は養護教諭）の負担が集中しないよう考慮しながら、特別支援教育の視点をもとに、S C、S S Wからの助言を取り入れ、運営の見直しや仕組みづくりを積極的に行うことが求められます。

実際に勤務する別室登校支援担当者の声より

- ・ 同じ学校の中でも、学年担任団や学級担任の考え方の違いによって別室登校している児童生徒本人と関わる時間や連絡の丁寧さ（担任が別室に顔を出す頻度等を含め）に差が生じることがある
- ・ 相談員、支援員等別室登校や訪問担当の職員と仕事のすみ分けができていない
- ・ 配慮の必要な児童生徒を、別室指導の担当教員に丸投げされて指導に苦慮している
- ・ 児童生徒の送迎の際に会う保護者との関係づくりが難しい

4 校種間の連携について

現在、児童生徒の「将来の社会的自立」を目指した学校における不登校児童生徒の支援を考えていく上で、校種間を越えた連携が必須条件になっています。これまでの学校教育現場の感覚では、「次の学校に進学したら不登校になった」のは「次の学校の責任」、「次の学校に進学したら不登校が改善した」のは「次の学校の手柄」、といった校種ごとに責任・成果を強調する風潮があったように感じられます。

しかし、現在のように不登校の要因や背景、心配される影響が多岐にわたり、一つの学校の在籍期間だけでは改善が難しいケースも増えてきた今、児童生徒の不登校状態は、青年・成人のひきこもり・精神疾患・自殺、家庭内における虐待等の問題と同様、社会全体で対策を進め、学校内外のリソースを十分に活用しながら支援すべき時代になったことが、法、さらには学習指導要領において明記されるようになりました。これまでのように、児童生徒が在籍している間、問題を抱え込んできた学校現場の現状を改善するために、ここでは、県教育センターにおける不登校対策調査研究をもとに、具体的な校種間の連携を前提とした支援の在り方と留意すべき点について確認します。

(1) 小学校・中学校との連携について

小・中連携による不登校児童生徒の支援の場面は、大きく以下の3つのケースに分けて考えることができます。

①小学校卒業までに不登校状態（または不登校傾向）になっていた児童生徒の受け入れと回復のための支援

通常の小・中連携を基盤にした不登校児童生徒の支援においては、このケースがもっともイメージしやすいと思われます。小学校での支援の様子を、「個別の教育支援計画」等の書面で中学校に引継ぎ、小中の新旧担任・学年団の間で情報交換をしたり、教育支援センター（適応指導教室）への登校について条件を整備したりします。児童生徒の引継ぎ時点だけではなく、継続した情報交換を行っている例も多く見られます。また、校区等によっては、SC、SSWが継続支援の起点・橋渡し役になっていることもあります。

児童生徒の不登校状態の背景や家庭環境等、中学校側が事前に状況を把握して受け入れ態勢を整えることができ、その後の回復につながるケース（例えば、小学校時点では全欠席不登校状態から時間外登校まで進んだが、中学校進学後、さらに別室登校から部分的な教室復帰に改善した、等）も多数報告されています。

また、管理職の許可を得て、中学校入学前に、新担任と事前の面談を行い、児童本人・保護者の不安を前もって把握しながら、少しでも安心感を持って中学校生活のスタートを切れるように配慮している場合もあります。ただ、この場合は、児童本人が周囲の期待の大きさを背負い過ぎたり、4月当初に頑張り過ぎて5月過ぎに息切れ状態になったり（学習不振から登校意欲が減退することもある）する可能性も考えられ、その後の対応への十分な備えが必要です。

②小学校では不登校にはなっていないが、様々な配慮すべき背景（例えば別室登校、適応指導教室に登校、特別支援学級在籍、等）があり、中学入学後に不登校になった生徒の支援

小学校5年生までに不登校を経験したり、様々な配慮が必要だったりした児童が6年生時の欠席日数が30日未満の場合、「不登校児童」としては中学校に引継がれないことがあります。このような児童が中学校進学後に不登校になったケース等がこれにあたります。小・中間の引継ぎの中で、このようなケースを予防し、また迅速に対応するためには、市町村教育委員会の主導によって「支援内容を引継ぐべき児童の出席状況の基準」を明確にしておくこと等の手立てが考えられます。小学校側から見て、多数の配慮すべき児童の情報の陰に埋もれてしまいがちな児童の詳細な情報を、確実に中学校に引き継ぐことができるかが、中学校からの新規不登校を予防する鍵になると言えます。（参考：国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター「不登校・長期欠席を減らそうとしている教育委員会に役立つ施策に関するQ&A」（H24.6））

小学校時代に一時期欠席が多くなった児童や、連続して欠席した児童が、その後回復できた場合、支援した教員の心情的にはその児童が成長した姿を認め、新たな気持ちで中学校生活を始めてほしい、という願いから、必ずしも詳細に引き継がないこともあるかもしれません。しかし、小学校までに少しでも登校しぶりや不登校傾向が見られた児童については、その後も様々なきっかけから中・高において不登校になっている、という報告や、さらには新規に不登校になったケースより事態が深刻化・長期化しているという報告も散見されます。このことから、小・中の連携においては、この点を特に重視していく必要があります。

③小学校卒業・中学校入学までは何も問題なく過ごしてきたが、中学校入学後に何らかのきっかけで不適應を起こし不登校になった生徒の支援

前述②に準じた対応の他に、小学校でも心配な兆候がなく、中学校でも入学時点で特に配慮が必要とは判断されなかった生徒が不登校になるケースがこれに該当します。一見、中学校以後の指導により、支援・改善を考えるケースとも思えますが、様々な報告から、小学校時代に担任や親の期待が大きく、過剰に適應してきた疲れが表れてきたケースや、小学校時代に周りの児童よりやや成長が早いことからリーダーとして頑張ってきたことにより燃え尽き状態になっている場合、さらに、小学校時代は小さな学級集団の中で周りの児童が丁寧に支えてくれて学校生活を送っていたが、中学校では大集団になり、適應が難しくなる等のケースも考えられます。最近では、小学校時代の人間関係のトラブルが、中学入学時点で一時的に回復したにも関わらず、2年生のクラス替えによって再燃し、不登校になる、というケースも見られます。いずれにせよ、中学校では不登校の兆候（サイン）が微細でも見られた生徒についての多面的な情報を早い段階に小学校から得ることで、迅速で柔軟な支援が可能になることを意識していく必要があります。

(2) 中学校・高等学校との連携について

中・高連携による不登校児童生徒の支援を考える場合、小・中の場合と同様、まず大きく以下の3つのケースに分けて考えることができます。

①中学校までに不登校状態（または不登校傾向等）だった生徒の受け入れ体制づくり

高校では中学校までとは異なり、科目を履修して単位を修得しなければ、進級・卒業することは難しくなります。そのため、中学校までに不登校状態だった生徒については、出身中学校や保護者と情報を共有しながら支援することがとても重要です。

高校は、合格発表から入学までの間に、出身中学校や保護者と情報交換を行い、不登校状態だった生徒の中学校卒業までの状況を丁寧に把握し、校内の支援体制を検討する必要があります。

校内の支援体制としては、生徒の相談の窓口や保護者への連絡方法の明確化、SCとの関わり方の共有等が考えられます。また、ICTの活用や外部機関と連携して支援することも、有効だと考えられます。生徒・保護者と全教職員との間で共通理解を図りながら、これらの支援体制を検討する必要があります。

特に、中学校時代に全欠席の不登校だった生徒に対しては、場合によって、中学校までの基礎的学習内容を補習したり、定期的に担任やSC等が生徒・保護者と面談を行ったりすること等も考えられます。

課題としては、地域的な結びつきが強い小・中学校間のように、中学校・高校間の情報交換がスムーズにいかないこと、科目の履修と単位の修得のために必要な出席時数等について、生徒・保護者と学校間での共通理解を図ることが難しいことが挙げられます。

②中学校では不登校にはなっていないが、様々な配慮すべき背景（例えば別室登校、適応指導教室に登校、特別支援学級在籍、等）があり、高校入学後に不登校になった生徒の支援

高校進学後に不適應の兆候（サイン）等を把握した段階で、前述①と同様、保護者と生徒の状況を共有するとともに、できるだけ早急に中学校から詳細な情報を得ることが重要です。特に、調査書や指導要録には明記されていない生徒の学習環境の詳細や生徒本人の特性、大小のトラブル、保護者の考えや家庭環境、中学校と保護者との信頼関係等については、養護教諭間の引継ぎのみに頼ることなく、積極的に中学校、旧担任または学年団に情報を照会し、高校で可能な支援策を講じる必要があります。

③中学校卒業・高校入学までは何も問題なく過ごしてきたが、高校入学後に何らかのきっかけで不適應を起こし不登校になった生徒の支援

中学校まではほとんど欠席もなく過ごしてきた生徒でも、高校に入ってから学業不振や人間関係のトラブル等によって不登校になってしまうケースがあります。例えば中学校時代にリーダー格だった生徒が、中学校と同じように、クラスでも部活動でも

頑張ったものの思うようにいかず、不登校になることがあります。

こうした生徒の場合、自分から不安や悩みを訴えることが難しいことがあるので、教員や保護者が、生徒の些細な変化に注意し、生徒の悩みや不安に寄り添いながら支援する必要があります。

特に、長期休業後は、生徒の生活のリズムや精神状態、友人関係等に変化が生じやすくなるので、気になる生徒については休業前や休業中にも様子を確認し、長期休業後の学校生活をスムーズに始められるよう留意することも大切です。

また、保護者とこまめに連絡を取りながら適切に対応することも必要です。

これらの「小・中連携」「中・高連携」の重要さは理解しているものの、なかなかうまくいかない場合が多いという意見も聞かれます。一方で、長い年月をかけて地域ぐるみで課題を解決しながら連携を進め、成果を上げている報告も多数耳にします。大事なものは、双方の教員同士が、児童生徒の社会的自立への土台づくりをともに担っている協力者という立場で互いのパートナーシップを深め、支援にあたることです。児童生徒がどこの学校に進学しようと、それまでと変わらずに「誰もがこの学級・学校に入ってよかった、と言える学級・学校」がいつもの目の前にあるのだ、という安心感・信頼感を持てるように、支えていくことが求められています。

【参考資料】児童生徒理解・支援シート（参考様式）（94-103 ページ参照）

文部科学省は、不登校児童生徒・障がいのある児童生徒・日本語指導が必要な外国人児童生徒等、支援の必要な児童生徒一人ひとりの状況を的確に把握するとともに、その置かれた状況を関係機関で情報共有し、組織的・計画的に支援を行うことを目的として、学校、家庭、地域の関係機関との連携を図り、学校が組織的に作成する上記シート（参考様式）を示しています。

シートの内容は

- (1) 共通シート
- (2) 学年別シート
- (3) ケース会議・検討会等記録シート

の3種類で構成されています。文部科学省ではこのシートの活用により、支援が必要な児童生徒に関する情報を集約し、支援の計画を学校内や関係機関で共通理解を図るとともに、さらに、そのシートを進学先・転学先の学校で適切に引き継ぐことによって、多角的な視野に立った支援体制を構築することが可能となると述べています。また、実際の運用にあたっては、このシートを参考にしつつ、児童生徒の状況に応じて記載の項目や内容、方法等を修正するとともに、使用する様式の欄は児童生徒に応じて記入することが適切であり、すべての欄を記入することが求められているわけではないことに留意して、実践的に使用していくことが望ましいと示しています。

（令和元年 10 月 25 日「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」別添 1・2）

5 教育支援センターやフリースクール等民間支援団体を活用した連携支援

欠席が長期にわたる場合、学校への復帰が難しい場合もあります。不登校の状況は様々なため、学校だけでは対応が難しい場合は、関係機関等と連携し「社会的な自立」を見据え、児童生徒への支援にとどまらず、保護者の支援も含め継続的に行うことが求められます。教育支援センターやフリースクール等は、個人の自己実現を達成する一助となる学校以外の居場所の一つとして機能させていくことが求められています。

(1) 教育支援センター（適応指導教室）での支援

教育支援センター（適応指導教室）とは市町村教育委員会が、学校以外の場所や学校の余裕教室等において、学校生活への復帰を含めた社会的自立に向けて支援するために設置したものです。そこでは、児童生徒の在籍校と連携を取りつつ、教育相談や集団での指導、教科指導等を組織的、計画的に行っています。現在、山形県内では24市町に設置されています。

①相談形態及び指導内容

教育支援センターには、教育相談員等の職員が在籍しており、来所や電話、訪問や巡回による相談を行っています。指導内容については、教科の学習指導をはじめ、生活指導や軽スポーツ活動、教育相談等を行っています。さらには、自然体験等の野外活動や調理実習、ものづくり、合宿等を行うこともあります。

※相談形態及び指導内容については、各教育支援センターで異なります。

②支援の実際

児童生徒の1日の過ごし方の例として、朝、教育支援センターに通所したら、1日の活動計画を自分の日誌に記入します。午前中は、主に自主学習（各自の計画に基づく学習・支援学習）を行います。午後は、自主活動の時間としてミニゲームや軽スポーツに取り組み、通級生相互や職員とふれあいます。最後は、後片付けや清掃を行い、活動日誌を1日のまとめを記入して帰宅します。週に1回程度ソーシャルスキルトレーニングの時間を設定し、通級生一人ひとりが持っている課題を少しずつ克服できるように取り組んでいる教育支援センターもあります。また、季節に応じた体験活動を行うこともあります。

必要に応じて、職員が通級生と相談活動をし、職員同士で個別のケース会議を行い、今後の支援計画やより効果的な手立てを考えます。

③学校との連携の実際

教育支援センターは通級状況を毎月在籍の学校及び担任に報告します。定期的に保

表5-1 教育支援センターにおける一日の活動例

時刻	活動
9:00	通所・朝の活動
9:30	学習活動
12:00	昼食・昼休み
13:00	運動・課外活動 等
14:00	学習活動・自主活動
14:45	掃除・帰りの活動

護者会を開いたり、随時保護者との相談活動を行ったりして、学校側と通級生の様子についての相互理解や協力の在り方について情報を共有します。

授業の課題や定期テストの問題用紙等を学校から教育支援センターを通じて児童生徒に伝え、取り組んだものについては学校で評価の参考材料にすることもあります。

④支援者が留意していること

社会性を養うために自己表現力や自己コントロール力、問題解決力、親和的能力等の育成を大切にしています。そのために、通級生の行動の基盤に自己決定の機会を設け、1日の生活の中でやり遂げた自信を少しずつ積み重ねる指導を心がけています。自己決定が苦手な児童生徒に対しては、職員が声をかけ、児童生徒の思いを引き出しながら自己決定が進むように働きかけを行います。

(2) フリースクール等民間支援団体での支援

県内には、不登校やひきこもりをはじめとした児童生徒や若者を支援する民間の団体があり、本人への自立支援や家族への支援を行っています。不登校児童生徒の多様な状況に寄り添った支援により、自己肯定感を高めることで社会への復帰を促しています。

本県の場合、小学校の児童からおおよそ40才ぐらいまでの若者を支援の対象としている団体が多く、中学校卒業し進学後も切れ目なく支援を継続できることも特徴です。実際に行われている具体的な支援として、

- ① フリースクールの運営、フリースペースの提供による居場所支援や学習支援
- ② 家庭へ出向いての訪問支援
- ③ 電話や来所相談への対応や親の会・家族会等の開催による保護者支援

があります。

①フリースクールの運営、フリースペースの提供による居場所支援や学習支援

フリースクールの運営、フリースペースの提供を行っている団体は、大きく分類すると、「通所型の支援」「宿泊型の支援」があります。具体的には

- ・学習活動に重きをおいた支援
- ・体験活動を通して社会性を育むことに重きをおいた支援 等

それぞれの団体の支援方針や考え方により多様な取り組みが行われています。

利用にあたっては、例として以下のような流れがあげられます。

- 1 学校は児童生徒とその保護者に、学校以外の居場所として教育支援センターやフリースクール等民間支援団体での支援を選択できることを情報提供する。
- 2 家族が相談や利用を希望する民間支援団体に連絡する。

表5-2 フリースクールにおける一日の活動例

時刻	活動
9:00	登所
9:30	学習活動
12:00	昼食・昼休み
13:00	運動・課外活動 等
15:00	おやつ・自由時間
16:00	帰宅

- 3 家族と児童生徒が民間支援団体へ訪問し、担当者と面談や見学を行う。
○児童生徒本人の希望をふまえ、当該団体で受けられる支援について確認
○利用する際にかかる経費について確認
- 4 児童生徒の希望に応じて、体験利用を行う。
- 5 児童生徒本人の希望を尊重し、支援の見通しや利用について家族と確認する。
- 6 児童生徒の支援情報について、家族の承諾を得て在籍する学校と共有する。
- 7 児童生徒の在籍校の教員は、児童生徒が利用する民間支援団体を見学し、支援担当者と面談を行う。

支援の計画を立てる際、本人の希望を尊重すること、そして本人のペースを大切にすることに留意します。学校側は児童生徒が利用する民間支援団体を訪問し、活動の状況を参観したり、児童生徒の変容について話を聞いたりする等、積極的な連携を図っていくことが望ましいです。

②家庭へ出向いての訪問支援

民間支援団体の中には、訪問支援（アウトリーチ型支援）を行っているところもあります。児童生徒が外へ出ることが困難な状況の場合に有効な支援の一つです。

具体的には、支援者が児童生徒宅を訪問し、接触を試みます。信頼関係を築きながら、会話をしたり、外出したりできるように伴走する役割となって支援を行います。外出への抵抗が少なくなると、居場所での支援等へと家庭以外の場所や人との関わりを促す支援へと移行し、徐々に社会生活が送れるようにステップを進めていきます。

本人への支援と並行して、家族と本人との関わり方の改善に向けた助言やサポートが行われることもあります。

利用にあたっては上記①のような流れが例としてあげられます。同様に学校側は担当者との面談をする等、積極的な連携を図っていくことが望ましいです。

③電話や来所相談への対応や親の会・家族会等の開催による保護者支援

不登校で悩む保護者の相談窓口として、電話での相談や、来所による相談に対応している団体もあります。児童生徒の状況によっては、他の団体への支援、医療機関、関係行政機関等へつなぐ対応ができるところもあります。通所型や宿泊型での支援を行っている団体では、その保護者や家族を対象とした「家族会」を開催しているところもあります。

また、不登校の子を持つ保護者どうしが、悩みを打ち明けたり、共有したり、相談したりする場を提供する「親の会」を開いている団体もあります。

学校は不登校児童生徒が利用している団体と連携を図り、利用後の本人の変容や状況について情報を共有することが大切です。加えて不登校児童生徒の将来の社会的な自立という目標を団体や機関、そして保護者と共有して支援にあたります。児童生徒の発達を支え合う立場として変容や成長をとともに確かめながら、児童生徒本人と保護者や家族を支えていくことが望まれます。

不登校児童生徒の相談支援ガイド（リーフレット） の活用について

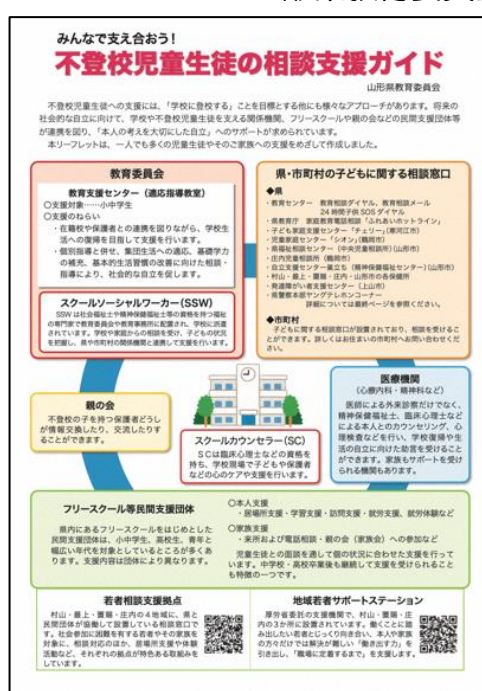
山形県教育委員会

1 「不登校児童生徒の相談支援ガイド」とは

山形県教育委員会では、不登校児童生徒の将来の社会的な自立に向けて、学校や不登校児童生徒を支える関係機関、フリースクールや親の会等の民間支援団体等が連携を図り、「本人の考えを大切にした自立」へのサポート体制の充実をめざし、令和3年3月に発行しました。

特に、以下の3点を学校の先生方に理解、そして活用いただきたいと考えています。

- ① 児童生徒の将来の社会的な自立を促すためには、個々の状況により「学校に登校すること」を目標とする他にも様々なアプローチがあり、本人や家族を支援する関係機関や民間支援団体があること。
- ② 学校を核としながら、不登校児童生徒を支える関係機関や民間支援団体が、児童生徒の社会的な自立という目標に向けて、ともに連携して支援を行うこと。
- ③ 不登校児童生徒の家族との面談時に、本リーフレットを活用することで、本人や家族が相談や支援を受けられる学校以外の機関や団体に関する情報提供ができること。



2 具体的な活用

実際に面談時に以下のように活用され、不登校に悩む児童生徒や保護者の支援に役立てています。

(1) 保護者への活用

相談のため教育委員会やフリースクールに来所した保護者に、本リーフレットを提示して、学校以外の支援として、教育支援センターやフリースクール等民間支援団体の情報やその利用について説明を行いました。

(2) 児童生徒への活用

スクールカウンセラー（SC）が不登校生徒との面談（カウンセリング）において、「フリースクールに行きたい」と話した生徒に、本リーフレットを提示してフリースクールの情報を紹介したり、利用する際の今後の見通しについて説明したりしました。



← リーフレットはこちらから
ダウンロードできます

山形県ホームページ

<https://www.pref.yamagata.jp/documents/16978/soudannsiengaido.pdf>

6 医療機関や福祉・子育て支援行政部局との連携支援

不登校児童生徒の中には、心身の不調が著しい状態や発達に課題があり医療による適切なサポートが必要なケースがあります。また、家庭環境等の要因で不登校の状態になっているケースもあり、学校だけでは対応が難しい場合もあります。これらの場合、医療機関や福祉・子育て支援行政部局との情報を共有したり、連携したりすることが有効です。

(1) 医療機関との連携

不登校状態にある児童生徒の中には、心身の不調が顕著に表れているケース、また、発達に課題があることにより、他者との関わりや集団生活への適応がうまくいかず不登校状態となっているケースもあります。心身の健康を回復したり、より良い人間関係を形成したりするための支援を実現するために、心療内科、精神科、小児科等を備えた医療機関との連携が必要な場合もあります。中には思春期の児童生徒を対象とした外来が開設されている機関もあります。これらの医療機関の診療内容は、大きく次の4つがあります。

①専門的評価を受ける

→認知発達・言語能力・作業能力・医学的診断等

②保護者や本人へのカウンセリング

→心理社会的能力（自分の感情や行動をコントロールしたり他者と良い関係を結んだりする力）の成長促進や障がいの理解や対応等

③保護者のコンサルテーション

→疾病や障がい特性の理解、家庭での関わり方等

④本人の療育

→公認心理師等による発達支援や言語聴覚士・作業療法士による療育等

学校は上記の内容に応じ、児童生徒が抱える課題にふさわしい機関と診療科目を検討します。

心療内科や精神科では、医師による外来診療だけでなく、公認心理師等による心理検査やカウンセリング、精神保健福祉士による相談等を行い、生活の自立や学校復帰に向けた助言を受けられるところもあります。状況により家族もサポートを受けられる機関とも連携を図り、支援を行うことができます。

(93 ページ参照「発達障がい児・者のための医療機関情報」)

①受診を勧めるにあたって留意すること

医療機関との連携については、保護者との信頼関係構築が大きなポイントです。

学校が保護者に対し、唐突に医療機関への受診を勧めた場合、ともすると「先生は、子どもと私たち（親）を見捨てようとしている」と受け取られる危険性もあり、それまで築き上げた信頼関係をすべて壊してしまうことにもなりかねません。学校は児童生徒

の問題を保護者にただ指摘するだけでなく、児童生徒の視線に立った困難さや課題を共有し、学校での日々の取組みについて丁寧に説明するなど保護者に理解を促していくことが大切です。保護者の気持ちに寄り添いながら信頼関係を築き、まずは、保護者が「子どもに合う手立てを先生と考えるために受診してみようかな」と思ってもらえるような関係づくりをしていくことが必要です。

ケースに応じてSCに協力を依頼することも有効です。具体的には、保護者との面談時にSCも同席し、SCが医療機関との連携の必要性や有効性について保護者や本人に説明することが考えられます。公認心理師や臨床心理士の資格を持つSCは、医療に関する知識を持ち合わせており、学校と医療機関との橋渡し役として教員を支えます。

保護者の中には、規模の大きい総合病院や、精神科・心療内科という科目名称に強い抵抗感を持ち、受診をためらう方もいます。自宅からも遠方にある場合が多いので、負担をかけることにもなります。保護者の立場で一緒に考えるとともに、状況によっては受診に同行し、心の支えとなることも含めて検討します。

医療機関の中には、児童や思春期の子どもを受け付けていない精神科・心療内科もあります。また、予約が必要な医療機関がほとんどです。数も限られていることから受診が実現するまで時間を要することがあります。医療機関の最新の情報収集に努め、スムーズに医療に繋がれるように配慮します。

②効果的な連携のために

- ア 【受診前】 保護者・児童生徒の不安を和らげる
- イ 【受診時】 受診の際に医師に困難さ（本人・家庭・学校）を伝える
- ウ 【受診後】 診断の結果等を保護者と確認し、理解を深め、指導・支援に活かす

ア 【受診前】 保護者・児童生徒の不安を和らげる

不登校状態の保護者は児童生徒の状況を憂慮し、児童生徒自身も学校に通えていないことに負い目を感じている状態です。22-23 ページの【不登校の初期対応の考え方】、上記①で前述したように、学校側は保護者や児童生徒の気持ちに寄り添い、不安や悩みを受け止める等、丁寧に対応します。

イ 【受診時】 受診の際に医師に困難さ（本人・家庭・学校）を伝える

初めての診察場面で、受診の目的や生活の中での困難さや課題を上手に説明することは、保護者にとっても児童生徒にとっても非常にハードルが高いことが予想されます。それらがうまく伝わらないと通院の必要性が薄いと判断されてしまうことも考えられます。実際、医師の診察時間も限られています。貴重な診察の機会ですので、困難さが十分に伝わらなかったということは避けなければなりません。そのため学校は以下のことを整理した「情報提供書」を用意したり、上記①で前述したように教員が同行したりすることが望ましいです。なお、情報提供書を作成する際、学校と医療との橋渡しとなるSCに協力を求めることも有効です。

- 受診を勧奨するに至った理由
- 現在の本人の様子や学校との関わりについて
- 生育歴や不登校になるまでの経過
- 今後の医療機関との連携のお願い
- 本人の興味関心や得意なこと 等

実際に情報提供書を持参することで、医師からも文書で報告をいただけることが多いようです。

ウ 【受診後】 診断の結果等を保護者と確認し、理解を深め、指導・支援に活かす

あらかじめ保護者には、受診後に可能な範囲でその内容を学校に教えてもらうよう依頼し、その後の指導や支援について一緒に考えたい旨を伝えておきます。

その上で、医師等の専門家が児童生徒をどう診断したのか、周囲で関わる者はどんな対応が望ましいのか等、児童生徒の現在と今後に関わる内容についての情報を保護者と共有し、指導や支援の在り方について整理します。

保護者の中には、新たな事実直面し、大きく動揺することもあるので、受診の際に伝えられた事実と、それに対する感情を整理してとらえ、保護者や児童生徒本人を支えることに重きをおいて対応する必要も出てくるのが考えられます。受診後に直接会ってじっくりと話し合う場を設けることも想定し、準備をしておきます。面談の際には学校と医療機関との橋渡し役となるSCにも同席してもらい、医療機関から頂いた文書による報告について、SCから保護者と教員へ解説していただくことも有効です。

報告を受けた際には、学校としても報告に則した対応を工夫したり、責任のある指導を今後も続けたりしていくことを、保護者と必ず確認します。児童生徒は日々成長し変化していきますので、その後も保護者を通じて引き続き児童生徒の状態について主治医と情報を共有しつつ、連携しながら安全で有効な指導・支援を続けていきます。

(2) 福祉・子育て支援行政部局との連携

不登校の背景に児童虐待や生活困難等の問題を抱えている「要保護家庭あるいは要支援家庭のケース」である場合、児童生徒の健全育成のために積極的な連携を行う必要があります。この場合、市町村の「要保護児童対策地域協議会」等の枠組みにより、福祉・子育て支援部局と教育委員会および学校との連携した支援を行うこととなります。

学校や教育委員会は、上記のような要因で不登校の状態となっているケースの場合、SW（スクールソーシャルワーカー）等の専門職を含む多職種での支援を開始する必要があります。

ここでは、①児童虐待が疑われる場合 ②貧困等家庭環境が要因と疑われる場合 ③学校卒業後に社会とのつながりが途切れる可能性がある場合 の対応を紹介します。

要保護児童対策地域協議会…各市町村を基盤とした地域の子ども虐待発生予防及び子ども虐待再発予防の支援ネットワーク。調整機関を中心に子どもとその家庭に関わる機関の連携を図り、情報共有、課題の明確化及び支援の役割分担のうえ、目標をもって計画的に支援及び評価を行い、在宅での虐待防止を実現させる役割。

①児童虐待が疑われる場合

虐待は、児童生徒の生活基盤そのものを崩すこととなります。毎日の生活の中で安心して暮らすことが保障されなければ、児童生徒は勉強や部活動等の学校生活への意欲を失ってしまいます。例えば、ちょっとしたきっかけで児童生徒の前でリストカットをくり返すような母と生活しているために、母が死んでしまうことを怖がって母のそばから離れられず、不登校になるといったことも考えられます。

さらに、虐待の影響によって児童生徒は適切な対人関係を築く上で困難を抱え、結果として学校生活で失敗体験をくり返してひきこもり傾向を示したり、集団から排斥されて孤立したりすることもあります。ネグレクトの影響で、衣服等の汚れが目立ち、「臭い」といじめられることが原因で不登校となる場合もあります。

これらのような児童虐待の疑いがある場合には、地域からの情報や日頃の児童生徒の観察、保護者との実際の会話、電話での聞き取り内容から、学校は組織として速やかな対応と、慎重さが求められます。校長等管理職は対応の方針を統一し、SSWや福祉・子育て支援行政部局との情報共有を行うことはもちろん、速やかに児童相談所へ通告することが求められます。教職員にも通告の義務が定められており、この場合には守秘義務違反には問われません。この場合、情報共有も個人情報保護に優先されます。



参考資料：山形県HP「市町村のための子ども虐待対応マニュアル」
(平成30年 山形県子育て推進部)

<https://www.pref.yamagata.jp/010002/kenfuku/kosodate/gyakutaiboshi/manual.html>



参考資料：文部科学省HP「学校・教育委員会等向け 虐待対応の手引き」
(令和2年 文部科学省)

https://www.mext.go.jp/content/20200629-mxt_jidou02-100002838.pdf

②貧困等家庭環境が要因と疑われる場合

家庭環境の問題としては、上記の虐待の他にも貧困によるものや、いわゆるヤングケアラーと呼ばれる、児童生徒による家族の介護・子育てによる学習機会の喪失状態により、不登校になっている事例も明らかになってきました。

また、保護者やきょうだい等の家族が、ひきこもりの状態で社交不安が強い場合、児童生徒への心理的な影響により不登校になったり、児童生徒の安否確認が難しくなったりすることもあります。

これらのような場合においても、SSWが核となり学校と福祉・子育て支援部局と連携を図り、家庭支援を行うこととなります。

具体的には、関係部局を交えて支援体制を整え、家庭を訪問し家の片づけを手助けしたり、家族の家事分担について助言したりし、児童生徒の家庭環境の改善及び負担の軽減を図る支援が行われます。併せて学校側も家庭訪問を継続し、情報を共有しながら学校復帰につなげていく支援を行うことが大切です。

③学校卒業後に社会とのつながりが途切れる可能性がある場合

長期間の不登校状態がきっかけとなり、自宅以外の社会とのつながりが失われている「ひきこもり」へと移行していくケースがあります。

ひきこもり…様々な要因によって、社会的な参加の場面が狭まり、就学や就労等の自宅以外の生活の場が長期にわたって失われている状態のこと。厚生労働省の定義では、「仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせず、6か月以上続けて自宅にひきこもっている状態」のことを指す。ひきこもりの状態は人それぞれで、部屋から全く出られず、家族との関わりが失われている人もいれば、コンビニでの買い物等、他者と交わらない形での外出はできる人もいる。

特に生徒本人の卒業後あるいは退学後は、学校からのサポートを受けることができなくなり、社会とのつながりが途切れてしまう恐れがあります。そのため、本人はもちろんその家族も現状と将来への不安を抱え、世間体を気にすること等により孤立してしまったり、家族内の関係が悪化してしまったりするケースが見られることから、家族を含めた適切な支援が必要となります。

本人の状況からひきこもりへの移行が心配される場合、将来の社会的な自立に向けた学校卒業後の本人支援や家族支援について、相談支援機関との連携を検討します。具体的には、保護者に相談窓口等の情報を提供することで、保護者を相談支援機関につなぎ、学校以外にも悩みを聴いてもらえる場をつくることが考えられます。保護者が相談支援機関とつながることは、本人が卒業した後も切れ目なく支援が行えるようになるだけでなく、家族の孤立を防ぐことにも有効です。

県ではひきこもりに関する行政機関が開設している相談窓口について、参考として図6-1のとおり整理し示しています。

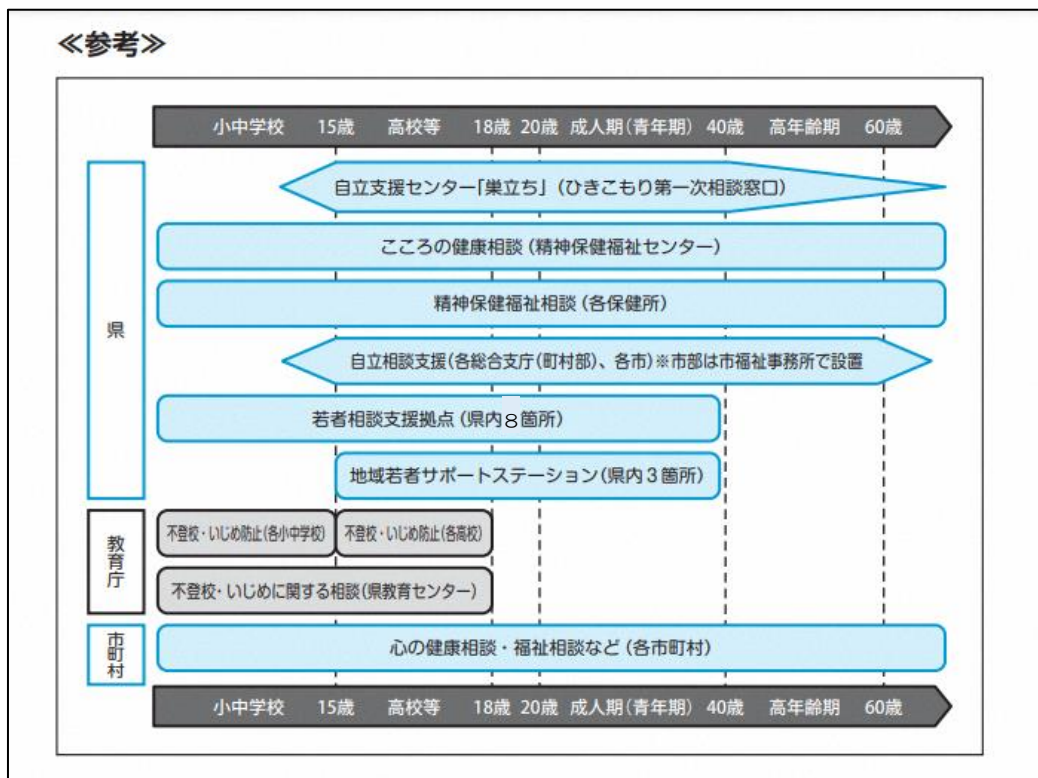


図6-1 年齢に応じたひきこもり相談支援体制(参考)
 (「ひきこもり支援ガイドブック」(H31 山形県)を一部修正)



参考資料：山形県HP「ひきこもり支援ガイドブック」
 (平成31年 山形県子育て推進部・健康福祉部)

<https://www.pref.yamagata.jp/010003/bunkyo/wakamonoseishounen/seishonen/hikikomoriguide.html>

不登校児童生徒と医療機関との連携

山形県立こども医療療育センター 診療科長 小児科医師 白幡 恵美

1 児童生徒の心理と不登校

児童期から思春期は、身体的、社会的、心理的に依存から自立へと徐々に変化し、他者との社会的交流が精神生活の中心となって「おとな」へと歩んでいく時期であり、様々な内的葛藤を生じやすい過渡期です。この時期の社会生活の場は学校であり、つまりは学校生活と関連した形で現れる事が多く、その代表例が不登校です。その原因は多岐に渡り、誰にでも起きうる現象で、社会問題としての側面は大きいものの、しばしば身体症状（腹痛、頭痛等）を初発症状として訴える事が多く、心身症（起立性低血圧等）、神経発達症（いわゆる発達障がい）やそれ以外の精神疾患（うつ、不安症、強迫症等）等医療的問題として捉える必要もあります。どんな状態でも子どもは固有の速度で成長しており、いつ動き出すかは子どもの内面の成熟によって決まるものです。その間子どもや家族が孤立しない様、忍耐強い様々な方面からのサポートが必要です。

2 医療との連携の実際

受診された際には、身体症状への対応を行いつつ、心身症や神経発達症、精神疾患の有無について診断し、治療や支援に繋げていきます。家族の同意を得た上で学校での様子を伝えていただく事は診断、治療、支援に不可欠です。身体症状が改善してもすぐに登校に繋がらないことも多く、特に精神医学的な問題がある場合は不登校状態が長期化しやすく、治療と並行し、家族と学校へ医療からみた子どもの状態の情報提供を行い、家庭と学校の後方支援をしていくのが医療の立場だと思っています。受診に抵抗を示されるケースもあるかと思えます。新たな機関に繋がることはエネルギーが必要なことです。心身の症状が強くなければ、受診のすすめも登校刺激と同様、タイミングをはかりつつ時間をかけて行う方が良いこともあります。まずは、親としての自信を回復させ能動性と柔軟性を持てる様、家族を支持する事が大切です。診察に本人が来られないケースも多いです。家族だけでも受診可能ですのでご相談ください。

3 不登校児童生徒と家族を一緒に支える

直接の原因がなくても、学校生活で何らかの負荷がかかっていた可能性はあります。その子の負荷の重さを推し測り、対処を一緒に考え、できうる環境調整をする事が必要です。また、支援の基本は社会的な関係世界との繋がりを保つこと、繋がりを回復させていくことです。診察室で「学校が連絡をくれない」、逆に「連絡が多すぎて負担」、その一方で「学校に行けていないのにいつも気にかけてくれる」と等の家族の声を聞きます。社会の入口である先生の訪問は大切な支援の一つです。家族に面会の頻度や方法等の希望を確認し、適切な繋がりを保ち、休んでいても常に気にかけているサインを絶やさないことが大切です。子どもと面会でできてすぐには登校を勧めず、登校し始めてもスモールステップを心がけましょう。また、現時点で学校への復帰が困難な場合は、地域の社会資源を活用し、タイミングよくそれを伝えましょう。担任の先生の努力を学校全体で支えてください。家庭、教育、福祉、医療の役割は、繋がり重なり合っています。連携がうまくいくと、ゆっくりでも解決へ動き出すことは多いと思っています。

児童虐待の理解と発見時の対応について

山形県中央児童相談所 副所長（兼）児童福祉司 佐藤 慎治

児童虐待は、どの家庭でも起こりうるものです。人は、自分が思った通りにならなかつたり、突然自分が思ってもいないような面倒なことが生じたりした際に、ストレスがかかりイライラしてしまいます。「子育て」は生活を豊かにしてくれますが、一方でイライラを感じて児童虐待を行ってしまうリスクが伴います。また、虐待行為は、そのまま放置していると、下表のとおり親の心情が変化し、悪化してしまうおそれがあります。

重症度	親の心情 ※典型的パターン	身体的虐待 の一例	心理的虐待 の一例	性的虐待 の一例	ネグレクト の一例
軽度	「こうするし かなかった」 ※虐待行為をやむを得ないこととして責任回避する。後悔し反省するが再度繰り返す。	子どもが言うことを聞かないので、イライラして思わず叩いてしまった。	子どもにイライラしてカッとなり、思わず子どもに暴言を吐いてしまった。	泣いている子どもを慰めようとハグをした際に、キスをしてしまった。	夜間、急用のため、小学生低学年の子どもを家に残し外出してしまった。
中重度	「こうすることが必要だ」 ※虐待行為が子どもに必要であるかのように考える。力関係を確認するように繰り返す。	聞き分けのない子どもは叩けば親の指示に従う。躰のためそうするしかない。	子どもが泣くまで叱りつけると親の指示に従う。躰のためそうするしかない。	寂しそうな子どもを、たとえば性的行為であっても癒してあげるのは親の責任だ。	「小学生になったら留守番くらいできないとダメだ」と普段から躰けてある。
	「親の思い通りにやって何が悪い」 ※子どもの気持ちを考えることなく虐待行為はエスカレートする。	叩くほどに子どもは惨めな姿を晒す。その姿を見て嘲り笑うとすっきりする。	子どもが疎ましい。感情のまま何度も子どもを怒鳴りつけないと気が晴れない。	子どもも同意して避妊さえ配慮すれば問題ない。自分の性欲も満たされる。	子どもの世話は煩わしいので小学生の姉にさせる。親は親の好きなことをやる。

不登校児童がいる家庭であれ、そうでない家庭であれ、児童虐待を行ってしまうリスクは同じです。学校の先生方は日常的に子どもと接しているため、子どもに対する親の不適切な関わりを発見しやすい立場にあります。もし、虐待ではないかと疑われる兆しを感じたら、所属の学校管理職に報告のうえ、地域の要保護児童対策地域協議会等で状況の把握と支援策の検討を行い、虐待の進行に歯止めをかけることが必要です。

児童虐待ケースの支援は、上記の表のような重篤な状態となる前に発見し、組織的に対応することが大切です。すなわち、早期発見・早期対応が虐待対応の基本となります。

7 支援実践事例集

ここからは、不登校児童生徒を支える様々な立場の方々による、将来の社会的な自立をめざした支援事例を紹介します。



(1) SCと連携した例①

SCは、学校現場において児童や生徒、その保護者に対して、臨床心理に関する専門知識を生かしながら支援していく専門家です。様々な悩みをもつ人たちを、専門的な見から支援する役割を担っています。関係機関へとつないだ例を紹介します。

1 ケース

- 中学校1年女子生徒（A子）、父、母、祖父、祖母の5人家族。
- コミュニケーションスキルが乏しく、感情のコントロールもうまくできないため、良好な人間関係を築くことや集団での行動が難しい。
- 学力的な課題もある。

学校が抱える課題

- ・ A子と友人とのトラブルが多い。
- ・ 学習面でのつまずきや遅れがある。
- ・ 家庭との連絡は取れるが、協力してA子を支援することができていない。

生徒・保護者が抱える課題

- ・ A子は友人と仲良く過ごしたいが、うまく関係性を築けない。
- ・ 母はA子に対してどのように関わるべきか不安に思っている。
- ・ 母の精神状態の波がA子にも影響を与え不安定になる。

2 支援の実際

ステップ1 SCとの面談機会の確保と校内ケース会議

5月の連休明けに、小学校から関わりの深い友人とトラブルになり、感情面の不安定さが目立つようになった。5月末から登校をしぶり始め、母に連れられ、遅れて登校する日が続くようになった。

そこで、SCとの面談の機会を確保し、A子のカウンセリングを行った。A子は友人とのトラブルや学習面の不安、家族との関わりについて思いを語った。コミュニケーションスキルが低いことが友人とのトラブルにつながっており、家族との関わりにも要因があるというSCの見立てであった。家庭では母の不安定さがA子に伝わってしまい、学校生活で落ち着かなくなることがあることもわかった。

後日、校内ケース会議（校長、教頭、SC、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、学年主任、担任）を開き、カウンセリングの結果を受け、今後の支援の方向性を検討した。今後の支援として、

- ① 別室において個別に学習支援やソーシャルスキルトレーニングを行うこと
 - ② 母との面談を行い、母のA子に対する思いや不安、悩みを受け止め、今後の支援の方向性を確認すること
- を行っていくことになった。

ステップ2 別室における個別の学習支援やSST（ソーシャルスキルトレーニング）

別室学習では、A子が苦手意識の強い数学を中心に個別の支援を行った。これを通して、「わからない」「できない」から「わかるところがある」「できるところがある」に注目させる支援や助言を行い、A子の自信につながるように働きかけた。A子も少しずつ学習に対し

て意欲的に取り組めるようになっていった。学習の意欲がS S Tへの前向きな取組みにもつながり、楽しみながら活動を行うことができた。

また、同じように別室に登校している生徒とも仲良くなり、A子が得意な絵を描くことや作文等を一緒に行うようになった。作文を通して、A子は自分の思いを表現するようになり、その作文が他の教員からも称賛されたことで、自分のことを認めてもらえた満足感を得ることができたようだった。

ステップ3 SCも交えた保護者との面談

母と担任、SC、養護教諭が出席し面談を行った。面談の内容は以下の3点であった。

- ・現在の家庭の状況
- ・A子について困っていること
- ・A子の学校生活についての保護者の考え

母は家庭の状況を話す中で、夫の両親との同居におけるトラブルや不満を口にしていた。そのようなことから母自身が不安定になり、A子にも伝わってしまっていた。SCは母の思いを傾聴しながら、今後のA子に対する支援について確認した。母の安定がA子の安定につながるため、母との定期的な面談を行うことや、家庭内でのA子への関わりを意識すること等を確認した。

ステップ4 関係機関との連携支援

3学期のはじめ頃から、A子は感情の起伏が激しくなり、「〇〇しても意味がない」「興味が無い」等、物事に対するネガティブで回避的な発言が増えていった。さらに、自傷行為の痕も見られ、自殺の話もするようになった。これらのことを受け、母と担任、SC、養護教諭が面談を行い、医療機関を受診することになった。3月に医療機関を受診したが、精神面の不安定さはあまり変わらず、欠席数が増えていった。医療機関の臨床心理士から担任や養護教諭がコンサルテーションを受け、心理検査の結果やA子の現状について説明を受けた。加えて、教育支援センター（適応指導教室）での支援についても話題になったため、後日母に担任と養護教諭が説明し、A子と両親で見学に行き、通室することになった。



3 支援の効果

- SCとの定期的なカウンセリングや、別室での個別の学習支援によって、A子は自信をもち始め、学習や生活に前向きになることができた。また、別室において友人関係を築くことで、心の安定につながっていった。
- SCや担任、養護教諭が母と定期的に面談を行うことで、母はA子に対する思いや不安、悩みを吐き出すことができ、話を聞いてもらうことで、精神的に安定していった。また、家庭において母からA子へのプラスの働きかけが多くなっていった。
- A子の状態の変化に対して、早急に母の面談を実施し、対策を講じることができた。また、医療機関を受診し、コンサルテーションを受けることで、教育支援センター（適応指導教室）につながるきっかけができ、A子への支援の幅が広がっていった。

(2) SCと連携した例②

SCは、学校現場において児童や生徒、その保護者に対して、臨床心理に関する専門知識を生かしながら支援していく専門家です。様々な悩みをもつ人たちを、専門的な見から支援する役割を担っています。学校と保護者とのスムーズな連携を促した例を紹介します。

1 ケース

- 高校3年女子生徒（A子）、母、弟（中学2年）の3人家族。
- 高校1年から休みがちだったが、3年になり不登校傾向が強くなった。中学からの申し送りはない。
- 登校しても顔色が悪く、保健室で休むことが多くなった。
- 母はA子に対する不安や悩みがなく、話合いが進まない。

学校が抱える課題

- ・ A子の状態が改善しない。
- ・ 母との連携が難しい。
- ・ 進路決定に向けた指導が進まない。
- ・ A子の家庭での状況が分からない。

児童生徒・保護者が抱える課題

- ・ A子は精神状態が不安定であり、授業中泣き出すなど学校生活に困難をきたしている。
- ・ 母は困っていないと言い、A子の状態を説明しても心配していないと言う。

2 支援の実際

ステップ1 不登校対応委員会で情報を出し、学校全体で共有

学年主任は、月に1度開催される不登校対応委員会でA子の不安定な様子や、欠席の状況について報告した。A子は保健室の利用を複数回行っていたが、ベッドでの睡眠に利用する以外は、養護教諭にA子から話をするとはなかった。授業担当者からは元気がないと心配の声が寄せられた。頭痛や体調不良の原因が不明であり、本人の精神状態も不安定なことから、担任から本人へ、SCに相談してみてもどうかと話をすることとした。また、役割分担を行い、SC、保護者との連絡調整は養護教諭と学年主任、A子のサポートは担任、中学校への連絡はコーディネーター（保健主事）が行うこととした。

ステップ2 アセスメントを軸としたSCの助言

本人の希望により、SCとのカウンセリングが行われた。SCが本人から聞いた話によると、中学2年の弟が不登校になり、そのことで母が弟やA子本人に暴言を吐いていること。仲の良かった弟は、最近一切A子と話をしないこと。頭痛がずっと続いていること、夜眠れず、部屋には誰もいないのに誰かが自分について話をしているような気がする、また、その声は教室でも聞こえるような気がする、こと等であった。SCより、A子が家庭環境における大きなストレスを抱えていること、統合失調症の可能性があるので医療機関への受診も視野に入れること、また、母も支援を必要としている可能性があるため、母へのカウンセリングを紹介してみてもどうかという助言があった。

ステップ3 関係機関との情報共有及びSCによる保護者との面談

コーディネーターは、中学校へ連絡し、A子の様子を伝えると同時に、弟の様子を聞いた。A子は中学時も休みがちではあったものの、登校すれば真面目に学習に取り組む生徒であったこと、特に大きなトラブルはなく卒業したことが分かった。弟は中学1年の冬から登校しづりが続き、中学2年に進級してからはほとんど登校していないことが判明した。母はA子に対する不安や悩みがなく、対応に苦慮しているとのことであった。

学年主任は、担任と共に保護者との面談を設け、A子の様子や欠席日数等の情報交換をした際に、SCとのカウンセリングについて紹介した。母はすぐに「私も受けたい」といったため、養護教諭と日程を確認し、予約を入れた。

SCは、母とのカウンセリングにより、A子には、高校を卒業させたいと思っているものの、弟が不登校で余裕がなく、A子に目がいかないこと等、カウンセリングを通じて母のA子に対する思いや不安、悩みを引き出した。

ステップ4 本人の意思決定と教職員による支援

A子が医療機関を受診することは、A子、母共に否定的であった。

A子は、SCによるカウンセリングの継続を希望したため、予約を入れることとした。母についても、複数回カウンセリングを継続して行った。カウンセリングの前後には、担任等が母にA子の学校での様子を伝え、家でのA子の様子を聞くこととした。また、カウンセリングの後には、学年主任、担任または学年団のいずれかが必ずSCと話す機会を設け、SCによる助言を共有することとした。不登校対応委員会を通して、職員会議でも、A子の様子や、SCによる助言を報告し、全職員が共通理解の上、A子の支援にあたることとした。



3 支援の効果

- A子は次第に精神的に安定し、教室でも落ち着きを取り戻した。
- A子は頭痛で欠席することが減り、保健室で休養することも以前ほどなくなった。
- A子は就職試験のための面接練習にも積極的に参加するようになり、希望する企業より内定を得た。
- A子の母は、悩みをSCに相談するようになり、学校は母と連携が取れるようになった。

(3) S S Wにより福祉機関と連携した例

S S Wは「人と環境」「周りの状況」との交互作用によって問題が起きていることに着目し、問題の改善に向けてその子と環境との関係性をよくすることによって、本人の問題解決や家族の問題解決をできるような状況を整えていきます。

1 ケース

- 中学校1年女子生徒（A子）、母の2人家族。
- 小学生の時に精神症状が悪化したことによる入院歴があり、服薬し定期通院していたが、不登校傾向が続いていた。
- 登校しても学習に向かう姿勢がない。生活リズムが不規則である。
- 母は早朝・深夜勤務があり、きめ細かな養育が難しい。

学校が抱える課題

- ・ A子と会うことができない。
- ・ 母と連絡を取り合うことが難しい。
- ・ この状況が続けば、高校進学等の進路選択にも影響する。

生徒・保護者が抱える課題

- ・ A子は、母の愛情不足を感じている。
- ・ 精神状態が不安定であり、学校に適応できない状況である。
- ・ 母は不規則な勤務形態のため、A子と関わる余裕（精神的・体力的）がない。

2 支援の実際

ステップ1 校長が市教育委員会へS S Wの派遣と相談を依頼

A子の状況について報告を受けていた校長は、A子の不登校の要因として、家庭環境や本人の精神疾患に起因し、学校の対応だけでは難しいと判断した。そこで、社会福祉や医療の関係機関との連携を図り、A子を取り巻く環境改善を行うことを不登校解決の手だてとしたと考え、市教育委員会に配置されているS S Wの派遣を依頼することとした。

ステップ2 校内ケース会議におけるS S Wの助言

この会議の目的は、「A子に係る新たな支援体制の検討」である。ケース会議は、校長、教頭、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、学年主任、担任、S S Wで行い、現状把握やS S Wが母に関わっている市福祉関係部局等から得た情報を共有し、環境を整えるためにできることを整理した。

今後の支援として、

- ① S S Wが加わり、学校と保護者が面談（場合によっては家庭訪問）を行うこと
- ② S S Wが市福祉関係部局等と学校との仲介役となり、協働して支援を行うことを確認した。

ステップ3 S S Wも交えた保護者との面談・生徒との面談

母と担任、養護教諭、S S Wが出席し面談を行った。面談の内容は以下の4点であった。

- ・ 現在の家庭の状況
- ・ A子について困っていること

- ・ A子の学校生活についての保護者の考え
- ・ A子の登校に向けた支援

S S Wは母の思いに傾聴しつつ、今後の学校との関わりにおける意向を確認した。母は「A子が学校にうまく適応できずに不安な状態にいることに気づいてはいるものの、どう対応してよいかわからず、面談を行うことができてよかった。」と話していた。他の機関とつないで支援を行うことについても確認をし、A子の学ぶ機会を保障するために母がつながっている市福祉関係部局等とも情報を共有していくこととした。

また、2学期に入り、今後の支援につなげるために、S S WがA子と面談を行った。A子は、自分の気持ちを周りの人たちに知ってもらいたいという気持ちが生まれ、カウンセリングを希望したため、S S WがS Cと連携し、カウンセリングを行うことになった。A子は定期的にカウンセリングを受けたことで、精神的に安定し始め、登校に対する気持ちも芽生えるようになった。母もS S Wや養護教諭との定期的な面談を行うことで、A子との向き合い方を整理して考えることができ、母子の関わりも少しずつ改善していった。

ステップ4 S S Wによる関係機関と学校とのネットワーク形成支援

A子が登校について意識を向け始めたことを受け、S S Wが面談の際に、保健室や別室への登校も可能であることを伝えた。A子は保健室に行くことを希望し、後日、午後から登校することができた。保健室で養護教諭やS Cと話をすることで、A子の表情も少しずつ柔らかくなり、2時間ほど学校で過ごすことができた。

A子の精神的な安定が続くためには、母の関わりが不可欠であり、母がA子とか関われる精神的・体力的な余裕を作り出すためには、母の勤務状態を安定させる必要があった。その点についても、S S Wが市福祉関係部局と定期的に情報共有を図り、福祉関係部局から母へのサポートを継続的に行ってもらった。

学校では定期的にケース会議を開き、A子や母の状況を確認しながら、支援の方向性を確認していった。今後、A子が何らかの理由で登校できなくなる状況も想定し、教育支援センターとの連携を図っておくこと等も確認された。



3 支援の効果

- S S Wや養護教諭が母と定期的に面談を行うことで、母はA子に対する不安や悩みを吐き出すことができ、聞いてもらうことで、精神的に安定していった。また、母との信頼関係が築かれたことで、A子へのプラスの働きかけが多くなっていった。
- S CがA子と定期的にカウンセリングを行うことで、A子は自分の気持ちを聞いてもらいたいという思いが芽生え、話を受け止めてもらえることで、精神的な安定につながった。その結果、登校に対する意欲が見え始め、保健室で少しずつ過ごすことができるようになった。
- S S Wが市福祉関係部局と連携しながら母への支援を行うことで、母の生活の安定につながり、A子への関わりも改善されるようになった。また、ケース会議で情報共有することで、学校や関係機関が同じ方向性で支援を行うことができた。

SC（スクールカウンセラー）から先生方へ

山形大学教職研究総合センター心理教育相談室 伊藤 洋子

1 SCができること

SCは公認心理師や臨床心理士（またはそれらに準ずる者）等の資格を持ち、児童・生徒の心理に関して専門的な知識を有しています。学校現場において、臨床心理の専門家の立場から児童・生徒やその保護者に対して心理的な支援を行います。対象は不登校等の児童・生徒だけでなく、すべての児童・生徒に対して心が関連する不調の予防や心の健康の保持・増進を目的とした活動（研修等）を行います。また先生方に対してもカウンセリング（コンサルテーション）を行います。近年では学校で事件・事故が発生した際の児童・生徒の心のケアに入る等の支援も行っています。

2 具体的な支援

(1) カウンセリング

- A 児童・生徒のカウンセリング
- B 保護者のカウンセリング
- C 教職員のカウンセリング（コンサルテーション）

(2) コンサルテーション

個別ケースについて臨床心理的な観点からアセスメントを行い、今後の関わり方等についてアドバイスを行います。

(3) カンファレンスへの参加

関係者が情報を共有し解決へ向けた対処の方向性を話し合う協議に参加し、心理専門的な立場から意見を述べます。

(4) アセスメント

子どもの学校不適応の要因には発達障がいや精神疾患が疑われるケースもあります。そのような子どものアセスメントを行い、関わり方の工夫について提案します。また、必要時には医療等の関係機関につながるお手伝いをします。

(5) 研修や講話

児童・生徒、保護者、教職員、地域に方々に向けて研修や講話や講演を行い、子どもの心の理解や心の健康を保持するための心理教育や啓蒙活動を行います。

(6) 緊急支援対応

学校で、災害・事件・事故等によって心理的危機的状況が発生した場合には、エリアカウンセラーと連携しながら心のケアを行います。

3 先生方へのメッセージ

子どもたちを取り巻く環境は様々です。不登校の要因も様々でその様相は複雑です。また不登校は回復段階によって心の状態も変化します。不登校になりかけているときや完全に閉じこもっている時期、また徐々に心が元気になって再登校を意識している時期等そのステージによっても保護者や教師の正しい関わり方が異なってきます。タイミングよく効果的な関わりを行うために、子どもが今どのような心理状態にあるかの見立てについてSCの意見を参考にしてください。その他上記に示したような様々な支援ができますので、是非SCを積極的に活用して頂きますようよろしくお願い致します。

SSW（スクールソーシャルワーカー）から先生方へ

鶴岡市教育委員会スクールソーシャルワーカー 木津 美加子

1 SSWができること

SSWは子ども達の「環境」に焦点をあてます。①「力」が持つ「強み」に着目し、チームアプローチの考え方を土台に、必要に応じて行政・医療・民間支援機関、地域の方々とのネットワークを築き、働きかけます。

昨今の家庭の忙しさや困りごとは経済面との関連もあり、格差の広がりや子育ての環境でも大きな課題となっています。

生きづらい時代でもありますが、民間の取り組みや自立支援に関する制度も少しずつ整備が進んでいます。

SSWの配置もその一つであり、社会福祉の視点や知識、経験を「チーム学校」に活用していただければと願っています。



2 事例からのメッセージ

生活環境の変化が要因と考えられる事例では、家計や心の負担を軽減し、あらたな環境が築かれることを目的に、タイミングを見計らいSSWの介入を開始しました。

母は「仕事に向かう車の中で泣いてしまった、将来が全く見えない」と不安な気持ちを話されました。「少し先を見据えた話し合いができれば…」という母の想いを学校に伝えた上で主治医の助言もいただきながら、ケース会議には母も参加し、あらためて支援者それぞれの役割を確認しました。

児への声掛けから、徐々に家族のなかに団らんが戻ることを目標に、母にはSSWが関わりました。それぞれが本来の強みを発揮できると好循環が生まれ、関係も和らいでいきました。

その後、社会資源にもつながり、少人数の催しに母子で参加することができました。はじめての場で緊張しながらも笑顔で自己紹介をし、2回目からは児が1人で行くようになり、自立への第一歩である進路への希望を持つまでになりました。アセスメント（見立て）の共有、個々に合せたペース、段階が必要であることを実感した事例でした。

3 ～少し止まるは「歩く」こと～ 先生方へのメッセージ

「居場所」等の社会資源は、家でも学校でもなく、しかしこれから子ども達が生きていく「地域社会」であり、「環境」です。子どもも大人も“少し立ち止まり”話ができる、現代の団らんの場としてサポートをしています。

孤立しやすさがある中で、自立を目指すには、時間と出会いは重要です。抱えている辛さを話すとしたら理解してくれる人が必要ですが、多忙な日常の中で“聴く”ことは容易ではありません。子ども達や家庭を支援する側の先生方も、普段から話を聴いてもらっていることはとても大切です。「チーム学校」の中でも対話を意識していただき、身近にSSWがいたらぜひ声をかけてみてください。

子ども達の「幸せな未来へ」小さな一歩を踏み出すきっかけになればと思います。

(4) 医療機関と連携した例

不登校児童生徒が、発達に課題があり医療によるサポートが必要な場合、学校は、医療機関と連携することで、児童生徒の障がいや病気、治療について基本的な知識を得ることができ、その子の今の状態や学習活動を進める上での配慮事項を知ることができます。学校、家庭、医療機関とが連携をし、本人と家族の課題解決ができるよう、状況を整えていきます。

1 ケース

○小学校4年女子児童（A子）、父、母、弟（1歳）、祖母の5人家族。

○1年生の時から登校しぶりがあった。登校しても校門から中に入れない、教室まで来てもスムーズに教室に入れない等の様子が見られた。4年生になり、登校を促すと家庭で泣く・暴れる等の行動が増え、欠席が増えている。

○教室に入ることができれば、その後は他児童と共に学習することができる。

学校が抱える課題

- ・この状況が続けば、登校できない日が増える。
- ・A子が校内で不安に感じる原因が何によるものかを特定できず、支援方法を迷っている。
- ・母と十分に話せる機会が取れていない。

児童・保護者が抱える課題

- ・心理的状态が安定せず、学校に適応できない状況がある。
- ・母はA子の登校しぶりについて心配をしており、付き添って一緒に登校する等の策を取っているが改善が見られず困っている。

2 支援の実際

ステップ1 校内ケース会議による支援の検討

A子の登校の不安定さや、学校生活において学習活動にスムーズに入れないことについて、担任が教育相談主任に相談をしたことを受け、校内ケース会議を開き、支援の検討を行った。教頭、教務主任、特別支援教育コーディネーター、教育相談主任、担任、養護教諭、学年主任、前年度の担任が参加をし、会議の目的を「A子が安心して学校生活をおくることができるための支援体制の検討」とした。

会議では、A子が落ち着いて過ごせている時と気持ちが不安定な時の様子については把握することができたが、どのような時に安定し、どのような時に不安定になるのか等、今後の手立てにつながる具体的な要素を見つけることが難しかった。そのため、A子のもつ特性や応じた支援について、より専門的な視点での助言を求めていくことの必要性が上げられた。また、今後医療機関を含めた専門機関と繋がっていくためには、保護者との関わりをさらに密に取っていくことの必要性も確認された。

以上のことも含め、会議で検討された支援については「いつ・どこで・だれが・どのように」支援をしていくかを具体的に役割分担し、担任だけが負担とならないよう組織的に支援体制を整えていった。具体的には、本人支援を担当、学習指導員、養護教諭が中心となってい、保護者との面談を担当、学年主任、教育相談主任が中心に行う。関係機関との連携については、特別支援教育コーディネーター及び養護教諭、教頭が推進していくこととした。

ステップ2 保護者との面談（現状の情報共有、長期短期目標の共有）

母は、これまで、A子の子育てについて難しさを感じており、A子が他児と同じようではないことについて指摘されるのではないかという思いから、学校で提案した個別の面談を断

ってきた。そのような母の様子をふまえ、丁寧に保護者面談を進めていくこととした。最初は、母と担任、学年主任とし、これまでも関わりが深い教員が少人数で行うこととした。その後、特別支援教育コーディネーター、教育相談主任等が関わっていくこととし、段階を踏んで進めていくこととした。

母の気持ちに寄り添いながら丁寧に面談を重ねていくうちに、A子のこれまでの育ちや家庭での様子について分かってきた。その中で、母の一番の心配は、現在のA子の身体状況であり、具体的には、就寝時にすぐに眠ることができず、睡眠を含め不規則な生活が日常化していること、また、それに伴って、体調や気持ちが不安定な日が増えていることであった。母の心配を受け、校内委員会を開き再度支援について検討をした。そこで、A子を支える支援の一つとして医療機関へ相談することについても母に勧めていくことを決めた。

ステップ3 医療機関の受診

医療機関への受診について、母は積極的であった。面談を通じ、より詳しくA子について知りたいという思いが膨らんでいたことと、すでに身体に不安定な状態が見られていることへの喫緊の心配からであった。学校は、学校医である精神科医を含め、近隣にある複数の医療機関について情報提供をした。母は、各病院について自らも詳しく調べ、立地場所や診療時間等の通院しやすさ、A子が好む雰囲気等を十分考え、その結果、学校医である精神科医に受診することに決めた。

受診が始まり、複数回の受診・発達検査等の結果、A子は自閉症スペクトラムであることがわかった。その特性により、音やにおいに過敏があり、特定の場所に抵抗が生まれること、慣れない場所や環境が苦手であること、また、自分の思いを言葉で伝えることが苦手であること等が分かった。母は、幼少期からの子育てにおける違和感を医師に伝え、特性に応じた環境調整等の支援策を聞くことができ、気持ちが安定し、A子の子育てにも前向きになっていった。

受診は定期的に行われることとなった。受診の際には、母、本人に同意を得て、担任が同席をし、支援方法について助言を受けることもあった。また、同席しない受診日については、担任が学校での様子を記した手紙を母を通して医師に渡し、学校での様子について共通理解を図ることとした。それに応えて、医師からも、支援策や解決策について、学校に返答があり、助言を生かして校内支援につなげていった。

ステップ4 医師の参加による校内ケース会議

A子の学校では、支援の難しい児童について定期的に学校医に相談し、助言を受けることができる機会が設けられていた。そのため、A子の事例についても、主治医を加えて、校内ケース会議を開くことができた。会議の中で医師からは、成長期に伴う心身の不安定さについての一般的な話があり、その後、A子にとって問題となっていることについて、予想される原因や環境調整の方法、保護者との関わり方等について具体的な助言がなされた。

3 支援の効果



- 医療面からの助言を受け、A子の体と心の状態がわかったことで、児童理解が深まった。
- A子の状態を見とり、特性に応じた支援ができるようになった。また、家庭、学校で課題と成果を共有しながら、連携して支援を継続していったことで、登校しぶり等の行動が減り、登校後の不安定さについても改善が見られた。
- A子の状態の改善、母の気持ちの安定がなされてきたことで、学校と母との信頼関係が強化された。

(5) 養護教諭が窓口となって支援した例

養護教諭は児童生徒の変化に気付き、医療機関への受診を勧めるとともに、医療機関と連携する窓口となり、校内の支援体制の構築に専門的な視点から参画します。また、児童生徒の意思を引き出しながら保健室での支援を進めていきます。

1 ケース

- 小学校5年女子児童（A子）、父、母、兄（中2）の3人家族。
- 吃音があり、いったんおさまっていたが5年時に再び目立つようになる。人前に出て話すこと、授業中指名されることに強い不安、ストレスがある。
- 体調不良を理由に欠席することが多くなる。
- 学校生活や諸活動に意欲はあるが、思うように参加できない。

学校が抱える課題

- ・持続する体調不良の訴えをどのように受け止めて支援すればよいか。
- ・A子が他の児童と同様の活動に意欲を示したときの声がけに難しさがある。参加できてもできなくても、事後に負の感情が残る。
- ・ストレスの大きな要因は吃音と捉えているが、A子がそれを受け入れない状況にどう対応するか。

児童・保護者が抱える課題

- ・まじめで神経質なところがあり、ストレスを抱えやすい。
- ・身体的症状が改善されない。原因や対処法が分からない。
- ・体調不良を訴え登校できないA子に対して、保護者としてどのように関わればよいか。

2 支援の実際

ステップ1 受診の勧め

5年生の中ごろから、人前で発表することや授業等で急に発言を求められることへの不安を訴えるようになる。また、めまいや気分の悪さ、頭痛等、体調不良を理由とした欠席が増え始める。

担任は学校の様子を保護者にこまめに伝えていたが、症状が改善しないことや比較的重い症状が表れるようになったため、養護教諭が保護者に医療機関での受診を勧める。

病院で諸検査を受けるも異常は見つからなかった。しかし、その後も症状は改善せず、朝起きることができずに登校できなかつたり、短時間の別室登校となつたりしたため、再び受診した。その結果、「起立性調節障がい」の診断を受けた。

ステップ2 関係機関との連携と支援の方針

A子、保護者の了承のもと、養護教諭が窓口となり、医療機関からの助言を受けることにする。

また、養護教諭から保護者に、市町村の健康福祉部局で実施している相談事業を紹介し、専門家（臨床心理士）からアドバイスをいただくことを促した。

校内体制としては、教育相談委員会で定期的にA子の状況を確認するとともに、ケース検討会議を開催し、次のとおり支援の方針を確認した。

- 起立性調節障がい、吃音について、教職員が正しく理解し、A子の心理的なストレスの軽減を図る。
- 保護者の不安に受容的に寄り添いながら、保護者が安定してA子に関わることができるように支援する。
- 医師との情報交換により、専門的な立場から指導を受けながら、支援方法の改善を図っていく。

ステップ3 支援の具体

不定期ではあるが、養護教諭が医師からA子の状況を確認して、症状の医学的理解に努めた。情報は教職員で共通理解を図り、対応の改善に生かした。

フレックスな時間での登下校や、保健室で学習することを認める等、A子が校内で不安なく過ごすことができる環境を提供した。また、受容的な態度で接し、A子が思っていることや困っていることを素直に話すことができるような関係の構築を目指した。その結果、起立性調節障がいについては自ら教師に話したり、理解を求めたりすることができるようになった。

学級の他の児童には、A子と保護者の了承を得た範囲内でA子の病気について説明し、理解を求めた。友達の協力もあり、教室の授業に参加できることもあった。ただし、人前で話すことや授業中に体調が悪化することへの不安が解消されたわけではないため、継続して授業に参加を強いることはせず、A子の意思を尊重した。

行事等への参加については、参加させることを目標にするのではなく、A子の不安を受け止め、本人の意思を確認しながら、参加方法を保護者とともに検討した。6年生に進級後も、普段は保健室への登校が中心であったが、修学旅行、運動会、卒業式等大きな行事にも参加することができた。参加を決断できたことへの自信と、実際に参加できた達成感を味わうことができた。

ステップ4 中学校への引継ぎ

小学校で行ってきた支援の考え方や具体的な方法について、進学先の中学校に伝えた。特に、医療機関との連携の在り方や保健室での個別対応については、養護教諭間で詳しく引き継いだ。



3 支援の効果

- 体調が戻ったわけではないが、医師の診断を受けたことで、体調不良の原因が明らかになり、A子、保護者とも一定の心の安定につながった。
- 学校（窓口：養護教諭）、保護者、医療機関が連絡を取り合い、医学的な情報や留意点を共有することで、同一歩調で支援を行うことができた。その結果、A子は起立性調節障がいについて受け入れ、自分でコントロールできることが増えた。
- 本人や保護者の悩みや不安に感じていることに寄り添うとともに、教職員の共通理解のもと受容的な態度でA子に接したことで、A子は自分の意思を表すことができるようになった。自分で決めたことについては事後の負の感情も少なくなった。

(6) 別室登校支援の例

別室登校の状況は、児童生徒一人ひとり様々なため、担任や養護教諭だけでは対応が難しい場合があります。別室学習指導教員等が担任と児童生徒との橋渡しの役割を担い、一人ひとりの児童生徒のニーズに応えながら、支援を行います。

1 ケース

- 中学校3年男子生徒（A男）、母、祖父、祖母、曾祖母、妹、叔父の7人家族。
- 中学校2年生の時に、SNS上で友だちとトラブル発生。
- 心身の不調が続き、不登校が続くようになる。
- 本人の希望で、心療内科を受診し、ヒアリングを開始した。

学校が抱える課題

- ・家庭訪問を行っても、A男と会うことができないことがある。
- ・この状況が続けば、高校進学等の進路にも影響をする。

生徒・保護者が抱える課題

- ・精神状態が不安定であり学校に適応できない状況がある。
- ・体調不良の波があり、そのことが精神状態へと直結している。

2 支援の実際

ステップ1 校内ケース会議における支援体制の検討

A男の不登校の要因は、家庭環境や本人の精神疾患に起因し、担任の対応だけでは難しいため、SCとA男の面談を定期的に行い、本人の状態や家庭の状況等を確認しながら、支援策を検討していった。校内ケース会議において、校長、教頭、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、学年主任、担任、SCが参加し、A男に係る支援体制の検討を行った。その中で、A男の家庭生活の現状把握やA男が受診した心療内科の医療機関から得た情報を共有し、環境を整備していくことを確認した。

今後の支援として、

- ①無理な登校刺激はしないこと
- ②学校と保護者が面談（週1回程度 of 家庭訪問）を行うこと
- ③市の教育支援センター（適応指導教室）を利用すること（週3日）

を確認した。A男は、登校することへの不安があることから、本人の意思を尊重した中で、今後の支援の方向性を決めた。

ステップ2 別室登校支援の開始

市の教育支援センターには3か月程度通ったが、新たな環境であることや他の児童生徒とうまく関係を築けなかったこともあり、本人の意思でやめてしまった。そこで、今後の方向性をA男、母、養護教諭、担任で話し合う機会を設けた。そこで、以下のような提案を行い、

本人も了承した。

- ①週に2～3回登校すること
- ②夕方登校して、担任と学習すること
- ③登校するときは、生徒と会わないようにすること
- ④昇降口から一番近い教室を利用すること

A男の感じている障がいを減らす環境づくりに留意することで、別室登校ができるようになった。別室登校を開始すると、別室学習指導教員と関わりながら学習を進めることができた。別室学習指導教員はA男に寄り添い、できたことを一緒に喜び、これからのことを一緒に考える等、A男が学習や相談をしやすい関係づくりに努めた。さらに、今後の進路等を見据え、自己決定が大切と考え、生徒の自己決定を促す関わりをした。

A男に対する学習支援等については、個別にA男と話し合い学習内容を決めていった。各教科担当と連携して教材等を準備し、教科担当が作成したプリント等で学習した。

ステップ3 全教員による日常的な関わりや支援

別室登校は継続していたが、進級のタイミングで、今後の方向性をA男、母、養護教諭、担任、別室学習指導教員で話し合う機会を設けた。そこで、以下のような提案を行い、A男も了承した。

- ①生活リズムを整えるために、午前中登校すること
- ②高校進学を見据えて、別室学習指導教員以外の先生からも学習指導をしてもらうこと
- ③SCと悩んでいることや不安なことについて、話をする機会を設けること
- ④進路について話し合い、方向性を決めていくこと

A男本人と関わる教員が増え、少しずつ自分の抱えている思いを話すことが増えた。今後の目標が定まると、表情も明るくなり、順調に登校するようになった。多くの教員がA男と少しの時間でも意図的にコミュニケーションをとる機会をつくる等、別室学習指導教員を中心としながら、すべての教員でA男を支援していった。



3 支援の効果

- 口数が少ないA男が、徐々に話すようになり、自分の気持ちを少しずつ表すようになった。少ない言葉の中にも、話す言葉を注意深くきくことで、心意が見えてくることもあり、共有して整理して返すと、本人も腑に落ちたような表情をした。
- A男の精神状態やおかれた状況に合わせて支援することで、教育支援センターや学校の別室で過ごすことができるようになった。また、母の状態に合わせた対応もできるようになり、学校と本人・母との信頼関係が構築された。
- 相談の中で、過去や今の思いだけでなく、これから自分はどうしていきたいのか、そのために、今をどう過ごしていくのかを共に考えていくことができたことが、進路達成につながった。
- 最終的には、面談を繰り返す中で、進路選択に対する本人の意思も確認することができ、進路を決めることができた。

(7) 教育支援センター（適応指導教室）と連携した支援の例

不登校の児童生徒はいろいろな課題を抱えています。不登校の解決を社会的な自立と捉えるとき教育支援センター（適応指導教室）での支援は、学校との連携、社会性の向上、保護者との連携、関係機関との連携等、多くの場面での取組みとして考えることができます。

1 ケース

- 中学校3年男子生徒（A男）、父、母、祖父、祖母、弟、曾祖母の7人家族。
- 中学校1年生2学期以降、授業に集中できない様子があらわれる。頭痛を訴え、朝は保護者が学校に送ってくる。2学期後半から登校時間が遅くなり、授業中に声をかけると固まる状態がみられる。12月には「学校に行きたくない」と言うようになり、校内に設置している教育支援センター（適応指導教室）へ登校。

学校が抱える課題

- ・本人の抱える精神的課題の把握と対応について困難さを感じる。
- ・高校進学への意欲が明確だが、学力面における適切な支援のあり方について共有する必要がある。

生徒・保護者が抱える課題

- ・介護を受けている認知症の曾祖母との関係がうまくいかない。
- ・潔癖でこだわりが強い等の自閉傾向の症状への対応に不安を感じている。

2 支援の実際

ステップ1 関係機関と連携した本人の課題の把握

家庭内で介護している曾祖母との関係がうまくいかず、曾祖母および介護している人の場所を避けて自分の部屋にこもるようになっていた。潔癖症の様子がみられ、A男の課題の把握のため、特別支援教育アドバイザーに依頼して個別検査（K-ABCⅡ）を受けた。その結果、こだわりが強く自閉症スペクトラム症の疑いがあると判断される。休み時間は終了間際まで手を洗い続け、それを拭かない。毎日学生服を洗濯し、冬でも半そでワイシャツを着る。入浴は3時間以上かける等、様々な症状があらわれていた。学校は両親との面談を定期的に行うようにして対応を検討した。同時にSC（スクールカウンセラー）に相談し、医療受診について助言を受ける。医療機関を受診し、強迫性障がいと診断され、内服薬の処方を受ける。その後は定期的に通院を継続した。

ステップ2 教育支援センター（適応指導教室）での支援と関係機関との連携

2年時は4月から教育支援センターに登校し、主に自学したり読書したりする等、自分の意思で決定して過ごすようにした。少しずつ精神的に安定し、欠席が減少してきた。2学期

には教室で授業に参加することも増えてくるようになった。

1月に特別支援教育に詳しい大学教授と面談し、今後の生活について話題にした。本人は修学旅行にも参加することができた。

ステップ3 SC（スクールカウンセラー）との連携

修学旅行後も、教育支援センターへの登校と医療受診を継続することにより、精神的に安定するようになり、3学期の欠席は1日であった。

3年生になり、5月までは教室に登校することもできたが、6月からまた不調を訴え、教育支援センターで過ごす状態になった。そこで、教育支援センター内でSCによる面談を受けるようにした。SCには、曾祖母に対することや、心の病気に係る不安、両親との関わり、自分の将来のこと、等を伝えることができた。その後も定期的にSCとの面談を重ねることで、再び精神的に安定するようになり、2学期には体育祭や文化祭にも参加することができた。

ステップ4 本人の意思決定の尊重

教育支援センターへの登校と医療受診を継続しつつ、自らの行動については本人が自ら意思決定することを尊重してきた。学校、家庭、関係機関、そして教育支援センターが、同じスタンスで本人を支援し、精神的安定を大切にすることにより、学習面のみならず生活上の困難さに対しても、自らの力で乗り越えていく体制を整えることができた。そのため、高校進学についても自分の意思を明確にもちながら、意欲的に立ち向かう姿勢がみられた。



3 支援の効果

- 学校だけでなく、専門的見地を有する様々な機関と積極的に連携することで、A男の抱えている状態を適切に把握することができた。
- 支援のあり方について、学校および家庭と共有し、場当たりのではない支援をすることができた。
- 学校生活へ踏み出す場として、本人の意思決定を尊重するスタンスを保つことで、安心して授業や行事へ参加できるようになった。
- 教育支援センターに登校を始めた1年時は年間の欠席日数は59日であったが、体制を整えて支援にあたることで欠席日数は減少した。2年時の年間欠席日数は19日。3年時の年間欠席日数は23日だったが、無事高校を受検することができた。受検の翌日からは登校後すぐに教室に向かい、他の生徒たちと共に卒業式準備に取り組み、卒業式にも参加することができた。

山形市適応教室「風」の取組み

相談員 坂本 尚志

1 教室の紹介

当教室は山形市総合学習センター内にある公的機関です。山形市内小中学校に在籍する小学4年生から中学3年生まで、例年40～50人の児童生徒が通級しています。

相談員は5名で教員免許を有し、当教室の運営の他、電話相談及び来所相談にも当たっています。

2 支援の実際

- (1) 多様な週日課を組んでいます。毎日2時間は教科学習で、そのほか週3回のスポーツ活動（隣接の総合福祉センター体育館を借用）や畑での生産活動、工作をする制作活動、パソコンの時間、ゲームを通したふれあいの時間、調理実習、科学講座等、バランスを考えた時間割としています。
- (2) 校外学習も特徴です。自然の家学習、山寺陶芸教室、美術館見学、野草園見学、芋煮会、スケート教室、スキー教室等数多くの体験活動で興味・関心の喚起を図るとともに通級生同士の関わりを深めています。
- (3) 大学生のボランティアを募り、年10回ほどの交流活動を実施しています。

3 学校や保護者との連携

- (1) 学校との連携
 - ・月末に一人ひとりの通級状況と学習・生活の様子を文書にまとめ所属校に報告しています。
 - ・年に3回、相談員が学校を訪問し通級生についての情報交換や支援について話し合っています。
 - ・教頭会や学校に配置されている教育相談員対象の研修会に出向き、当教室の現状を説明し理解を深めてもらっています。
- (2) 保護者との連携
 - ・年4回の保護者会の他、随時の面談を行うことで保護者との結びつきを深めています。
 - ・「親の集い」や「進路選択支援教室」を企画しています。



新庄市適応指導教室の取組み

相談員 高橋 久美子

1 教室の紹介

現在の通級生は、中3が6名、中2が1名、小5が1名、中学校の依頼をうけ、訪問して指導している生徒が2名(中1、中2)、計10名であり、指導者は市の相談員が3名、週1で1時間の教科指導員が3名で指導している。

2 支援の実際

- (1) 日常の活動について
月水金は5教科の授業と体育、火木は生徒の実態に応じて補充学習をしている。体験活動については、市内の農園に向いての収穫や奉仕活動、キャリア学習、理科実験、お菓子づくり、ものづくり等。学校に行きづらい生徒に生活リズムを整え、学習習慣や対話力・体力等を身につけるため、活動内容を精選し活動している。(回数は11回。)また、児童・生徒との面談も必要に応じて行っている。
- (2) 中学校卒業後の支援について
通級生徒がその後の高校生活に適応し生活しているかを定期的に連絡・確認し、躓いてしまっている生徒には声掛けや当教室への来室を勧め、学習の手助け等をし、高校生活に戻れる支援をしている。

3 学校や保護者等との連携

通級児童・生徒の在籍校には、毎月どのような支援をし、変容したのか等具体的な報告書を送っている。必要に応じて、担任や校長、学年団・養護教諭・生徒指導主事等と連絡をとり、学校に行けなくなった経緯や、今後に向けた指導の共通理解を図るためのやりとりをしている。

保護者とは来室・欠席連絡の際に、家庭での様子等の確認をし、必要に応じて面談を行っている。不安感の強い保護者も多いため、意図的な声掛けを常に行えるよう配慮している。

また、通級していた生徒が、在籍している高校になじめない場合、高校側に特別な配慮をお願いしたり、場合によっては進路変更の支援も行った。そのために高校側と連絡をとることも多くあった。また、生徒によっては、青少年指導センターの職員と連携しながら、支援を進めてきた。

米沢市ガイダンス教室の取組み 不登校対策専門員 金沢 真

1 教室の紹介

- ・米沢市の中心、上杉神社のすぐ近く（市に寄贈された旧眼科医宅を活用）。市教委管轄の施設。
- ・平均して毎年12名ほどの児童生徒が、学校から通室許可をもらい通室しています（出席扱い）。
- ・所属している職員は8名、常時在室は3名。他は曜日により市内中学校の相談室に勤務しています。

2 支援の実際

(1) 通室児童生徒の支援

- ・平日9:00~15:00、児童生徒は通室すると、まず自分で予定を立て、教科書やワークブック、学校から渡ったプリント等を使用して、それぞれのペースで学習を行っています。
- ・(水) 午前はアクティ米沢を借り、軽スポーツ（バドミントン、卓球、ミニバレー等）でリフレッシュ。
- ・週1回程度、調理実習や施設見学、創作活動等の体験学習を行います。

(2) 相談活動

- ・電話や来室、時には学校に出向き、不登校を中心とした相談活動を行います。



3 学校や保護者との連携

- ・できるだけ両親と面談の機会を持つようにし、保護者の思いを丁寧に聞き取ると共に、本人との会話や生育歴等から、本人のもつ特性についても共通理解するようにします。
- ・学校とは気軽に連絡を取り合い、本人や保護者の思いを伝えるようにします。
- ・本人や保護者との定期的な面談の他、復帰への意欲が見えた時には、学校・保護者（時には本人も交え）・ガイダンス教室担当で協議の機会を持ち、見通しを話し合います。
- ・本人の居場所づくり、保護者の心の安定、学校の積極的な対応、関係機関との連携、等を支援します。

酒田市適応指導教室（ふれあい教室）の取組み 相談専門員 吉田 真一

1 ふれあい教室の紹介

ふれあい教室（通称）は、平成3年8月に設置されました。長期欠席や継続欠席の状態にある児童生徒の集団適応能力や自立心を高めたり、心のふれあいを深めて情緒の安定を図ったりすることを目的としています。現在（令和3年8月）職員は3名で、通室児童生徒数は、小学生2名と中学生5名です。

2 支援の実際

(1) 自主学習

午前中は学習の時間としています。各自の計画等に基づいて学習を進めます。学習がスムーズに進められるように職員が支援します。

(2) 自主活動

ゲームやパズル、折り紙や切り絵、卓球や軽スポーツ等の楽しい活動や遊びを通して、通級生相互や職員とのふれあいを深めるようにします。

(3) 体験活動

釣り、手芸、酒田風、餅つき、自然体験、茶道、組紐、琴、着付け、料理、七宝焼等、講師の協力を得て実施します。（年間25回）体験することで心を解放したり、結びつきを強めたりします。

3 学校や保護者との連携

(1) 担任者会

在籍する学校及び担任と十分に連絡を取りながら相談活動や支援を行います。（年間2回、個別）

(2) 保護者会

通級の様子についての相互理解や協力の在り方について話し合います。（年間4回、集団と個別）



【釣り教室】

(8) フリースクール等と連携した通所支援の例

フリースクールは、児童生徒や保護者の状況や思いに寄り添って柔軟に対応できる強みを生かし、学習を中心に支援を行います。また、児童生徒の将来の社会的自立に向けて、長期的な視点で支援を行います。

1 ケース

- 中学校3年男子生徒（A男）、祖母（保護者）、兄の3人家族。
- 小学校高学年から学校への不適応傾向が表れる。
- 中学校2年時、完全に学校に足が向かなくなる。はじめのうちは担任の家庭訪問に応じていたが、その後会うことができなくなる。
- ゲーム中心の生活となり、昼夜逆転。食生活の乱れも見られる。
- 自宅から出ることがほとんどなくなる。

学校が抱える課題

- ・ A男と会うことができない。
- ・ 学習の遅れを支援したいが、会えないので難しい。
- ・ 祖母との連絡を取ることはできるが、各種手続きが滞る等、連携をうまく進めることができない。

生徒・保護者が抱える課題

- ・ 大人と関わることはできるが、同世代と関係を結ぶことが苦手。
- ・ 学習の遅れや進路・将来についての漠然とした心配や焦り。
- ・ 祖母や兄は仕事で留守にすることが多く、一人になりがち。
- ・ 祖母はA男をととても心配しているが、成長とともに言い返されることも増え、どのように接してよいか分からない。

2 支援の実際

ステップ1 学校と市町村の児童福祉部局が情報共有

A男は市町村の児童福祉部局による支援対象となっており、学校に通うことができない状況であることを把握していた。そこで、学習面での支援について児童福祉部局からフリースクールの紹介があり、フリースクールによる支援が始まる。

ステップ2 フリースクールによる家庭訪問と支援の方針

フリースクール担当者が、児童福祉部局の担当者とともに家庭を訪問。児童福祉部局担当者がA男や保護者と面識があったこともあり、比較的スムーズにつながる事ができる。数回の訪問を経て、支援の方針を定める。

- 信頼関係を築くことを最優先すること。
- 学校復帰を目指しながらも、将来的な自立に向けて長期的な視点で継続して支援していくこと。
- 週2～3回の訪問と、不定期の通所を組み合わせる支援すること。
- 学校、児童福祉部局、教育委員会（SSW：スクールソーシャルワーカー）等と連携すること。

ステップ3 フリースクールを核とした支援

訪問当初は外に出ることがほとんどない状況だったため、自宅付近の散歩から始め、少しずつ外出時間や行動範囲を増やしていった。

学習の空白期間が長くなっており、本人が何から取り組んでよいか分からない状況であったため、当初は学習に気が向かなかった。小学校の内容も含めてどこから分からないのか確認しながら、スモールステップで支援を行った。学習支援を中心に訪問を継続しながら、フリースクールが実施しているボランティア活動、各種体験活動には通所して参加することができた。

得意な科目を中心に少しずつ自信がついてくると、高等学校への進学希望が明確になってきた。また、進学の準備として中学校への登校も学校と連携して行った。短時間ではあるものの、校内の別室にて学習を行うことができた。その際には自宅からフリースクール担当者が同行した。

保護者への支援として、訪問支援の際に学校からの連絡物の整理を行った。また、祖母の話を傾聴するとともに、思春期の生徒との向き合い方についてアドバイスすることもあった。

支援の過程では、児童福祉部局が中心となり、学校、フリースクール、教育委員会（SSW）でケース検討会議を開催している。また、フリースクールだけでなく、児童福祉部局、SSWも定期的な家庭訪問による状況の確認と支援を行った。

ステップ4 高等学校進学とその後

A男の意思もあり、中学校の教室で集団生活を送ることはなかったが、別室での学習は約半年間継続することができた。その結果、希望する高等学校への進学を果たした。

回数は減ったものの、フリースクールの支援は高等学校在学中も継続した。高等学校にはほとんど欠席することなく通学し、就きたい職業もできたことで、目標をもって学校生活を送り、卒業している。



3 支援の効果

- A男は漠然とした不安や焦りを抱えて生活を乱していたが、フリースクールがA男の状況や思いを十分に受け止めて支援を継続した結果、自分の現状に目を向けることができるようになり、生活の改善につながった。
- フリースクールの学習支援によって、A男は自信を取り戻すとともに、進学に気持ちを向けることができた。将来への見通しをもつことができたことで、中学校の別室に継続して通うことができた。
- 学校とフリースクールが将来の自立に向けて共通理解を図り、A男の意思を尊重して集団への適応を無理に進めなかった。そのこともあり、A男は担任と会ったり、学校の支援を受け入れたりできるようになった。
- フリースクールと連携したことで、義務教育を修了した後を見据えた支援につながり、A男の自立への意欲が高まった。

(9) フリースクール等と連携した訪問支援の例

フリースクール等と連携した訪問支援は、学校生活に適応できない児童生徒の教育機会を確保するとともに、保護者支援の充実を通して、児童生徒の社会的な自立に向けた取組みを支援します。

1 ケース

- 中学校2年男子生徒（A男）、母、兄の3人家族。
- 人間関係がうまく築けず、中学1年時から不登校傾向となり、中学2年時から完全不登校となる。
- 生活リズムが不規則で、家庭ではネットばかりしている。精神状態が不安定で、家庭内で暴れることがある。
- 母は、日々の仕事や生活に追われ、きめ細かな養育ができていない。A男と兄は、年齢が離れていて、関わりがほとんどない。

学校が抱える課題

- ・家庭訪問や電話をしても、A男と会ったり、話をしたりすることができないので、効果的な支援ができない。
- ・この状況が続けば、高校進学等の進路にも影響する。

生徒・保護者が抱える課題

- ・A男は、自己肯定感が低く、家にひきこもり、外部との関わりがない。
- ・母は、A男の状況を改善したいという思いはあるが、A男との関わり方がわからない。

2 支援の実際

ステップ1 母からフリースクールに連絡・相談

母は、A男の状況を改善したいという思いから、フリースクールに連絡・相談を行った。A男がひきこもりの状態にあるため、訪問による学習支援や外部との関わりを通して、学校復帰を望んでいた。学校以外の相談相手がいない、孤立感を感じていた母にとって、本人支援だけでなく、家族支援（相談対応、親の会等）を行っていることにも魅力を感じた。また、フリースクールに連絡・相談したことを学校にも報告し、フリースクールと連携した支援をお願いした。

ステップ2 校内ケース会議における支援体制等の検討

校長、教頭、教育相談主任、学年主任、担任、養護教諭、SC及びフリースクールの担当者が、A男の状況を共有し、今後の支援体制等について検討した。

支援の方向性

- ・A男の希望を尊重しながら、自らの進路を主体的に捉えられるように支援を行う。

学校の役割

- ・A男と母を組織的・計画的に支援できる体制を整備し、フリースクールや医療機関等の関係機関との連絡・調整を行う。
- ・母やフリースクールの担当者と連携しながら、A男の希望や学習状況等を把握し、より効果的な支援につなげられるようにする。

フリースクールの役割

- ・A男との関係構築を図りながら、フリースクールの担当者による訪問支援を行う。
- ・個別相談及び親の会への参加等、母への支援を行う。

ステップ3 フリースクールや医療機関と連携した支援

学校の支援

- ・担任や学年主任による家庭訪問を継続し、学校の情報を提供する等、母と連携しながらA男とのつながりを持った。
- ・SCが母の相談に応じたり、担任や学年主任がA男の状況や「個別の教育支援計画」を母と共有したりしながら、学校復帰に向けた支援や受け入れ準備を行った。
- ・教育相談主任が、フリースクールとの連絡・調整を行った。月に1度、ケース会議や紙面等により、A男の状況をフリースクールの担当者と共有し、訪問支援や通所支援におけるA男の学習状況等の把握に努め、学校復帰に向けた効果的な支援や進路指導に生かせるようにした。
- ・校長は、教育委員会とも連携しながら、フリースクールの通所支援を指導要録上の出席扱いとした。また、通所支援における学習が、学校の教育課程に照らし適切と判断する場合には、その学習の評価を工夫して行った。評価の結果を通知表等の方法によりA男や母、フリースクールの担当者に積極的に伝えることで、A男の学習意欲に応え、それぞれの立場での次の支援に生かせるようにした。
- ・ネット依存の傾向や家庭内で暴れることがあるため、養護教諭が母に医療機関の受診を促し、医療機関と連携しながらより効果的な支援を行った。

フリースクールの支援

A男との関係構築を図りながら、段階的に訪問支援を実施し、通所支援や学校復帰につなげていった。

<本人支援>

- ① A男と会えない状況で、フリースクールの担当者の思いを手紙等で伝え、関係構築を図った。
- ② A男と会えるようになり、関係がある程度構築できた段階から、学習支援等を行った。
- ③ 訪問支援に加え、週1回の通所支援をスタートさせ、集団生活や体験活動を通して、自己肯定感を高めたり、コミュニケーションスキル等を身に付けたりした。
- ④ 週3回に通所支援を増やし、学校復帰につなげた。

<家族支援>

- ・訪問支援の際や電話等により母の相談に応じ、A男に対する悩みや不安に寄り添った助言を行った。
- ・フリースクールが主催する親の会への参加を促し、不登校の子を持つ保護者同士の情報交換や交流を通して、母の孤立感の解消に努めた。

医療機関の支援

- ・定期的にA男にカウンセリングを行い、本人への助言とともに、学校やフリースクール、母に対し、より効果的な支援を行うためのA男との関わり方等について助言を行った。
- ・家庭内で暴れた場合の緊急避難場所として、措置入院も可能であることを母に伝えた。



3 支援の効果

- A男は、フリースクールへの通所を継続しながら、少しずつ学校に登校できるようになり、保健室等を活用しながら、徐々に学校生活に適応していった。中学校卒業後の進路を見据え、以前より積極的に学習にも取り組むようになった。
- A男と母の関わりが増え、関係が改善したことで、安定した生活が送れるようになった。また、医療機関との連携した支援により、ネット依存の傾向が改善し、家庭内で暴れることがなくなった。

フリースクールWith優（米沢市）の取組み スタッフ 安達 えり

1 フリースクールWith優の紹介

With優は、小さい学校・でっかい家族のような居場所です。子ども達が自分らしく笑顔で過ごせるよう、それぞれの目標に合わせて生活自立支援や学習支援を行っています。約20名の子ども達が在籍しており、現在は高校生以上の年齢の子どもが多く通って来ています。フリースクールスタッフは5名で、多様なニーズに対応出来るように教育・心理等の資格を持ったスタッフが対応しています。フリースクールで年代との関わりを経験し、社会に出ていった卒業生はこれまで約100名となっています。

2 支援の実際

(1) 学習支援

希望に合わせて学年等に関係なく、勉強したいところまで遡って個別に学習を進めます。ご本人やご家族と相談しながら、進学や復学、高校卒業程度認定試験に向けての学習、通信制高校のレポートのサポート等も行っています。教員免許を持つスタッフが対応します。

(2) 様々な体験活動

経験を重ねることで自信や楽しい思い出を持つこと、考えるきっかけを作ることが出来ます。例えば、往復200kmの自転車旅行、海キャンプ、学校見学、職場体験等、子ども達がチャレンジ出来る機会を大切に、スタッフと一緒に経験していきます。

3 学校や保護者との連携

「悩んでいる子ども達のため」に連携する必要があると思います。もちろん、本人の気持ちを第一に考える必要があります。「こうすれば絶対にうまくいく」ということはなく、子ども達が何を考え悩んでいるかに耳を傾け、関わる大人達がきちんと向き合うことが大切だと考えています。役割をうまく分けながら、子ども達にとってより良い関わりが出来る関係性をこれからも構築していきたいです。



クローバーの会@やまがた（山形市）の取組み 代表 樋口 愛子

1 クローバーの会@やまがたの紹介

不登校・ひきこもりの子どもをもつ親の会として2015年から活動しています。保護者や教員からの相談対応の他、居場所づくりもしています。フリースペースには、小中高生～39歳までの若者が10名程度、フリースクールには小中高生が5名程度、学習支援には小学生～20代の若者3名程度が常時来ています。出張学習支援は2名程度の利用です。スタッフはそれぞれ2～4名で対応しています。

2 支援の実際

(1) フリースペース・・・火水木土 14～17時。読書やボードゲーム、おしゃべりをして過ごしています。月1～2回卓球イベントで体を動かしています。週1回夜の時間に、楽器部やeスポーツ部等の交流イベントも開催しています。

(2) フリースクールよつば・・・火～金 10～14時。午前中は工作、絵画、書道、サッカー、個別学習等、日替わりで取り組んでいます。昼食はみんなで作って一緒に食べています。

3 学校や保護者との連携

保護者の希望や学校の求めに応じて、通所の日数や活動内容の報告を行っています。学校からは保護者に親の会を紹介していただき、その後の家庭の様子等を共有することもあります。保護者の方からは先生が子どもの意に反して無理やり教室に連れて行く、心の傷を負っているにも関わらず欠席の理由を答えさせる、不登校が継続しているのに電話連絡を毎日求められることが精神的に負担である等の相談を受けることがあります。先生にとって良かれと思う関わりが、かえって子どもや保護者に不安やプレッシャーを与え、社会的自立を妨げていることがあるようです。子どもの心に寄り添い、立場を超えて我々が手をつなぎ、子どもにとって今は何が一番大事なのかを考え、子どもの人権はもちろんのこと、学ぶ権利を保障していきたいものです。不登校の要因はさまざまで、社会背景の変化も伴い、学校だけで対応するのは困難です。民間の居場所や親の会をぜひ活用してください！そして、普通教育機会確保法の理解を深め、子どもが自ら学びたくなる環境を一緒につくっていきませんか。

フリースクールあにまる（山形市）の取組み 事務局長 荒木 秀和

1 「フリースクールあにまる」とは？

山形市飯田地内の青春通り沿いにある施設で、主に義務教育世代の不登校やひきこもり状態の解消や学校復帰・社会復帰を目指したサポートを行っています。個性や特性に配慮し、「学び・運動・コミュニティのトライアングル方針」に基づき、学校に準じたスケジュールによるカリキュラムで、学校、ご家族、当スクールによる連携により、それぞれがその先にあるゴールを目指しています。

2 各サポートの実際（抜粋）

(1) 学校に準じたスケジュールによるカリキュラム

登所から午前中は健康観察、学習、昼食をはさんで、午後は清掃、運動や課外・個別・体験活動、降所といった学校日課と類似した一日の流れで、行動管理や社会性をも身につけます。また、定期的に個別面談も実施し、本人の特性や考えを把握してサポートに活かしています。

(2) 体験活動や社会貢献活動、イベント参加等

社会性や社会参加意欲の向上のため、体験及び社会貢献活動に取り組むほか、年数回の法人イベントに参加します。

3 学校や保護者との連携（同じ目的と方向性の統一）

(1) 学校との定期的及び随時の相互連絡

毎月、通所状況や本人の活動状態等を報告するほか、教頭先生及び担任の先生等と随時連絡を取り合いながら、学校と本人や家庭とのジョイント役を務めています。

(2) 保護者サポートの実施（家族の会も開催）

子育てで悩みや不安を抱えるご家族に対し、訪問による相談サポート等を実施し、「保護者を孤独にしない」方針の下、ご家族と一緒に体温を感じることができる寄り添いサポートを行っています。



フリースペースまちかどカフェ「たまりば」（新庄市）の取組み 事務長 佐藤 義弥

1 「たまりば」は、どんなところ

○おしゃべりできる場 ○一息つく場 ○お悩みの相談等使い方は様々、気軽に立ち寄れます

・1階では、小中高生が宿題やおしゃべり等を楽しんだり、地域の方が散歩の途中で気軽に立ち寄り、交流が行われたりしております。2階には、予約して利用できる小部屋があります。

○1日のご利用人数は2人～10人位の方が利用しています。○開所時間内であれば、自分のペースで利用可能、いつ来ても、いつ帰っても自由です。

○利用料は無料です。

2 「たまりば」は、こんな支援をしている

○フリースペース：開所時間内に、だれでも自由に来所し利用できます。過ごし方は自由です。

○相談支援（来所相談、電話相談、メール相談、訪問相談、出張相談）：訪問相談は、ご家庭に出向いて相談に応じます。出張相談は市町村に出向き、相談室を設けます。

○学習支援：毎週、火曜日・木曜日開催。小・中・高校生に支援できます。

○イベント：七夕・芋煮会・Xmas会等、作品や料理を作り、皆で協力して行うイベントです。

○医療連携：市内の医療機関と連携して支援できます。

3 学校や保護者との連携

○親同士の茶話会（年6回）奇数月の第3水曜日、場所：たまりば

○たまりば通信の配布（活動の様子を毎月、関係機関等に配布）

○子供が悩んだり苦しんだりしている姿を見るのは、とても辛いものです。一刻も早く取り除いてあげたいと思います。

即効性の手立ては、ほとんど無いと思います。キッカケを見つけてあげるために、連携して子供を支援したい。学校や保護者からの連絡・相談をお待ちしております



（遊びから、話すキッカケづくり）

(10) 高等学校進学にあたりフリースクール等と連携した支援の例

フリースクール等へ通所していた生徒が高校へ進学する際、保護者の承諾を得て高校へのそれまでの支援状況についての情報共有を行うこと、フリースクール等でも継続した支援を行うことにより、生徒本人及び家族の不安を軽減することにつながります。

1 ケース

- 中学校3年男子生徒（A男）、母、祖父、祖母の4人家族。
- 小学生の時に担任と合わなかったことから勉強に意欲が出ず、徐々に勉強がわからなくなった。
- 中学校になっても先生に対しての不信感があり、中学3年時にはほとんど学校に行かなくなった。
- 夜中にゲームをしたり動画を見たりして、昼夜逆転の生活となっていた。
- 友人と連絡をとったり遊びに行ったりすることはできていたが、家族に対しては反抗的な態度をとることが多く、家族も本人への接し方に困っていた。

中学校が抱える課題

- ・進学を目標としているが、学習や出席日数等に不安がある。
- ・全日制の高校へ進学しても、続けていけるか心配である。

生徒・保護者が抱える課題

- ・中学校には行きたくはないが、高校には進学したい。
- ・進学を目標としているが、学習や出席日数等に不安がある。
- ・高校に進学しても、続けていけるか心配である。

2 支援の実際

ステップ1 母・本人が民間支援団体（フリースクール）へ相談

母がA男の進路について不安を感じ、フリースクールに相談した。その後、A男の友人がフリースクールとつながっていたことがきっかけで、A男が興味をもったイベントに参加したことからフリースクールにつながった。母は、中学校にもう一度登校できるようになることよりも、外に出て他の人と関わって欲しいという希望を持っていた。本人も学校へ行くことや勉強することに対して抵抗感が強かったため、フリースクール側は職場体験やイベント、スポーツへの参加を中心に支援した。

ステップ2 中学校と民間支援団体（フリースクール）の情報共有

母が中学校と定期的に連絡を取り、フリースクールでの様子を学校に伝えていた。進学が近づくと、母を介して学校とフリースクールが連絡を取り、本人への支援についてケース会議を行い、連携を図った。本人と母は出席日数が不足することに不安を感じていたことから、学校・保護者・フリースクールの三者で話し合い、フリースクールに通うことを出席日数にカウントすることを学校側が了承した。

ステップ3 進路選択時の支援

中学3年生の12月、学校で三者面談を実施し、A男も面談に出席することができた。同時にフリースクールでも進路について定期的に面談し、志望校だけでなく、進学に向けて乗り越えなければならないこと等を一緒に考えた。

A男は、自分の生活のリズムやこれまでの経緯から、継続して通学できる高校を何校かに絞り、その選択肢の中から自分で進路を選択することができた。

ステップ4 高校進学後の情報共有

高校入学当初は、母を介して高校とフリースクールとの間でA男の状況を共有していたが、母の許可を得て、高校の担任とフリースクール間で直接会って話し合い、これまでの経緯や本人の状況を共有した。

その後も、A男の遅刻や欠席が続いた場合、学校がフリースクールと連絡をとり、学校から出席を促すのか、フリースクールから出席を促すのか、本人の状況を確認しながら話し合っ

て決定した。
高校に継続して登校できるかという不安もあることから、A男と母の希望でフリースクールに在籍しながら高校に登校する形をとった。



3 支援の効果

- 中学校とフリースクール間でA男の情報共有が図られ、本人に合わせた支援ができた。
- 母やA男の不安を解消し、本人が自ら進路を選択することができた。
- 進学後も、高校とフリースクール間での情報共有が図られ、A男のペースに合わせて通学ができており、進級へとつながった。

(11) 高等学校での進級に向けた支援の例

高等学校では、不登校に伴う出席日数等の不足により進級に関わる問題が起こってきます。その生徒にとってより良い方向性を相談しながら、生徒・保護者の希望に応じて進級に向けた支援を行います。

1 ケース

- 高校1年男子生徒（A男）、父（単身赴任）、母、姉の4人家族。
- 疲れやすく、すぐに体調を崩してしまう。体調が悪くなると、同時に精神的にも落ち込み、なかなか回復できない。
- 周囲の生徒とコミュニケーションはとれているものの、特に仲の良い友人がおらず、良好な人間関係を築くことが苦手である。
- 大人数の集団の中にいることに苦痛を感じるなど、学校生活を送る上で苦手なことがいくつかある。

学校が抱える課題

- ・学校には登校しているものの、欠席や早退が多い。
- ・この状況が続けば、進級に必要な出席日数や出席時数が不足し、原級留置となってしまう。

児童生徒・保護者が抱える課題

- ・A男は、気力・体力ともに少なく、よく体調を崩したり、落ち込んだりしてしまう。
- ・母は不規則な勤務形態のため、A男と関わる時間が少ない。

2 支援の実際

ステップ1 担任、学年主任、養護教諭等による生徒との面談

A男は入学後の4月末から欠席が目立ち始めたため、5月以降に担任、学年主任、養護教諭等がそれぞれ時間を確保し、A男の内面を理解するための面談を行った。A男が不調を訴える際に常に担任が対応できる状態であるとは限らないため、複数の教員が時間をかけて話をすることで理解を深めるとともに、A男が頼れる存在を増やしておくよう努めた。また、複数の視点で生徒の話聞くことにより、別の一面を理解することにつながった。A男に関する情報は早急に学年会等で共有することとし、授業担当者によって対応が大きく異ならないように配慮した。さらに、担任はA男にSCとの面談を勧め、カウンセリングの機会を確保するようにした。

ステップ2 校内ケース会議での対応の確認

しばらくは、日々の生活の中でこまめに声がけ等を行いながら、生徒の様子を見守った。6月末になっても状況が改善しなかったため、定期的に行われている校内ケース会議で報告することとした。

校内ケース会議は、教頭、教務主任、生徒指導主任、保健指導主任、養護教諭、学年主任、担任、SCで行われた。A男の入学後の指導経過の報告と現状の情報交換を行った後、SCからの助言を受け、今後の指導の方向性について検討した。ケース会議の報告を職員会議で行い、A男が苦手としていることとしてわかっていることや体調不良のため課題の提出が遅れる恐れがあること等を全職員で共有し、対応について確認した。

ステップ3 進級規定の確認のための生徒及び保護者との面談

7月に担任はA男の今後を見据え、高等学校には進級するために出席日数、出席時数、成績に関する規定があることを面談で確認した。特に出席日数不足の場合は、確実に進級できなくなるので、遅刻や早退をしても学校に登校することが大切であることを伝え、欠席が続かないよう励ました。A男にとってかえってプレッシャーとなることを防ぐため、担任は伝えるタイミングに留意して面談を設定した。それでも、その後の生活の中でA男は出席することが辛くなり、通信制の学校への転学について担任に相談したこともあった。担任はそれを聞いてA男の考えを否定せず、「高校1年生での転学は、単位をまだ修得できていないため入学をやり直すことになること」「仮に転学するとしても、1年生の単位を修得してから2年生に転学した方がその後の通信制での単位の修得に有利であること」等を伝えた。A男が不利にならない選択ができるように正しい情報を伝えた上で、今後の目標を一緒に考えた。

保護者に対しては、あまり欠席が多くならないうちにしっかり伝えておく必要があるため、7月末に学校で面談を行った。A男が進級するために年間で想定される授業時数、年間で必要な出席時数、現在の欠席時数等を科目ごとにできるだけ正確に数値で表し、現在の状況と進級の規定を伝えた。すぐに進級を諦めなければならない状態ではないことを話し、今後状況を改善させるための相談を行った。また、保護者自身が生徒のことで悩みを抱えている様子であったため、保護者がSCのカウンセリングを受ける機会も設定した。

ステップ4 進級に向けた不足時数補充のための個別指導の開始

A男が進級を目指すにあたり、担任は面談の中でA男が学校生活の中で苦手としていることをはっきりさせながら、その対処の仕方を一緒に考えた。全校集会で列の後ろに並ぶことや昼食を別室でとることを認める等の配慮によりA男が学校にいられる時間が長くなった。

A男と保護者は進級したいという希望を持っていたが、12月時点ですでに複数の科目で出席時数が不足することが予想された。不足時数の補充についての審議は、通常3月の成績会議で行われるが、この会議後にすべての不足時数を補充することは不可能であることから、特例で12月の成績会議で審議してもらった。A男は医療機関からの診断は特になかったが、休むことはあっても授業に出席し、学習に向かおうとする姿勢があったため、了承された。

その後、A男は時数不足が生じている科目の教科担当者から補充のための個別指導を受けた。A男は補充が必要な科目数が多かったため、体調等を考慮し、あまり無理がかからないよう放課後等を利用して計画的に進めていった。また、授業を受けることができず、別室に登校した時間も補充指導に充てる等の工夫を行った。補充指導を受けることは、A男にとって体力的に楽ではなかったが、担任は面談の中でA男自身が自分の今後について考え、自ら決断できるようサポートすることに努めた。その結果、A男は最後までやり抜き、進級することができた。



3 支援の効果

- 「単位を修得する」という目標を持って、学校生活に取り組んだことや進級できたことが本人の自信につながった。
- 自分が苦手なことへの対処法を教員とともに考え、行動したことにより、学校生活の中の困難が軽減され、学習への意欲を持続させることができた。
- 保護者、教員、SCなど多くの人々がA男に親身に関われるように配慮したことで、精神的な安定を図ることができた。

(12) 高等学校での卒業に向けた支援の例

高等学校から大学へ進学するための方法は様々あります。どのような選択肢があるのか、またそれぞれの選択肢について丁寧に説明して、本人・保護者の希望に応じて卒業等に向けた支援を行います。

1 ケース

- 高校3年女子生徒（A子）、父、母、兄の4人家族。
- 部活動引退後、欠席が続くようになり、家では横になっていることが増えた。心療内科を受診したところ、うつ傾向と診断され、服薬等による治療を受けている。
- 月経困難症により、腹痛や頭痛による欠席や保健室利用が時々あった。
- 穏やかな性格で、友人との関係も良好である。まじめで、学習意欲も高く、大学への進学を強く志望している。

学校が抱える課題

- ・ 家庭との連絡は母とのみであり、本人との意思疎通が全くできない。
- ・ 母に伝えた内容が、本人にどのように伝わっているのかわからない。

本人・保護者が抱える課題

- ・ 家庭で本人に学校の話をする、パニック症状が起きる。
- ・ 大学進学を志望するも、卒業できないかもしれない、と強い不安がある。

2 支援の実際

ステップ1 校内における情報共有

高校では、保護者との面談内容やA子の様子等について全職員で情報を共有し、教職員全体で組織的に対応していた。ケース会議の際にはSCにも参加してもらい、専門的な知見からアドバイスをいただきながら、対応について検討した。

ステップ2 関係機関との連携

A子および保護者から了承を得て、学年主任・養護教諭が主治医を訪問し、受診の際の本人の様子や、主治医の見立て等を聞くとともに、校内における対応の方針等も伝え、A子や保護者へ連絡する際の留意点について確認した。

ステップ3 保護者への支援

学校から連絡する際には、保護者との信頼関係がある学年主任が主に連絡を行っていた。保護者との面談や電話連絡の際には、A子に対する不安や悩みに寄り添いながら丁寧に対応した。

保護者へ伝える内容や、保護者から本人へ伝えてもらう内容等については、書面にして提示するなど配慮した。

また、大学進学のための選択肢について提示し、それぞれ選択した際の見通しについて、丁寧に説明した。

- 1 本校を卒業する
- 2 通信制の学校に編入する
- 3 高等学校卒業程度認定試験を受験する

「卒業する」を選択した場合には、卒業に必要な単位習得を目指すため、登校して学習する必要があること、「通信制編入」の場合には、どんな学校があるかを調べ、行きたい学校の募集要項等を取り寄せる必要があること、「高卒認定受験」の場合は、受験日や申し込み締め切りを確認し、自分で申込みをする必要があることを伝えた。

学校の話をするとうパニック症状が起きるため、A子に意思確認することができなかったが、「卒業する」ことを目指すことで保護者に了解を得た。学習計画を立てる際には、担任を中心に、保護者とも話し合いを重ねて、A子が負担なくできるような具体的なものを立てた。

ステップ4 卒業に向けての支援

単位習得を目指して、本人が集中して学習できるよう、登校した際の学習場所を確保した。学習場所は、保健室に隣接している教育相談室を使用した。

継続して登校できるようになると、学年や教科担当の教員だけでなく、A子が希望する場合にはクラスの友人や部活動の顧問などとも話をするようになった。A子の負担も考慮し、対応する職員は最低限の人数とした。

卒業がかなわなかったときのことも考え、高等学校卒業程度認定試験も受験したが、学習計画を少しずつではあるが確実に実行し、卒業することができた。

卒業して1年後に希望する大学へ進学することができ、充実したキャンパスライフを送った。



3 支援の効果

- 学習計画を具体的に提示することで、本人がやるべき学習内容が明らかになり、前向きに取り組むことができた。
- 保護者に対して丁寧に説明したり、A子に対する不安や悩みに寄り添ったりすることで、保護者の精神的安定が図られた。また、保護者が冷静に本人に接することで、本人も落ち着いて学習に取り組むことができた。

(13) 高等学校卒業後の就職先と関係機関へと支援をつないだ例

高等学校と民間支援団体で在学時の問題を共有することで、就職先への情報提供を円滑に行うことができます。民間支援団体で行っている就労支援を活用することにより、就職先と関係機関とも連携し、本人の希望や能力に応じた業務内容が行えるよう支援を行い、雇用の継続をめざします。

1 ケース

- 高校3年男子生徒（A男）、母、妹の3人家族。
- 小学校4年生時に発達障がい（ADHD）の診断を受けた。
- もともと勉強が苦手な中、中学校で不登校傾向になり、高校進学後もクラスになじめず、別室で過ごすことが多かった。
- 朝、決まった時間に起床できる等、生活のリズムに問題はなかったが、不安やストレス等が腹痛等の身体症状として表れることが多かった。
- 学校や相談機関との話し合いでも、自分の意思表示が苦手なため、自分の考えを話すことができない生徒だった。

学校が抱える課題

- ・本人の発達的な課題に応じた就労支援を学校で対応するのが難しい。
- ・卒業後、ひきこもらないかどうか心配。

本人・保護者が抱える課題

- ・発達的な課題の他に、腹痛を訴えて欠席することが多い。
- ・他人とコミュニケーションを取ることが苦手である、
- ・就職後も継続できるが不安。

2 支援の実際

ステップ1 学校が民間支援団体に相談

A男が通っていた高校は、これまでも民間支援団体とのつながりがあった。在学中だけでなく卒業後も相談できる機関として、進路未定で卒業予定の生徒や、就職が内定していても継続できるかどうか不安な生徒に対して、民間支援団体について知らせていた。

こうした経緯から、学校の特別支援教育コーディネーターが、A男の状況について民間支援団体に相談した。

その後、本人と母も民間支援団体を訪問し、卒業後の進路について面談等を行った。

ステップ2 進路選択時の支援

卒業後の進路決定に向けて、A男は他者とのコミュニケーションと車の運転に不安を抱えていた。そのため、まずは、民間支援団体で行っているコミュニケーションのセミナーに毎月参加するようにした。また、ハローワークとも連携して職場見学を行い、自宅から徒歩または自転車で通うことができる就労先を考えた。

その結果、本人の自宅近くのスーパーマーケットを就職希望先とすることとした。民間支援団体からスーパーの雇用担当者に相談し、A男の発達的な課題等も情報共有した上で、職場見学、その後の職場体験を受け入れてもらい、採用へとつながった。

ステップ3 就職後の支援・相談状況

就職後もA男本人から民間支援団体に相談があることはもちろん、就労先からもA男への指導について困ったことがあれば、民間支援団体に相談がある。休んだ際も就労先から連絡があり、民間支援団体が職場を訪問し、就労先の担当者と情報共有している。

本人とも月1～2回程度、定期的に民間支援団体が面談を行い、支援を継続している。

就労先からは勤務時間を増やして欲しいという提案があったが、民間支援団体が本人の不安等を聞き取り、週の勤務日の1日だけ勤務時間を増やすというような提案を行い、本人に無理のないように、就労定着に向けた支援を継続している。



3 支援の効果

- 民間支援団体が関わったことで、A男の不安を解消するような就労支援へとつながった。
- 就職後も民間支援団体が本人と就労先の間に入り、A男の不安や就労先での心配事の相談にのり、不安の解消に努めており、雇用が継続している。
- 就労先もA男への対応で困ったことがあれば関係機関へと相談することで、適切な対応をとることができている。
- 勤務時間を少しずつ増やしていく等、A男が頑張っていることは家族全体にとって良い影響がある。

8 県内不登校児童生徒の支援組織・連絡先等


将来の社会的な自立に向けて、学校や不登校児童生徒を支える関係機関、フリースクールや親の会等の民間支援団体が連携を図り、「本人の考えを大切にした自立」へのサポートが求められています。連絡先等を掲載しました。

(1) 教育委員会が設置する教育支援センター（適応指導教室）

小・中・義務教育学校在籍の児童生徒を対象としています。開設する曜日や時間、対象学年については、お問い合わせください。

山形市	「適応教室 風」	023-645-6182	山形市城西町 2-2-15
上山市	「すこやか教室」	023-672-1111	上山市河崎 1-10
天童市	「アウトースクール」	023-654-4520	天童市老野森 2-6-2
山辺町	「適応指導教室」	023-664-6042	山辺町大字山辺 1
中山町	「相談教室」	023-662-5590	中山町大字長崎 6010
寒河江市	「寒陵スクール」	0237-86-1700	寒河江市大字西根字石川西 333
河北町	「ゆうゆう」	0237-71-1152	河北町谷地字みどり町 3-2
村山市	「教育支援センター」	0237-55-2120	村山市中央 1-6-5
東根市	「ハートフルスクール」	080-3441-1409	東根市白水 1-7-21
尾花沢市	「スマイルホーム」	0237-22-2399	尾花沢市若葉町 1-8-25
新庄市	「シャイニングクラス」	0233-23-7266	新庄市沖の町 10-37
			(新庄市役所教育相談室)
		0233-22-4200	新庄市大手町 1-60 (新庄市民プラザ)
		0233-23-0197	新庄市下金沢町 15-11 (わくわく新庄)
最上町	「りんどう教室」	0233-43-2350	最上町大字向町 674
米沢市	「ガイダンス教室」	0238-21-7830	米沢市門東町 1-5-36
南陽市	「クオーレ」	0238-43-6919	南陽市島貫 513
高島町	「ぽけっと」	0238-52-3054	高島町大字高島 435
川西町	「フリースクール」	0238-42-6659	川西町中小松 2240-1
長井市	「ほっとなるスクール」	0238-88-5767	長井市九野本 1235-1
小国町	「適応指導教室」	0238-62-2141	小国町大字岩井沢 704
白鷹町	「適応指導教室」	0238-85-6144	白鷹町荒砥甲 833
飯豊町	「パレット」	0238-72-3336	飯豊町大字椿 3622
鶴岡市	「おあしす」	0235-23-9351	鶴岡市末広町 3-1 マリカ東館 2F
庄内町	「ほっとるうむ」	0234-43-2044	庄内町余目猿田 30
酒田市	「ふれあい教室」	0234-22-2182	酒田市浜田 1-10-3
遊佐町	「友遊スクール」	0234-72-3413	遊佐町遊佐鶴田 52-2

(2) 教育委員会が設置する青少年を対象とした相談・支援

山形市青少年指導センター（山形市教育委員会社会教育青少年課内） （対象年齢：概ね 20 才未満の少年またはその保護者等）	
○電話相談	023-631-4425（月～金 13：00～17：00）
○メール相談	https://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp/kosodatekyoiku/school/1006633/1004508.html
	
○来所相談	山形市旅籠町 2-3-25（月～金 13：00～17：00）
最上広域青少年指導センター（新庄市教育委員会社会教育課内） （対象年齢：15～30 才代）	
○電話相談	0233-22-2111（内線 463）（月～金 8：30～17：00）
○メール相談	syakaikyouiku@city.shinjo.yamagata.jp
○来所相談	新庄市沖の町 10-37 新庄市教育委員会社会教育課内 （月～金 8：30～17：00）
○その他	リスタートクラス・訪問支援・就労支援
鶴岡市青少年育成センター（対象年齢：20 才以下）	
○電話相談	0120-028-234（9：00～16：00）
○メール相談	seishonen@city.tsuruoka.yamagata.jp
○来所相談	鶴岡市上山添字文栄 100（月～金 9：00～16：00 時間外応相談）

(3) フリースクールの運営、フリースペースの提供、家族への支援等を行っている民間支援団体

◆支援情報の説明

電話…電話相談対応 来所…来所相談対応
居場所…居場所の提供 学習…学習支援の提供
宿泊型…宿泊型の支援の提供
訪問…訪問支援対応
親の会…親の会・家族会を開催
☒ ……相談用メールアドレス

※団体により、支援に対する考え方や支援できるサービスの内容が異なります。支援サービスの利用には料金がかかる場合があります。詳細は各団体にご確認ください。

クローバーの会@やまがた

子ども・若者たち、その家族の居場所づくりをしています。誰もが自由に集えるフリースペースは、自分のペースでゆったり過ごすことができます。子ども・若者食堂やひとり親家庭の支援もしています。ひとりで抱えずに、まずは話してみませんか？

電話・来所・居場所・学習・親の会
☒ clover.yamagata@gmail.com
Tel. 023-664-2275 山形市南原町1-27-20
(受付:月~土 10:00~17:00)

フリースクールあにまる

一人ひとりの特性や事情に応じたサポートにより、様々な学びや体験から楽しみながら居場所づくりや学習、社会生活などの基礎を築いていきます。学校とも連携したサポートをされており、本人だけではなく、ご家族と一緒に歩んでいきます。

電話・来所・居場所・学習・訪問・親の会
☒ animal_school2011@yahoo.co.jp
Tel. 023-600-2600 山形市飯田3-2-12
(受付:月~金 9:00~17:00)

発達支援研究センター フリースペース 雨やどり

毎週金曜日14:00~17:00に居場所活動を行っています。担当スタッフや山形大学院生(心理)のボランティアスタッフも参加し同じような仲間と集いながら自己肯定感を育みます。希望があれば学習サポートや家族との面談も行えます。

電話・来所・居場所・学習
Tel.023-623-6622 山形市小荷駄町2-7
(受付:日~金 10:00~17:00)

蔵王いこいの里

不登校・ひきこもり・ニート・対人恐怖症・発達障がいなど社会でつまづいた青少年たちが自立するための共同生活型自立支援施設です。24時間365日休日はありません。ご家庭への訪問相談も行っております。お気軽にご相談ください。

電話・来所・学習・宿泊型・訪問
☒ ikoinosato@tohoku-ysc.org
Tel.023-679-4005 上山市永野寺蔵王山2561-1
(受付:毎日 10:00~20:00)

基幹相談支援センター「かぼちゃ」

西村山地域の子どものご家族の個別相談を行っています。主に発達の偏りや遅れの心配のある子どもの支援を行っています。家族や本人との面談を通して、よりよい方向性を一緒に考えます。下記の他、同行支援にも対応しています。

電話・来所・訪問
Tel.0237-85-1799 寒河江市大字寒河江字古河江69-1
(受付:月~金 9:00~17:00)

ひがしねあそびあランド

屋外子どもの遊び場「プレイパーク(冒険遊び場)」は自由な空間でその人がその人らしくいられる場です。来園親子とおしゃべりしたり、赤ちゃんの世話をしたり、畑仕事や手作り玩具メンテナンスしたり。いろんな相談にプレイリーダーが対応します。

電話・来所・居場所・学習・親の会
Tel.0237-43-5551 東根市大字東根乙1119-1
(受付:月~金 9:00~17:00)

自分発見塾

“光る 光る 全ては光る
光らないものは 何一つとしてない”
お寺での共同生活を通して、仲間と汗を流しながら、あなたの生命(いのち)の中にある光をもっと輝かせませんか？ 不登校をはじめ子育ての相談もお受けします。

電話・来所・居場所・宿泊型・訪問
☒ jifukuji@sage.ocn.ne.jp
Tel.0237-35-2879 大石田町大字鷹巣字上宿83
(受付:毎日 8:00~20:00)

フリースペースまちかどカフェ たまりば

コミュニケーションが苦手な外に出たくない、人と会うのが苦手などで悩んでいる方、自立に向けてのご相談に応じます(訪問相談有)。気軽に立ち寄って、自分のペースで過ごしたり、交流イベントの体験や学習支援を行うフリースペースです。

電話・来所・居場所・学習・訪問・親の会
☒ tamariba@konpeito.jp
Tel.080-3144-3009 新庄市若葉町1-4
(受付:月~金13:00~18:00)

不登校・ひきこもり相談支援 雨のち晴れ

不登校・ひきこもりについてのご相談、家庭への訪問による本人とご家族の支援を行っています。また、発達障がい児童の不登校のご相談も受け付けています。真室川町社会福祉協議会ボランティアセンターに登録し活動しています。

電話・来所・訪問
☒ kagayaki0417@docomo.ne.jp
Tel.0233-62-2614 真室川町大字新町781-1
(受付:月・木・土・日10:00~15:00)

フリースクール With優

笑顔で過ごせる、でっかい家族のような場所です。目標に合わせて学習支援も行っており、昼食は一緒に作って食べます。様々な体験活動やイベントも実施しています。相談はもちろん、見学、無料体験も随時行っていますので、お気軽にご連絡下さい！

電話・来所・居場所・学習・訪問・親の会
☒ share_love_future@yahoo.co.jp
Tel.0238-33-9137 米沢市赤芝町字川添1884
(受付:月~土 9:00~17:00)

から・ころセンター

学校や社会になじめない、行くことができない人達の居場所を運営しています。人と人との繋がり大切にしています。相談活動も行っており、電話、メール、来所、訪問等の相談を受け付けております。お気軽にお問い合わせください。

電話・来所・居場所・訪問・親の会
☒ info@npo-karakoro.jp
Tel.0238-21-6436 米沢市東2丁目8-116
(受付:基本的に毎日 10:00~18:00)

ゆにぷろ

ご家族の個別相談を行っています。子どもの行動の理由や、具体的な生活上のサポート方法について、特に発達障がいや難しい行動が見られるお子さんのサポートを行っています。土曜日午後「コミュニティカフェ ネコの会」を開催(不定期・要予約)。

電話・来所
☒ npotakahata@gmail.com
Tel.0238-52-5679 高島町大字高島328-1
(受付:月~金 8:30~17:30)

自立支援センターふきのとう

ひきこもり・不登校の当事者、家族への相談支援、他にも家族向けの勉強会・就労訓練の体験も行っています。年齢制限の無い団体なので、在学中のサポートからその後の進路まで、多角的・長期的な支援を心がけています。お気軽にご相談ください。

電話・来所・居場所・訪問
Tel.0235-24-1819 鶴岡市陽光町 18-24
(受付:月~金 10:00~17:00)

多機能福祉施設こもれび フリースペース ひなた

2018年よりフリースペースを開催。不登校やひきこもり、そのご家族を対象に、安心できる居場所提供や、相談場所として下記内容で活動しています。居場所は毎週水曜日午後、出入り自由です。家族教室を開催、家族の悩みへの支援も行っています。

電話・来所・居場所・学習・訪問・親の会
☒ sakata@roukyou.gr.jp
Tel.0234-28-8255 酒田市北新橋2-1-16
(受付:月~金 10:00~16:00)

◆若者相談支援拠点

村山・最上・置賜・庄内の4地域に、県と民間団体が協働して設置している相談窓口です。社会参加に困難を有する若者やその家族を対象に、相談対応の他、居場所支援や、体験活動等、それぞれの拠点が特色ある取り組みをしています。前ページ掲載の一部の団体が委託されています。



<https://www.pref.yamagata.jp/010003/bunkyo/wakamonoseishounen/wakamono/kyoten-osirase.html>

◆地域若者サポートステーション

厚生労働省委託の支援機関で、村山・置賜・庄内の3か所に設置されています。働くことに踏み出したい若者とじっくり向き合い、本人や家族の方々だけでは解決が難しい「働き出す力」を引き出し、職場に定着するまで」を支援します。前ページ掲載の一部の団体が委託されています。



<https://www.pref.yamagata.jp/110009/sangyo/rodo/kyusyokusha/saposute.html>

(4) 親の会として家族支援を行っている民間支援団体

<p>360 (さんろくまる)</p> <p>不登校ひきこもりの課題を抱える人に寄り添いながら、思うこと感じたことなど、安心して話せる雰囲気をお大切にしています。少ない人数で開いている経験者だけの気楽な会です。基本的に予約不要です。</p> <p>会場：山辺町北部公民館 日時：毎月第1火曜日 19:00~21:00 TEL 090-8614-0707 (9:00~19:00) ✉ suzutomoto3131@gmail.com</p>	<p>クローバーの会@かほく</p> <p>不登校に心が迷い、不安や悩みをひとりで抱えすぎていませんか？似たような経験のある親同士でわかちあい、ホッとひと息つきましょ。まずは親の心が楽になるのが大事、あなたはひとりじゃないからね。</p> <p>会場：河北町どんがホールなど（要問合せ） 日時：毎月第3日曜日 10:00~12:00 TEL 090-5597-5552 (20:00~21:00) ✉ clover.kahoku@gmail.com</p>	<p>オールグリーン</p> <p>大江町の家族会はオール OK を大切にしています。学校に行けない・ひきこもり状態 OK です。当事者の方もお気軽にご参加ください。お茶を飲みながら語り合い、不安な気持ちが少しずつ癒されています。</p> <p>会場：大江町中央公民館ぶくらす2階 日時：毎月第3木曜日 19:00~21:00 TEL 090-8223-9558 (20:00~21:00) ✉ y.t.gusto@gmail.com</p>
<p>親の会「ちえり〜ず」</p> <p>学校に行きたいけど、行けない、そんなお子さんと共に歩む親が出会い、子育ての悩みや不安を気軽に話し合う場がほしくて親の会が誕生しました。毎月1回の座談会と別室で子どもの無料学習会をしています。</p> <p>会場：東根市内公民館など（要問合せ） 日時：毎月第2火曜日 19:00~20:30 TEL 0237-43-5551 (9:00~17:00) (窓口：ひがしねあそびあランド内)</p>	<p>hotto (ほっと) する会</p> <p>不登校などで悩んでいる親御さんに、同じ経験をしてきた親としていろいろとお話できたらと新庄市で開催しています。情報を共有し語り合い、共に「ほっと」できる場所をめざしています。まずはご連絡ください。</p> <p>会場：新庄市民プラザ または たまりば 日時：奇数月第2水曜日 19:00~21:00 TEL 090-6227-0648 (9:00~11:00/19:00~21:00)</p>	<p>リースの会</p> <p>「おかあさんが笑顔になり、明るく元気になることが、家庭・お子さんを明るく元気なことにつながる」との思いで、子育てに不安を持っている親同士が集い語り合う場です。</p> <p>会場：新庄市民プラザなど（要問合せ） 日時：毎月第2金曜日 19:00~21:00 TEL 090-5844-2728 (いつでも対応可)</p>
<p>明日のとびら</p> <p>子どもが不登校になるとかなりの衝撃がありますよね。独りで考えるとどうしても深刻になりがちです。 私たちと一緒にお茶でも飲みながら話をしてみませんか？</p> <p>会場：鶴岡市第三学区コミュニティセンターなど（要問合せ） 日時：毎月第2または第3土曜日 14:00~16:00 ✉ shonaidoor@gmail.com</p>	<p>ゆるりお茶のみ会</p> <p>不登校や登校しぶりのお子さんと共に歩む親同士がつながり、ゆる〜くお茶のみしながらおしゃべりする会です。子どものためのフリースペースもあります。当日のキャンセルもOK。お気軽にご連絡ください。</p> <p>会場：朝日町 ゲストハウス松本亭一農舎 日時：奇数月第4日曜日 14:00~16:00 ✉ yururiasahi@gmail.com</p>	<p>Believe 南陽</p> <p>不登校のお子さんを支える保護者の会です。同じ悩みを抱える方が気持ちを共感し合える場所。子ども達の未来を信じる気持ちを持って、不安を話せる場所。ホッと一息つけて、笑顔になれる場所です。</p> <p>会場：南陽市内（要問合せ） 日時：毎月1回金曜日 18:30~21:00 TEL 090-4887-0756 (いつでも対応可)</p>

(5) 県等が設置している子どもに関する相談窓口

■教育に関することやいじめ・不登校に関すること

教育相談ダイヤル

023-654-8181 月～金 8:30～20:30・土日祝 8:30～17:30

24時間子供SOSダイヤル

0120-0-78310 または 023-654-8383 (直通) 24時間受付

教育相談メール

non-ijime@pref.yamagata.jp

■子育ての悩みや家庭教育に関すること

県教育庁 家庭教育電話相談「ふれあいホットライン」

023-630-2876 月～金 8:30～17:15

■子どもや子育てに関すること

子ども家庭支援センター「チェリー」

0237-84-7111 寒河江市字下河原 224-1 (月～土 9:00～17:00 緊急時は随時対応)

児童家庭支援センター「シオン」

0235-68-5477 鶴岡市下川字窪畑 1-288 (月～土 9:00～18:00 緊急時は随時対応)

県福祉相談センター (中央児童相談所)

023-627-1195 山形市十日町 1-6-6

庄内児童相談所

0235-22-0790 鶴岡市道形町 49-6

いずれも月～金 8:30～17:15

緊急時は随時対応

■ひきこもりに関すること

ひきこもり相談支援窓口「自立支援センター巣立ち」(県精神保健福祉センター)

023-631-7141 山形市小白川町 2-3-30 (月・火・木・金 9:00～17:00 12:00～13:00 除く)

村山保健所 023-627-1184 山形市十日町 1-6-6

最上保健所 0233-29-1266 新庄市金沢字大道上 2034

置賜保健所 0238-22-3015 米沢市金池 7-1-50

庄内保健所 0235-66-4931 三川町大字横山字袖東 19-1

山形市保健所 023-616-7275 山形市城南町 1-1-1

霞城セントラル 4F

月～金 8:30～17:15

祝日及び年末年始を除く

■発達障がいに関すること

県発達障がい者支援センター

023-673-3314 上山市河崎 3-7-1 (月～金 8:30～17:15 12:00～13:00 除く)

■非行や事件、いじめ、友人関係等青少年の悩みに関すること

県警察本部 ヤングテレホンコーナー

023-642-1777 24時間受付(土日・祝祭日、夜間は警察本部当直警察官が対応)

(6) 発達障がい児・者のための医療機関情報

県障がい福祉課では標記の医療機関情報をまとめ、県HPに掲載しています。



<https://www.pref.yamagata.jp/090004/kenfuku/shogai/hattatsu/iryokikanjoho.html>

【利用にあたっての注意事項】

- ・掲載している情報は、県内の医療機関(小児科、精神科、心療内科、児童精神科)を対象にした調査の回答に基づき作成したものであり、山形県が推薦しているものではありません。
- ・公表について承諾が得られた医療機関のみを掲載していますので、発達障がいの診療を行っていても、掲載されていない医療機関もあります。
- ・「提供できる医療サービス」に記載の内容は、医師が必要と判断した場合に提供されるものですので必ずしも受けられるものではありません。
予約が必要な医療機関がほとんどですので、必ず事前に電話で予約を行ってください。
- ・掲載内容は表紙に記載の調査時点のものです。医師の異動等により診療内容や診療日の変更のなる可能性がありますので、予約不要の医療機関であっても、事前に電話で確認の上、受診されることをお勧めします。特に、コンサータの処方可否については、必ず事前に医療機関に確認してください。

(別添1)

児童生徒理解・支援シートの作成と活用について

1. 児童生徒理解・支援シートとは

(経緯)

初等中等教育段階において、様々な支援が必要な児童生徒については、個別に支援計画等を作成することを義務付けているものや、作成を促しているものがあります。

具体的には、障害のある児童生徒については、個別の教育支援計画の作成が学習指導要領において規定されており、各学校や地域の実情に応じた様式によって作成されています。

日本語指導が必要な外国人児童生徒等の在籍学級以外の教室で行われる指導について特別の教育課程を編成・実施する場合については、文部科学省通知(平成26年1月14日付け初等中等教育局長通知)において指導計画を作成することを求めています。

不登校児童生徒については、文部科学省通知(平成28年9月14日付け初等中等教育局長通知)において組織的・計画的な支援を行うための資料を作成することが望ましいことを示しており、文部科学省として参考様式を示しています。

この度、平成29年12月22日の中央教育審議会答申の中間まとめ「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」において、「児童生徒ごとに作成される計画については、学校や児童生徒の状況等に応じて複数の計画を1つにまとめて作成することで、業務の適正化を図るとともに、効果的な指導につながるべきである。例えば、日本語能力に応じた指導が必要であり、かつ不登校であるなど、児童生徒が複数の課題を抱えており、個々の課題に応じたそれぞれの支援計画の作成が求められている場合は、1つの支援計画でまとめて作成すべきである。そのためにも、文部科学省や教育委員会は必要な支援計画のひな型を示すなど支援を行うべきである。」とされました。

この中間まとめを踏まえ、児童生徒の状況を的確に把握し、校内の教職員や関係機関で共有して組織的・計画的に支援を行うために必要となる支援計画については、これまで文部科学省で参考様式を示している不登校児童生徒及び日本語指導が必要な外国人児童生徒の2つに加え、障害のある児童生徒について教育委員会で作成された様式を参考に、それらの支援計画を1つにまとめて作成する場合は参考様式を作成しました。

(児童生徒理解・支援シートとは)

児童生徒理解・支援シートとは、支援が必要な児童生徒一人一人の状況を的確に把握するとともに、当該児童生徒の置かれた状況を関係機関で情報共有し、組織的・計画的に支援を行うことを目的として、学級担任、対象分野の担当教員、養護教諭等の教員や、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を中心に、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の関係機関との連携を図り、学校が組織的に作成するものです。

支援が必要な児童生徒が抱える課題には様々な要因・背景があり、教育のみならず、福祉、医療等の関係機関が相互に連携協力して支援を行うことが必要であり、中長期的な視点で一貫した支援を行うことが求められます。また、児童生徒の抱える背景や状況が複雑で、長期的な支援が必要である場合や、一端支援が必要でなくなった後、再度支援が必要となる場合もあるため、進学・転学先の学校で以前の情報が共有されることは非常に重要です。

児童生徒理解・支援シートを活用することで、支援が必要な児童生徒に関する必要な情報を集約し、支援の計画を学校内や関係機関で共通理解を図るとともに、さらに、そのシートを進学先・転学先の学校で適切に引き継ぐことによつて、多角的な視野に立った支援体制を構築することが可能となります。このことは、児童生徒やその保護者にとつて、「担当者が変わるたびに同じことを説明しなければならぬ」との問題の発生を減少させることにつながります。そのため、教育委員会又は学校においては、「児童生徒理解・支援シート(参考様式)」を参考としつつ、各学校や児童生徒の状況に応じて記載の項目や内容、方法を修正するとともに、使用する様式の欄は児童生徒に応じて記入することが適切であり、全ての欄を記入することが求められているわけではないことに留意して、実践的に使用していくことが望まれます。

2. 作成の対象

本シートを活用して支援計画を作成する対象者は以下のとおりであり、児童生徒が支援の必要となった場合のほか、支援が必要な児童生徒の転入学があつた場合やそれらが予定される場合などについて、作成することが適切です。

児童生徒が抱える課題にあつたことについての具体的な点については以下のとおりですが、学校においては、指導要録や出席簿のほか、今回示した支援が必要な児童生徒の支援計画等、児童生徒の課題の状況によって様々な業務や支援計画が作成されています。これらの基本的情報は共通した内容もありま

すので、更なる校務の効率化や教員の負担増加に配慮した持続的な支援体制の確保の観点から、例えば、「統合型校務支援システム」を活用し、記載内容が連動する仕様とすることで共通する内容の記述を反映させるとし、組織で情報を共有できるシステムにするなど、作成や情報共有に係る業務を効率化することも重要です。

また、学級担任は、教務日誌等を利用して、学級内の全ての児童生徒に関し、日常的に状況を把握することができます。児童生徒の気になった点について、他の教員等からの情報も含めて記録しておいたものは、児童生徒理解・支援シートを作成するに当たって重要な情報となります。

なお、保健室での保健日誌等も体調不良や相談で訪れた児童生徒の様子が記録されており、支援に当たって大きな手掛かりとなる場合があります。児童生徒によっては相談室や学校図書館が主な居場所となっている場合もあるため、気になる児童生徒について、各担当者が記録し、組織として情報を共有していくことが大切です。

(不登校児童生徒の場合)

基本的には連続又は断続して30日以上欠席した児童生徒のうち、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にある者について作成することが望まれます。なお、不登校児童生徒への支援は、早期から行うことが重要であり、予兆への対応を含めた初期段階から情報を整理し、組織的・計画的な支援につながるようにする必要があります。そのため、30日という期間にとらわれず、前年度の欠席状況や、遅刻、早退、保健室登校、別室登校等の状況を鑑み、早期の段階からシートを作成することが望まれます。以上のことから、それぞれ地域の実態に合わせて、教育委員会又は中学校区単位で、作成開始等の基準を設定し、地域として組織的に支援が行えるようにすることが重要です。

なお、支援の結果、児童生徒が継続的に登校できるようになった場合においても、月別の遅刻、早退、欠席等の状況を継続して記録し、引き継いでいくことが、一貫した支援を行う上で大切です。

(障害のある児童生徒の場合)

障害のある児童生徒について、特別支援学校に在籍する児童生徒については、個別の教育支援計画を作成することとされています。小学校及び中学校の特別支援学校に在籍する児童生徒や通級による指導を受ける児童生徒についても、個別の教育支援計画を作成することとしており、また、特別支援学校や通級による指導を受けていない児童生徒であっても、障害のある児童生徒について、

個別の教育支援計画を作成し活用することに努めることとされています。障害の判断については、医学的な診断の有無のみにとらわれず、児童生徒の教育的ニーズを踏まえ、校内委員会等により「障害による困難がある」と判断された児童生徒に対しては、個別の教育支援計画等の作成を含む適切な支援を行う必要があります。

なお、個別の指導計画については、本シートの対象には含まれていないため、別途、各学校や地域の実情に応じた様式によって作成することが必要となります。

(日本語指導が必要な外国人児童生徒等の場合) ※在籍学級以外の教室で行われる指導について特別な教育課程を編成・実施する場合

日本語指導が必要な児童生徒等に対する指導を一層充実させる観点から、当該児童生徒の在籍学級以外の教室で行われる指導について特別の教育課程を編成・実施することができます。

その場合、日本語指導を受ける児童生徒が在籍する学校は、個々の児童生徒の日本語の能力や学校生活への適応状況を含めた生活・学習の状況、学習への姿勢・態度等の多面的な把握に基づき、指導の目標及び指導内容を計画にした指導計画を作成し、学習評価を行います。

また、指導計画は、児童生徒の日本語の習得状況を踏まえ、定期的に見直すことが望まれます。

なお、指導計画とその実績は学校設置者に提出していただくことになっていきます。

3. 内容

児童生徒理解 支援シートは、支援に関する情報を集約し、引き継いでいくものであるため、複数の関係者が正確な情報を共有できるようにすることが重要です。そのため、主観的な判断を避け、客観的な事実を記載するということが重要となります。また、具体的な支援計画を作成する根拠となったアセスメントについては、児童生徒の状態の全体像をつかむための大きな情報となるため、複数回アセスメントを実施した場合はその推移を記載しておく、協議会等の際により児童生徒の傾向を把握することができま

(1) 共通シート

共通シートは、支援全体を通して利用・保存される児童生徒本人の基本情報

を記入するものです。そこには、本人の状態や、支援内容を検討する上で把握することが適切な家族についての情報等のほか、遅刻・早退等の不登校に至る前兆等について記入し、見立てを行う上で必要な情報を学校内で又は関係機関との間で共有できるようにすることがポイントです。特に、障害のある児童生徒については、障害の状態やこれまでの経過等について、詳細かつ正確に把握することが必要です。本シートに記載するほか、詳細を記載した資料を必要に応じて添付して活用することなども考えられます。

共通シートに記載する内容は、基本情報ではあるものの、状況の変化に応じた随時修正や追記をすることが適切です。

(2) 学年別シート

学年別シートは、対象となる児童生徒の状況を随時追記し、具体的な支援の計画を記入するものです。支援機関に関する内容（支援内容や連絡先）や、細かい欠席状況、本人の学習や健康状況等を記載することで、継続的に本人の変化を把握します。また、関係機関と協議を経て決定した支援方針とその実施状況を記入することで、支援状況の変遷を一覧できるようにします。これらにより、一貫して計画的な支援を行うことができるようになります。ポイントです。

また、児童生徒の支援は、次の学年でも引き継ぎを行うことが重要となるため、当該学年での支援結果の評価を明確にしておくことが適切です。評価を行い、次年度における留意点等をまとめることで、担任・担当者の変更の有無にかかわらず、継続して支援を行うことができます。

(3) ケース会議・検討会等記録シート

ケース会議・検討会等記録シートは、本人・保護者・関係機関の支援に関連する協議の結果について、実施の度に記入し、加筆するものです。

本人の状況や希望する支援内容、保護者の希望について、記入し、加筆します。本人や保護者の思いを可能な限りそのまま記録し、残すことを基本として、漠然とした希望や要望についても丁寧に拾い上げて、支援内容を導き出すことが重要です。

関係機関との連携については、実際に連携した機関と個別にやりとりした内容を含めて記録し、他の機関とも共有することができている形にすることが支援者全員で共通の認識を持つことにつながります。支援を開始する際に初め連絡を取るのではなく、定期的・日常的なかわりを持ち、お互いの業務について共通認識できるようにしておくことが適切で円滑な支援を実施する上で重要です。さらに、定期的・日常的なかわりの中で、それぞれの機関から得た情報などは、あらかじめケース会議・検討会等記録シート等を活用して記入・蓄積

し、支援計画作成の際に活用します。

また、ケース会議・検討会等において、その都度支援計画の進捗状況を確認し、その場で合意・確認することができた事項については、記録しておくことで情報が蓄積され、支援の質を高めることにつながります。

なお、学年別シートや共通シートが作成される前であっても、ケース会議などが開催される場合には、このケース会議・検討会等記録シートを積極的に活用し、情報を蓄積することが適切です。これによって、当該児童生徒の情報により多く蓄積することができ、的確な要因を把握することにつながります。

4. 引継ぎ

学校や担当者に変更がある場合も、支援が必要な児童生徒一人一人が受けていた支援は、引き継ぎ一貫して行われる必要があります。一方、当該児童生徒や保護者の立場からは、進学や転学に当たって、前の学校の情報が引き継がれることに不安を感じる場合があります。そのため、児童生徒の情報を進学・転学先に引き継ごうとする学校は、児童生徒や保護者に対して、児童生徒理解・支援シートが児童生徒の評価に利用されるものではないことや学校における守秘義務等について十分に説明し、不安感を解消するとともに、児童生徒理解・支援シートを活用することで、組織的計画的な支援が可能となり、結果として児童生徒の生活を豊かにすることにつながることを理解してもらおうことが大切です。なお、転入学までに理解が得られない場合であっても、児童生徒への支援を通じて信頼関係を築き、理解を得た段階で以前の学校で作成した児童生徒理解・支援シートの情報を引き継ぐことも考えられます。

また、設置者が異なる中学校から高等学校、公立学校から私立学校等で引継ぎを行うことは、個人情報保護への配慮等から消極的になることが考えられます。しかしながら、児童生徒理解・支援シートへの引継ぎを適切に行い、支援計画の評価や見直しを繰り返しながら継続して支援を行うことは、児童生徒一人一人をネットワークで支援することとなり、学校だけで抱え込むことを防ぐことにつながります。そのためにも、当該児童生徒の支援に必要な情報については、原則として、当該児童生徒や保護者の同意を得る必要があります。

なお、情報の引継ぎに関しては、共通シートのみならず、全てのシート（学年別シート、ケース会議・検討会等記録シート）を引き継ぐことが望ましいです。児童生徒理解・支援シートへの引継ぎに当たっては、保護者や関係者に十分内容を説明した上で、個人情報取扱いや、関係機関等と共有する情報の範囲、

守秘義務等について共通理解を図る必要があります。また、単に児童生徒理解・支援センターの写しを渡すだけではなく、個別に情報交換をする機会を設けるなど、責任を持って引継ぎを行うことが重要です。

5. 個人情報保護の保護（学校間における情報の引継ぎ）

支援が必要な児童生徒への支援については、例えば、不登校児童生徒の場合には一旦欠席状態が長期化すると、進学・転学後も不登校傾向が続く可能性がある場合が少なくないことから、継続した組織的な支援が重要です。また、障害のある児童生徒の場合には乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立った一貫した支援を行うことが重要です。そのため、当該児童生徒の状況等については進学・転学先の学校へ適切に引き継ぎ、双方の学校が連携して当該児童生徒への継続的・組織的支援を図っていく必要があります。

個人情報保護の観点から当該児童生徒についてのどこまでの情報を引き継ぐことができるか、また、引き継ぐことが適切かについては、適用される関係法令に基づき各学校等が判断することとなります。基本的な関係法律として、「個人情報保護の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）があります。個人情報保護の保護に関する法律は、民間である私立学校・株式会社立学校（私立学校）等に適用され、また、公立学校には、当該学校を設置する地方公共団体の個人情報保護条例が、国立学校には「独立行政法人等の保有する個人情報に関する法律」（平成15年法律第59号）が適用され、個人情報保護法を第三者へ提供する際に本人の同意を得ることが原則とされています。そのため、計画を作成する際に、本人や保護者に対し、その趣旨や目的をしっかりと説明して理解を得、第三者に引き継ぐことについても、あらかじめ範囲を明確にした上で、同意を得ることが必要です。また、あらかじめ同意を得ているとしても、実際に第三者に提供する際には、本人や保護者とともに引き継ぐ内容を確認することで、互いの考えや思いを共有することができ、よりよい引継ぎができます。

なお、本人・保護者と連絡が取れない、本人・保護者が第三者への提供を拒否するなど、本人・保護者の同意を得ることが困難な場合であっても、当該児童生徒への継続的・組織的な支援の観点から、進学先や転校先の学校に情報共有（提供）することが重要な場合があります。その場合の個人情報保護の取扱いに関しては、設置者別に以下の対応が考えられます。

（公立学校）

公立学校については、各地方公共団体によって個人情報保護条例の内容が異

なることから、第三者提供の原則禁止の例外についての規定を確認する必要があります。また、条例の解釈はあくまで当該地方公共団体が行うものですが、仮に、行政機関の保有する個人情報保護に関する法律第8条（参考①参照）と同様の規定を有する条例においては、公立学校が公立学校又は国立学校に、支援が必要な児童生徒への継続的・組織的な支援のために、必要不可欠な範囲で情報を提供することは、一般に、社会通念上客観的にみて合理的な理由があるものと認められ、同法第8条第2項第3号に相当する規定の「相当な理由がある」ときに該当し、また、私立学校・株式会社立学校に同様の情報を提供することは、一般に同項第4号に相当する規定の「本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるときに該当し、本人や保護者の同意を得ることが困難であつても、第三者提供の原則禁止の例外として認められるとも考えられます。ただし、繰り返しになりますが、条例の解釈はあくまで当該地方公共団体が行うこととなりますので、後述の国立学校や私立学校等の場合の例も参考にしつつ、各地方公共団体・各学校において必要な確認を行い、適切に対応することが必要です。

また、私立学校・株式会社立学校への情報提供については、条例によっては個人情報保護審議会の意見を聴取することが必要とされている場合もあるため、その規定をよく確認した上で、適切な手続を行うことが必要です。

（国立学校）

国立学校については、国立学校又は公立学校に、支援が必要な児童生徒への継続的・組織的な支援のために必要不可欠な範囲で情報を提供することは、上記と同様に、一般に、社会通念上客観的にみて合理的な理由があるものと認められ、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第9条第2項第3号（参考②参照）の「相当な理由のあるとき」に、私立学校・株式会社立学校に、同様の情報を提供することは、同項第4号の「本人以外の者に情報を提供することが明らかに本人の利益になるときに該当すると考えられることから、第三者提供の原則禁止の例外として認められると考えられます。

（私立学校・株式会社立学校）

私立学校及び株式会社立学校について、他の学校に支援が必要な児童生徒への継続的・組織的な支援のために必要不可欠な範囲で情報を提供することは、「〇個人情報の保護（学校間における情報の引継ぎ）」に記載する観点等に鑑みて、個人情報の保護に関する法律第23条第1項第3号（参考③参照）により、第三者提供の原則禁止の例外として認められると考えられます^{※1}。この点、個人情報保護委員会が公表した「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン

(通則編) (平成 28 年 11 月 (平成 29 年 3 月一部改正) 個人情報保護委員会)
(参考④参照) においても、第三者提供の制限に関する例外として、「児童生徒の不登校や不品行等について、児童相談所、学校、医療機関等の関係機関が連携して対応するために、当該関係機関等間で当該児童生徒の情報を交換する場合」とされています※2。

(留意点)

なお、引き継ぎについては、前述のとおり、あくまでも当該児童生徒や保護者の同意を得ることが原則であり、引き継ぎを望まない場合であっても、その理由を聞きつつ、引き継ぐことの利点や、どの程度の内容であれば引き継ぐことが可能かについて話し合うなど丁寧に対応することが重要です。同意を得る努力をしないまま安易に引き継ぐことは適切ではないことに留意が必要です。また、当該児童生徒や保護者から情報の引継ぎについて同意を得る際には、児童生徒や保護者に対して、提供しようとする情報の具体的な内容を示して同意を得ることが必要です。

6. 個人情報の保護 (民間施設等への情報提供)

支援が必要な児童生徒が、学校外の民間施設等を利用する場合には、一定の情報を適切に提供し、学校及び民間施設等双方が連携して当該児童生徒の支援に当たることが効果的と考えられる場合もあります。その際、当該民間施設等において、守秘義務が課されているか否かをあらかじめ確認し、それを当該児童生徒や保護者に十分説明した上で、その個人情報の提供について同意を得ることが望ましいと考えられます。

7. 保存

児童生徒理解・支援シートは、条例や法人の各種規程に基づいて適切に保存されるものですが、出席の状況等指導要録の記載内容と重なる部分もあることから、指導要録の保存期間に合わせて、5年間保存されることが文書管理上望ましいと考えられます。

※1 個人情報の保護に関する法律 (平成 15 年法律第 57 号) が改正され、平成 29 年 5 月 30 日に施行さ

れました。改正により、個人情報を取り扱う全ての事業者が「個人情報取扱事業者」に該当することから、全ての私立学校及び私立学校に個人情報の保護に関する法律が適用されます。

※2 個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、「文部科学省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドライン」(平成 27 年 8 月 31 日文部科学省告示第 132 号) は廃止され、個人情報保護委員会規定の、全ての事業分野に適用される汎用的な「個人情報保護の保護に関する法律についてのガイドライン」が公表されました。

(参考)

① 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (抄)
(平成十五年法律第五十八号)

(利用及び提供の制限)

第八条 行政機関の長は、法令に基づき場合を除き、利用目的以外の目的のために保有する個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有する個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有する個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認めるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
二 行政機関が法令の定める所管事務の遂行に必要な限度で保有する個人情報を内部で利用する場合であつて、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有する個人情報を提供する場合において、保有する個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有する個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有する個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。

3 前項の規定は、保有する個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

4 行政機関の長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有する個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関の内部における利用を特定の部署又は機関に限るものとする。

② 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律 (抄)

(平成十五年法律第五十九号)

(利用及び提供の制限)

第九条 独立行政法人等は、法令に基づき場合を除き、利用目的以外の目的のために保有

たつて、本人の同意は不要である。なお、具体的な事例は、3-1-5（利用目的による制限の例外）を参照のこと。

(3) 公衆衛生の向上又は心身の発達途上にある児童の健全な育成のために特に必要な場合であり、かつ、本人の同意を得ることが困難である場合（法第23条第1項第3号関係）

※3-1-5 利用目的による制限の例外（法第16条第3項関係）

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき（法第16条第3項第3号関係）

事例2) 児童生徒の不登校や不良行為等について、児童相談所、学校、医療機関等の関係機関が連携して対応するために、当該関係機関等間で当該児童生徒の情報を交換する場合

個人情報を利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、独立行政法人等は、次の各号のいずれかにか該当すると認めるときは、利用目的以外のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 独立行政法人等が法令の定める業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であつて、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

三 行政機関（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）第二条第一項に規定する行政機関をいう。以下同じ。）、他の独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める業務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。

③ 個人情報の保護に関する法律（抄）

（平成十五年法律第五十七号）

（第三者提供の制限）

第二十三条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める業務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることにより当該業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

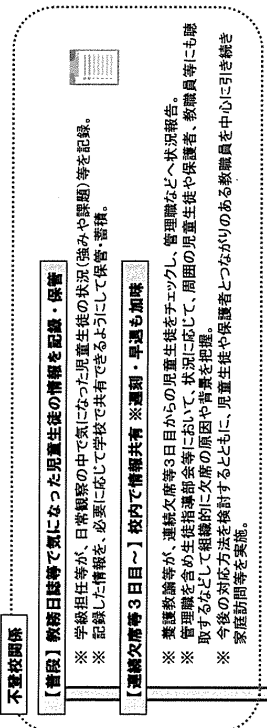
④ 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（抄）

（平成28年11月（平成29年3月一部改正）個人情報保護委員会）

3-4-1 第三者提供の制限の原則（法第23条第1項関係）

次の（1）から（4）までに掲げる場合については、第三者への個人データの提供に当

児童生徒理解・支援シートの作成プロセス(例)



【連絡欠席等7日目～】 【障害のある又は日本国籍指導が必要な児童生徒の在籍】 シート作成準備～記入

- ※ 児童生徒が支援の必要な場合や支援の必要性が予想される場合のほか、保護者及び児童生徒本人からの希望等により、児童生徒等の状況の共通理解を図る。
- ※ 学校の管理職、学級担任、対象分野の担当教員、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が中心となり、それまでに得た情報等を基にアセスメントを行う。
- ※ 必要に応じて医療や福祉等の関係機関と協議し、組織的な支援計画を立てる。
- ※ 児童生徒本人に関わる全員で情報を共有し、役割分担の確認を行う。
- ※ 個人情報取扱について確認を行う。



【シート作成後～】支援の実施、評価及び見直し

- ※ 共有した支援計画を基に、学校、家庭、関係機関で対応を行い、随時情報を共有する。
- ※ 支援の実施状況を踏まえて、必要に応じて計画を修正し、継続した支援を行う。

【進級・進学】引き継ぎ

- ※ 支援による結果を含めて現状を整理し、進級・進学先にシートを提供し、情報を共有することが望ましい。
- ※ 進級・進学先においても、それまでの支援の状況を適切に把握・分析し、計画を作成し、一貫した支援を行う。

参考資料：文部科学省「児童生徒理解・支援シート（参考様式）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/icsFiles/afiedfile/2018/05/24/1405493_002.pdf

(別添2)

取扱注意

児童生徒理解・支援シート(参考様式)

児童生徒理解・支援シート(共通シート)

作成日:平成 年1 月 日
 作成者:HO(記入者名) 通配者:HO(記入者名)/HO(記入者名)/... ※の事項は欄外のある児童生徒、外国人児童生徒等で必要な場合に記入
 (児童生徒) 名前: 性別: 生年月日: 平成 年 月 日
 (よみがな) 0

(保護者等) 名前: 国籍(※): 学校入学年月日(※): 連絡先:
 (よみがな): 平成 年 月 日

国籍(※): 出生地(※):

学年別出席日数等	通配日○/○												
	年度	出席日数											
学年	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	高1	高2	高3	高4
出席しなければならぬ日数													
出席日数													
別添様式													
遅刻													
欠席日数													
指導要綱上の出席扱い													
①教育支援センター													
②教育委員会等設置の機関(○を除く)													
③児童相談所・福祉事務所													
④保健所、精神保健福祉センター													
⑤病院、診療所													
⑥訪問団体、民間施設													
⑦その他の機関等													
⑧IT等の活用													

○を記入する場合は、上記の基本的な情報(学年、出席日数)の様子、指導の種別・回数・出席日数等の情報(出席日数、学習状況(※)、日本語力(※)等)を欄外(記入の欄外)に記載してください。

現在在籍する学校名又は卒業校名

(小)

(中)

(高)

(よみがな)
 児童生徒名

分類番号

児童生徒理解・支援シート(協議シート)

記録者 記録者 記録者 日付 平成 月 日
OO生徒指導主事 OO生徒指導員名 参加者・出席名

学生	学籍	記録者	記録者	記録者	日付	平成	月	日
0	0	0	0	0				

○本人の意向

--

○関係者の意向

--

○関係機関からの情報

--

○支援状況

目標	短期目標	経過・評価
課題・分業名	短期目標 O/OO	経過・評価 O/OO

○確認・留意事項

--

○特記事項

--

掲載した参考資料

◆ 14 ページ

参考資料：山形県HP 「魅力ある学校づくり調査研究事業パンフレット」
(令和2年 山形県教育庁最上教育事務所)



<https://www.pref.yamagata.jp/documents/8074/miryokupan2020.pdf>

◆ 17 ページ

参考資料：山形県HP 「巡回相談事業リーフレット」
(令和3年 山形県教育庁特別支援教育課)



<https://www.pref.yamagata.jp/700027/bunkyo/kyoiku/gakkoukyoiku/tokubetsu/r2/tokushi-junkaisoudan.html>

◆ 20 ページ

参考資料：山形県HP 「やまがた子育て5か条 (リーフレット)」
(令和2年 山形県教育庁生涯教育・学習振興課)



<https://www.pref.yamagata.jp/700015/bunkyo/kyoiku/gakushu/shishin-sakutei.html>

◆ 46 ページ

参考資料：山形県HP 「不登校児童生徒の相談支援ガイド (リーフレット)」
(令和3年 山形県教育庁生涯教育・学習振興課)



<https://www.pref.yamagata.jp/documents/16978/soudanssiengaido.pdf>

◆ 50 ページ

参考資料：山形県HP 「市町村のための子ども虐待対応マニュアル」
(平成30年 山形県子育て推進部)



<https://www.pref.yamagata.jp/010002/kenfuku/kosodate/gyakutaiboshi/manual.html>

参考資料：文部科学省HP 「学校・教育委員会等向け 虐待対応の手引き」
(令和2年 文部科学省)



https://www.mext.go.jp/content/20200629-mxt_jidou02-100002838.pdf

◆ 52 ページ

参考資料：山形県HP 「ひきこもり支援ガイドブック」
(平成31年 山形県子育て推進部・健康福祉部)



<https://www.pref.yamagata.jp/010003/bunkyo/wakamonoseishounen/seishonen/hikikomoriguide.html>

参考・引用文献一覧

1	1・2・3・4章	文部科学省『不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)』令和元年10月25日付け元文科初第698号	参考・引用
2	1章	文部科学省『小学校学習指導要領』H30.2	参考・引用
3	1章	文部科学省『中学校学習指導要領』H30.3	参考
4	1章	文部科学省『高等学校学習指導要領』H31.2	参考
5	1章	文部科学省HP「フリースクール不登校に対する取り組み」 https://www.mext.go.jp/march_lion/torikumi_futoukou.htm (最終検索日R3.5.23)	引用
6	1章	文部科学省『令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査』R3	引用
7	1章	文部科学省『令和2年度不登校児童生徒の実態調査結果の概要』R3 https://www.mext.go.jp/content/20211006-mxt_jidou02-000018318-2.pdf (最終検索日R3.12.21)	参考・引用
8	1章	文部科学省HP「小・中学校に通っていない義務教育段階の子供が通う民間の団体・施設に関する調査について(平成27年8月)」H27.8 https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tyousa/1360614.htm (最終検索日R3.5.23)	参考・引用
9	1章	文部科学省『不登校児童生徒への支援について』(R2.2.4 規制改革推進会議資料1) https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/meeting/wg/koyou/20200204/200204koyou01.pdf (最終検索日R3.8.25)	引用
10	1章	文部科学省『「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(答申)』R3.1 https://www.mext.go.jp/content/20210126-mxt_syoto02-000012321_2-4.pdf (最終検索日R3.12.21)	引用
11	2章	文部科学省『生徒指導提要』H22.3	参考・引用
12	2章	山形県教育庁最上教育事務所『魅力ある学校づくり調査研究事業パンフレット』R2	参考・引用
13	2章	山形県HP『令和3年度特別支援巡回相談事業について』山形県教育庁 https://www.pref.yamagata.jp/700027/bunkyo/kyoiku/gakkoukyouiku/tokubetsu/r2tokushi-junkaisoudan.html (最終検索日R3.12.21)	引用
14	2章	山形県HP『やまがた子育て5か条リーフレット(令和2年度一部改訂)』山形県教育庁 https://www.pref.yamagata.jp/700015/bunkyo/kyoiku/gakushu/shishin-sakutei.html (最終検索日R3.12.21)	引用
15	3章	山形県教育センター『児童生徒の不登校に関する学校の取り組み方や指導援助の進め方についての研究』研究報告書 H3.3	参考
16	3章	菅野純『不登校 予防と支援Q&A70』明治図書 H19 pp.16-29	参考
17	3章	文部科学省『現代的健康課題を抱える子供たちへの支援～養護教諭の役割を中心として～』H29.3	参考
18	3・5・8章	山形県教育庁『不登校児童生徒の相談支援ガイド(リーフレット)』R3.3	参考・引用
19	4章	文部科学省 国立教育政策研究所『不登校・長期欠席を減らそうとしている教育委員会に役立つ施策に関するQ&A』H23.6 https://www.nier.go.jp/shido/fqa/FutoukouQ&A.pdf (最終検索日 R3.5.11)	参考
20	4章	文部科学省『児童生徒理解・支援シートの作成と活用について』 https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/_icsFiles/afieldfile/2018/05/24/1405493_001.pdf (最終検索日R3.12.21)	参考・引用
21	4章	文部科学省『児童生徒理解・支援シート(参考様式)』 https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/_icsFiles/afieldfile/2018/05/24/1405493_002.pdf (最終検索日R3.12.21)	参考・引用
22	6章	長澤正樹・関戸英紀・松岡勝彦『こうすればできる:問題行動対応マニュアル ADHD・LD・高機能自閉症・アスペルガー障がい理解と支援』H17.5 pp.92-95	参考・引用
23	6章	中田洋二郎『医療・相談機関の利用の仕方ー病院、教育センター、児童相談所など』『児童心理 2004年6月号臨時増刊No.807』金子書房 H16.6 pp.106-115	参考
24	6章	山形県子育て推進部『市町村のための子ども虐待対応マニュアル』H30	参考
25	6章	山形県子育て推進部・健康福祉部『ひきこもり支援ガイドブック』H31	参考・引用
26	6章	大阪府医師会『児童生徒の心のケア～関係機関との連携の手引き～』 https://www.osaka.med.or.jp/img/doctor/mentalcare.pdf (最終検索日R3.5.18)	参考・引用
27	6章	山形県教育センター「特別号 教育相談Q&A」『山形教育』山形県教育研究会 H21.9 pp.56-59	参考・引用
28	6章	文部科学省HP「学校・教育委員会等向け 虐待対応の手引き」R2.6 https://www.mext.go.jp/content/20200629-mxt_jidou02-100002838.pdf (最終検索日R3.5.26)	参考
29	6章	山形県HP「ひきこもり相談 自立支援センター 巣立ち」山形県精神保健福祉センター https://www.pref.yamagata.jp/091013/kenfuku/shogai/iryo/hokenfukushicenter/sudati.html (最終検索日R3.5.28)	参考
30	8章	山形県HP「若者相談支援拠点を設置しています」山形県しあわせ子育て応援部 https://www.pref.yamagata.jp/010003/bunkyo/wakamonoseishounen/wakamono/kyoten-osirase.html (最終検索日R3.5.28)	引用
31	8章	山形県HP「地域若者サポートステーションをご利用ください」山形県産業労働部 https://www.pref.yamagata.jp/110009/sangyo/rodo/kyusyokusha/saposute.html (最終検索日R3.5.28)	引用
32	8章	山形県HP「発達障がい児・者のための医療機関情報」山形県健康福祉部 https://www.pref.yamagata.jp/090004/kenfuku/hattatsu/iryoukikanjoho.html (最終検索日R3.12.21)	引用
33	全体	千葉県教育委員会『千葉県版不登校対策指導資料集』H30.3	参考
34	全体	和歌山県教育委員会『不登校問題対応の手引き-欠席しがちな児童生徒への対応-』H29.2	参考
35	全体	仙台市教育委員会『不登校対策ハンドブック』H31.3	参考
36	全体	岡山県教育委員会『岡山型長期欠席・不登校対策スタンダード』H31.3	参考
37	全体	熊本市教育委員会『いじめ・不登校対策ハンドブック(改訂版)』H27.3	参考
38	全体	滋賀県教育委員会『学校教員向け 不登校児童生徒への対応について』H30.3	参考

不登校児童生徒の自立支援ネットワーク構築検討会議委員（R3）

安達 えり	特定非営利活動法人With優 フリースクール主任
樋口 愛子	クローバーの会@やまがた 代表
荒木 秀和	特定非営利活動法人pchユニテッドアスリートクラブ 事務局長
佐藤 義弥	特定非営利活動法人オープンハウスこんぺいとう 事務長
花輪 敏男	FR教育臨床研究所 所長
伊藤 洋子	山形大学教職研究総合センター 客員准教授
木津 美加子	鶴岡市教育委員会学校教育課 スクールソーシャルワーカー
佐藤 慎治	山形県中央児童相談所 副所長
坂本 尚志	山形市総合学習センター 教育相談員
高橋 久美子	新庄市教育委員会適応指導教室 教育相談員
金沢 真	米沢市教育委員会ガイダンス教室 室長
吉田 真一	酒田市教育委員会適応指導教室 相談専門員
櫻井 順一	山形市立第二小学校 校長
山川 明宏	山形市立第五中学校 校長
鈴木 優子	山形県教育センター教育相談課 課長
那須 隆秀	山形県教育庁 教育次長

原稿執筆協力者

白幡 恵美	山形県立こども医療療育センター 診療科長
松下 尚樹	村山教育事務所指導課 指導主事
伊藤 与奈	村山教育事務所指導課 指導主事
佐藤 公大	最上教育事務所指導課 指導主事
平賀 正和	長井市立長井南中学校 教頭
坂野 亮	庄内教育事務所指導課 指導主事

不登校児童生徒の支援ハンドブック作業部会（R2・3）

長岡 康一	山形県教育センター教育相談課 指導主事
島貫 祐樹	山形県教育庁義務教育課 指導主事
軽部 隆一郎	義務教育課 指導主事
矢野 裕之	特別支援教育課 課長補佐
伊東 達	特別支援教育課 主任指導主事
寺澤 聡	高校教育課 指導主事
佐々木 剛	高校教育課高校改革推進室 高校改革主査
五十嵐久恵	スポーツ保健課 主査
菅原 吉利	生涯教育・学習振興課 社会教育専門員
村上 康広	生涯教育・学習振興課 社会教育主査
加藤 千雅	生涯教育・学習振興課 生涯学習主査
工藤 陽介	生涯教育・学習振興課 社会教育主査

不登校児童生徒の支援ハンドブック

令和4年3月

山形県教育委員会

〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号